

アジア研究所・アジア研究シリーズ No.88

韓国新政権の中間評価と朝鮮半島情勢

平成 25・26 年度研究プロジェクト
「新政権下での朝鮮半島情勢」

亜細亜大学アジア研究所
2016年1月

アジア研究所・アジア研究シリーズNo.88

韓国新政権の中間評価と朝鮮半島情勢

平成25・26年度研究プロジェクト
「新政権下での朝鮮半島情勢」

研究代表者 奥田 聡

目 次

まえがき	奥田 聡	1
朴槿恵政権の経済政策—公約と現実とのはざままで—	奥田 聡	3
中韓協定の成立—朴槿恵は敵方に回った—	鈴置 高史	49
大きな亀裂が生じた日韓関係	野副 伸一	77
サムスン減益と韓国経済	石田 賢	101
韓国における日本商社のステータス変遷	藤田 徹	127
国家元首に対する名誉毀損の刑事責任 ～韓国における産経新聞事件を中心に～	田中 俊光	151

韓国新政権の中間評価と朝鮮半島情勢

ま え が き

研究プロジェクト代表 奥 田 聡

本報告書は、2013年度～14年度（平成25年度～26年度）に実施したアジア研究所の研究プロジェクト「新政権下での朝鮮半島情勢」の成果である。

本研究プロジェクトが発足したのは2013年4月であった。朴槿恵政権が誕生してから2か月しかたっておらず、その手腕に対して内外の期待が寄せられていた。折しも、北東アジアでは韓国のみならず、北朝鮮、中国、そして日本でも政権交代があり、地域全体が一斉に体制を一新することによる影響に対しても関心が寄せられていた。

あれからすでに2年半余りの歳月が経過し、朴政権も折り返し地点を過ぎて任期後半に入った。研究プロジェクトを運営したのは朴政権の前半2年の間であったが、この間に経済政策の迷走、対日関係の悪化と対中傾斜、韓国企業の雄たるサムスン電子の成長鈍化、司法の独立性など、様々な問題が浮上してきた。本研究プロジェクトでは、これらのような現代韓国のタイムリーなトピックスについて扱うことにより朴政権への中間評価を浮き彫りにするとともに、変転の激しい韓国の政治・経済・社会の将来展望に資することを狙った。

本報告書作成に当たり、研究会での活発な議論に参加し、多忙な中にもかかわらずそれぞれの学問的専門の立場から興味深い研究成果をまとめてくださった委員各位に心からの感謝の意を表したい。また、研究会での発表を通じて委員の問題理解を深めるのを助けて下さった講師の方々に対しても謝意を表したい。なお、本報告書に掲載されている内容は、アジア研究所および執筆者の所属機関の公式見解ではないことにご留意いただきたい。本報告書が韓国研究者をはじめ韓国の経済、外交、社会の動向に関心を持つ多くの方々の参考となれば幸いである。

朴槿恵政権の経済政策

—公約と現実とのはざまで—

奥田 聡

Park Geun-hye's Economic Policy : Pledge and Reality

Satoru OKUDA

はじめに

2012年12月、韓国では第18代大統領を選出する選挙が実施された。保守のセヌリ党は保守本流の朴槿恵を候補として擁立して万全の構えで選挙に臨んだ。これに対し、進歩勢力は候補の一本化に手間取り、票をまとめ切れなかった感がある。結局、選挙戦は保守票を手堅くまとめた朴槿恵の勝利に終わった。2013年2月に朴槿恵は韓国の第18代大統領に就任したが、政権発足後はその経済運営に注目が集まった。大統領選においては保守、進歩双方の主張に大きな差がなく、論戦は盛り上がりを欠いたが、経済関連の論点に対する国民の関心はきわめて高いからであった。朴政権の任期はすでにその前半を終え、現在は折り返し地点に立っているところであるが、山積する経済の諸懸案に可能な限り対処しようとしたものの、さしたる成果が上がったとは言いがたく、その道のりは平坦ではなかった。本稿では、朴槿恵政権の政策のうち、とくに経済政策に注目し、その成り立ちと執権下における状況を跡付け、その上で若干の展望を提示してみようと思う。

第1節 朴槿恵の経済政策の出自

・自由経済信奉と弱者重視が共存する経済政策思想

朴槿恵は韓国経済発展の基礎を築いた朴正熙の娘であり、父が暗殺された後に入った政界では一貫して保守勢力の中で地歩を固めてきた。そうした背景から、経済政策における基本的な姿勢は自由経済の維持と発展を支持するものであると考えられる。2007年の大統領選を控えて行われたハンナラ党（現セヌリ党）公認候補選出の過程で打ち出したスローガンが「줄·平·세」つまり減税、規制緩和、法治確立の三点であった。この際、朴槿恵はハンナラ党代表在任時（2004－06年）に「小さな政府・大きな市場」を主張したとも語っている¹。これらはいずれも企業活動の自由を認めることに主眼を置いたもので、特に大企業の活動におけるフリーハンドを大きく取ろうとする意図が見て取れる。

しかし、彼女の経済政策に関する考え方は保守派の政治家にありがちな新自由主義一辺倒というよりは、結果の平等にも配慮する進歩派的な側面をも併せ持ったものであった。

その要因としては朴槿恵の巧みな選挙運営と関連した民心掌握術があげられる。彼女は「選挙の女王」という異名をとることでよく知られている²。有権者らの機微に触れる言動もさることながら、その主張の中に折々の韓国経済・社会の課題をうまく織り込みながら選挙戦を進めるスタイルは独特のものである。21世紀にはいつてからの韓国の選挙における有権者の最大の関心事の一つが弱者への配慮であり、朴槿恵もこの点への目配りは忘れなかった。

朴槿恵の大統領就任前における経済的自由を重視しつつ経済弱者にも配慮した考えが表れる言動の一例として、2007年4月の韓米FTA（自由貿易協定）妥結に際しての次のコメントを挙げる。

「国益という次元において、(韓米FTAを推進した盧武鉉)大統領の決断を

高く評価する。政府は今後、農業や畜産業などマイナスの影響が予想される分野に対して関心を傾け対策に力を入れていくべきだ。政界も一致団結してこれに賛同していかねばならない^{3]}

(カッコ内は筆者注)

・絶妙だった李明博政権との距離感

朴槿恵は時間が下るほど経済民主化や福祉重視など、どちらかというところの左寄りの経済政策を標榜するようになったが、その過程で李明博政権の民生重視への政策転換をうまく利用した感がある。

2008年2月に発足した李明博政権は「小さな政府」を標榜し、大企業主導による成長率のかさ上げを目指して一連の親企業的政策を展開した^{4]}が、中小企業の業績低迷や家計への所得分配の低下などがクローズアップされ、企業寄り政策は批判を受けるようになった。2010年6月の地方選挙で与党ハンナラ党が敗北し、これ以後李明博政権は「相生」、「同伴成長」を掲げて民生重視を前面に打ち出した^{5]}。

この間、朴槿恵と李明博の間に以前からあった確執^{6]}が李明博政権発足後に与党内対立の形で表面化し^{7]}、李政権の政権運営に対して朴槿恵はしばしば非協力的姿勢を示した^{8]}。だが地方選でのハンナラ党敗北の後の2010年8月、李明博と朴槿恵は単独会談を持ち、対立関係は一時「休戦」となった。当時李明博の政権支持率と朴槿恵の次期政権走者としての支持率はともに低迷しており、両者とも支持率回復のために与党支持者の分裂・離散を避けたいという点で思惑が一致した結果であった。これ以後朴槿恵は李政権に対する批判を控えるようになり^{9]}、福祉を経済政策の前面に押し出すようになった。2010年12月の社会保障基本法改正と関連した公聴会で朴槿恵は自身の「韓国型福祉モデル」を披露し、2年後の大統領選に向けた布石を打った^{10]}。

朴槿恵は経済政策における福祉重視を打ち出すに当たって李明博とのイメージ差別化にもある程度成功している。李明博政権の企業寄り政策が批判される中、朴槿恵が政権運営に対して非協力的態度に終始したが、かえって

このために朴槿恵には企業寄り政策を推進した李明博とは反対のイメージがもたれるようになっていた。李政権の政策が不人気である間は非協力あるいは批判を加え、政策転換により政策への評価が高まるとそれに乗ることで、朴槿恵は手堅く得点を稼いだ形である。

・ 朴槿恵の李明博に対する差別化と弱者重視の経済公約形成

与党内に有力な対抗馬のない中、朴槿恵は与党ハンナラ党の実力者としての勢力を蓄えていった。また、同党大統領候補の最有力者との評価は不動のものとなりつつあった。

そうした中、2011年10月のソウル市長選でハンナラ党は敗北した。そして2011年12月には党所属議員の秘書による DDos 攻撃事件¹¹ が発覚してハンナラ党は世論の強い批判にさらされ、当時の洪準杓代表は辞任を余儀なくされた。このハンナラ党の危機は、党内での存在感を増していた朴槿恵にとって追い風となった。窮地に陥ったハンナラ党を立て直すため、朴槿恵は同月に非常対策委員長に就任、事実上の党首の立場に立った。

その後朴槿恵は自身と李明博との差別化をさらに進めた。2012年2月、ハンナラ党は党名をセヌリ党と改名するとともに、党綱領および基本政策を改訂した。政策改訂の趣旨は、それまでの新自由主義的な政策基調を修正することにあった。

新基本政策では、10大約束の最初に福祉国家の建設を掲げた。普遍的福祉の重視が打ち出され、生涯オーダーメイド式福祉（ライフサイクル別に必要なサービスを受けられる）を韓国型福祉モデルと設定している¹²。これらは2010年12月に朴槿恵が表明した福祉構想を引き継いだものといえる。このほか、雇用創出、経済民主化、IT を通じた創造的國家の実現（創造経済）、機会均等などが掲げられ、後の朴槿恵の経済政策の骨格がここに姿を現したといえる。

朴槿恵の「李明博離れ」は2012年3月に入って本格化した公認候補選びを通じてより鮮明になった感がある。公認作業では親朴派が幅を利かせ、親李

派の多くが公認から漏れた¹³。2008年総選挙では台頭する親李派に押された親朴派は不遇を託したが、2012年総選挙では攻守所を替えた。

・大統領選の結果を予言した2012年総選挙

2012年は総選挙と大統領選が同時に行われるダブル選挙の年であった。4月に行われた総選挙はその年の12月に行われた大統領選の帰趨を占う重要な前哨戦であった。野党第1党の民主統合党は大統領選を見据えて前年末に党再編を経て党勢が盛り返していたが、与党セヌリ党は前年来のダメージからの再建途上にあった。このため、セヌリ党が過半数議席の獲得に失敗するとの観測も少なからず出ていた。厳しい情勢にもかかわらず、朴槿恵が「選挙の女王」としての能力を遺憾なく発揮し、セヌリ党は過半数となる152議席を獲得する「大逆転」¹⁴を収めた。与党の勝因は次の3点に要約されよう。

第1に、朴槿恵が年初来推進した李大統領からの決別が功を奏し、総選挙において「李明博審判論」を展開しようとした野党の思惑を封じたことが挙げられる。とくに、選挙前の公認作業で親李派の多くが脱落させたことがプラスとなった。親李系脱落は新味の薄れた既存政権からの決別という民意に沿う行動を演出することとなった。

第2に、野党の失策である。野党の民主統合党は候補の多くを盧武鉉元大統領に近い親盧派で固めたが、これが裏目に出た。野党候補の顔ぶれがさしたる経済的実績を残さなかった盧政権当時を連想させ、旧態依然の主導権争いが繰り返されたからであった。

第3に、与党が福祉拡大策を提示したことで政策面でも野党の戦略を封じたことを上げられる。与党は2月に改訂した新基本政策から導き出した福祉公約を前面に押し立てて選挙戦を戦った。具体的な内容は表1のとおりだが、李明博政権が民生重視の一環として打ち出した政策（中小企業業種への参入規制など）を含みつつ、かなり踏み込んだ内容となっている。特に、高校無償教育や乳幼児保育費の支援は普遍的福祉の考えを具体化した政策であり、保守政党が掲げる政策としては画期的といえる。また、与党の福祉公約は拡

大の規模を比較的小さく設定したことがプラスに作用した。与党の福祉公約の規模は75兆ウォン（約7.7兆円）と野党の半分以下だが、その分実現の可能性を大きく見せることができた。このほか、与党が景気刺激の必要性への配慮を忘れなかったことも大きかった。これに対し、野党は所要額165兆ウォン（約17兆円）という超大型の福祉拡大策を提示したがその財源が不明確であった。

表1 セヌリ党の新基本政策と2012年総選挙の公約（経済関係）

基本政策	2012年総選挙公約
福祉国家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校無償、義務教育化の段階的拡大（段階的高校無償教育） ・ 0～5歳の保育費、養育手当で支援（全階層に養育手当と保育費支援） ・ 健康保険の保障性拡大（必須医療行為、重症患者に対する健康保険給付拡大） ・ 低賃金労働者に対する社会保険財源支援の拡大（社会保険料負担の緩和） ・ 非受給貧困層支援「財産所得換算制」改善
経済民主化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本所得に対する課税強化（金融所得総合課税の基準金額を下方調整） ・ 非課税、減免制度の整備（最低限税率の引き上げ） ・ 内部取引への集中（일감몰아주기）を通じた私利追求の根絶（定期的な内部取引実態調査） ・ 大企業の無分別な中小企業事業領域進出の防止（参入規制） ・ 不当単価引き下げ、談合行為など長年にわたる不公正取引慣行の根絶（下請け代金の値切りをさせない制度的装置を強化） ・ 厳正な法執行と社会的けん制装置の強化

出所：유진숙 (2012) より抜粋。

朴槿恵の選挙指揮の下、セヌリ党は勝てないといわれた2012年総選挙において過半数議席の獲得に成功し、朴槿恵は李明博とは差別化された大統領候補としてのブランドイメージを確立したのであった。また、セヌリ党の勝利により保守勢力の結集とその与党支持が改めて確認されたのであった。

第2節 争点なき大統領選

・与党大統領候補として順当に歩みを進めた朴槿恵

2012年4月の総選挙に勝利を収めたことで、与党セヌリ党は保守勢力の総力を挙げて朴槿恵を大統領候補に推戴する方向で動き始めた。一方の野党は総選挙の敗北の責任をめぐり内部抗争に明け暮れた。また、前年の2011年後半に彗星のごとく韓国政界に出現した進歩系無所属の安哲秀との大統領選を見据えた連携も遅々として進まなかった。

同年9月までに大統領選の有力候補の顔ぶれが決まった。セヌリ党は予定通り朴槿恵を大統領候補として擁立した。野党勢力は統一候補擁立ができず、分裂状態のまま選挙戦に臨まざるを得なくなった。野党第1党の民主統合党が親盧派で党常任委員の文在寅を擁立、安哲秀は無所属で立候補することとなった。その後、候補登録の直前になって安哲秀が文在寅への支持を表明して選挙戦から退き、選挙戦は保守・進歩両勢力の統一候補同士が戦う構図となった。しかし、安哲秀の支持者のかなりの部分が浮動層あるいは朴槿恵支持へと流れ¹⁵、情勢は野党にとって厳しいものとなった。

・盛り上がらない政策論争

11月26日に候補登録が行われ、12月19日の投票日に向けた選挙戦がスタートした。だが、政策論争は盛り上がりを欠き、それまでの大統領選とは一風変わった風景が現出した。朴候補と文候補が掲げる政策は、4月の総選挙の際に与野党が掲げたのがほぼ引き継がれ、福祉拡充や南北対決ムードの緩和、経済民主化の推進などの主要政策では基本的な方向性には大差がなく、FTA や財源対策などの分野における差異が目につくという程度であった。4月の総選挙のときと同じく、与党が野党の伝統的主張を広く取り込んだ構図となり、野党としては政策面での差別化が難しい戦いとなった。

表2は2012年大統領選における朴槿恵と文在寅の主要経済公約を対比させたものである。まず、両陣営に共通する公約が少なからず目につくであろう。

表2 2012年韓国大統領選 経済公約比較

項目		朴槿恵	文在寅
福祉	嬰・乳児、こども	<ul style="list-style-type: none"> ・0～5歳児の無償保育と養育手当支給 ・第3子以降の大学授業料を全額助成 ・年所得4000万ウォン以下の世帯の18歳以下子女1人当たり最大50万ウォン助成する子女奨励税制 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～5歳児の無償保育と養育手当支給 ・出産前後の休暇給与を最高150万ウォンに引き上げ ・12歳未満に対し児童手当支給（10万ウォン）
	学生・青年	<ul style="list-style-type: none"> ・高校無償教育 ・大学授業料助成（25～100%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校無償教育 ・大学授業料を半額に
	老人・障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎老齢・障害者年金を基礎年金に統合、年金額を倍増 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎老齢・障害者年金を17年までに倍増
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・4大重症疾患（癌、心疾患、脳疾患、希少難治性疾患）100%健康保険保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費負担上限（1人当たり年100万ウォン）
財源		<ul style="list-style-type: none"> ・増税、税目新設を自制 ・脱税・滞納に厳正対処、地下経済の陽性化 ・非課税、減免措置の時限制 ・類似・重複事業の統廃合 ・福祉公約の所要額は5年間で97兆5900億ウォン、135兆ウォンの財源調達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税、大企業最低限税率を引き上げ ・株式譲渡益への課税強化 ・大企業向けの非課税・減免措置を撤廃 ・福祉公約の所要額は5年間で192兆ウォン、197兆ウォンの財源調達。
経済民主化	循環出資	<ul style="list-style-type: none"> ・新規循環出資を禁止、既存分は合法化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規循環出資を禁止、既存分は3年以内に自主的解消
	出資総額限度	<ul style="list-style-type: none"> ・復活反対 	<ul style="list-style-type: none"> ・復活。出資限度は純資産の30%。
	不公正取引の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・財閥犯罪の赦免制限 ・不当内部取引の利益没収 ・中小企業適合業種制を活性化（在来商人保護） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財閥犯罪の赦免制限 ・財閥オーナー一家の不当私益追求を根絶 ・大型流通業者の新規出店を許可制に
韓米FTA		<ul style="list-style-type: none"> ・再交渉論議は可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者・国家訴訟制（ISD）など毒素条項のため再交渉
雇用拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用率70%達成 ・非正規職の正規職転換を推進 ・定年を60歳に延長 ・IT活用による新成長動力（創造経済論） 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用率70%達成 ・非正規職を半減 ・定年を60歳に延長、段階的に65歳に ・公共サービス部門で40万人雇用
家計負債		<ul style="list-style-type: none"> ・国民幸福基金（18兆ウォン）を創設、負債を50%まで肩代わり ・年利20-30%の高金利貸出を10%台貸出に転換（限度1000万ウォン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピエタ3法（利子制限法など）を導入、利子率上限を39%から25%に引き下げ ・信用不良者の再起を助ける「ヒーリング通帳」（差押禁止口座）
不動産		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得税を半減 ・分譲価格上限制を撤廃、チョンセ・月極め家賃の上限制導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約に更新請求権を付与 ・チョンセ、月極め家賃の引き上げ幅を年5%に制限 ・生涯最初の住宅購入時、取得税を免除（6億ウォン以下物件）

出所：『東亜日報』2012年12月18日付ほか報道を総合し、筆者作成。

福祉分野では0～5歳児の無料保育、高校無償教育、大学授業料助成など、子ども・若者への保育、教育対策や、高齢者への一律給付となる老齢年金などはほぼ共通である。このほか、経済民主化においては新規の循環投資の禁止や、財閥犯罪への赦免制限が、雇用拡大においては雇用率70%の達成、非正規職の削減、定年の60歳への延長などが、そして家計負債対策としては家計負債の利払い軽減などの公約がほぼ同様の形で盛り込まれている。

ただ、仔細に見れば両者の主張の差はある。後の政策展開を考える上で重要な差異となったのは、「増税なき福祉拡大」と「創造経済」であった。朴槿恵は総額97兆ウォン余り、文在寅は総額197兆ウォンという巨額の福祉拡大策を提示したが、朴槿恵が増税に慎重な姿勢を打ち出したのに対し、文在寅は法人税引き上げと大企業向けの租税減免措置の撤廃を前面に打ち出すなど持てる者への課税で対処しようとした。朴槿恵の提示した5年間の総額135兆ウォンに上る財源調達案においては、予算節減と歳出構造調整で71兆ウォン、税制改編による歳入増で48兆ウォンを捻出するとしているが、付加価値税や所得税の増税などの普遍的増税による調達は想定されていない¹⁶。また、雇用分野においては、朴槿恵がITを活用して経済の高付加価値化を誘導するという創造経済論を展開し、これと企業向けの税制優遇を組み合わせることで雇用を誘発しようとの考えを示した。反対に、文在寅は政府が雇用を作り出すことで成長を促進する考えを示し、任期内に公共サービス部門で40万人を雇用するとした。

このほかにも、両陣営の主張には多少の差異が見られる。経済民主化では朴槿恵が大企業グループ内での循環出資について将来分のみを禁止するのに対し、文在寅は既存分についても解消すべきとして大企業への厳しい姿勢を見せた。家計負債の処理に関しては、朴槿恵が総額18兆ウォンの国民幸福基金を創設して債務削減を図ることを明らかにした。これは、自立促進的で経済の自由を重視する傾向のある朴槿恵の公約の中ではやや異色といえる。

・朴槿恵の大統領当選

12月19日の投票の結果、得票率51.5%で朴槿恵が韓国の第18代大統領に選出された。韓国初の女性大統領であり、初の親子2代にわたる大統領である。組織戦術の面では、保守層の結束のほか野党の候補一本化の遅れという「敵失」に救われた面が強く、朴槿恵個人への好感度高い高齢層の支持をまとめたことも朴槿恵の勝因であった。朴、文両陣営の公約は似通っており、特に経済公約での類似性は上でみたとおりである。それにもかかわらず、投票率が75.8%と高かった背景には、依然として激しいイデオロギー対立¹⁷、経済公約への国民の高い関心などが挙げられよう。

第3節 朴槿恵政権の多難な出帆

・経済重視の就任演説と政権出帆前後のもたつき

2013年2月25日、朴槿恵は大統領に就任した。就任演説では経済に関する言及が全体の6割程度にも及んだ。選挙戦での公約の中でも特に「創造経済」を前面に押し出したことが目立った。このほか、父である朴正熙元大統領の主導により成し遂げられた驚異的な経済発展「漢江の奇跡」に言及しつつ、第2の漢江の奇跡の実現を高らかに宣言している。朴正熙元大統領が漢江の奇跡の過程で重用した経済副総理制が今回の政権交代を機に復活したことと併せ、復古調の政権交代を印象付けた。

就任前後の合計4ヶ月にわたり朴槿恵は政権立ち上げの準備に忙殺されることとなった。取り組むべき主な課題としては政府部署改編と閣僚人事があったが、それぞれ野党の抵抗に遭って政権発足当初の貴重な時間を空費せざるを得なかった。

政府部署改編は経済分野に集中した。最も注目されたのは創造経済の主管部署となる未来創造科学部の新設であった。同部は朴槿恵政権の中核部署と目され、次官を2人置く大型部署としてスタートした。教育科学技術部をコアとし、国家科学技術委員会、放送通信委員会、知識経済部、安全行政部、

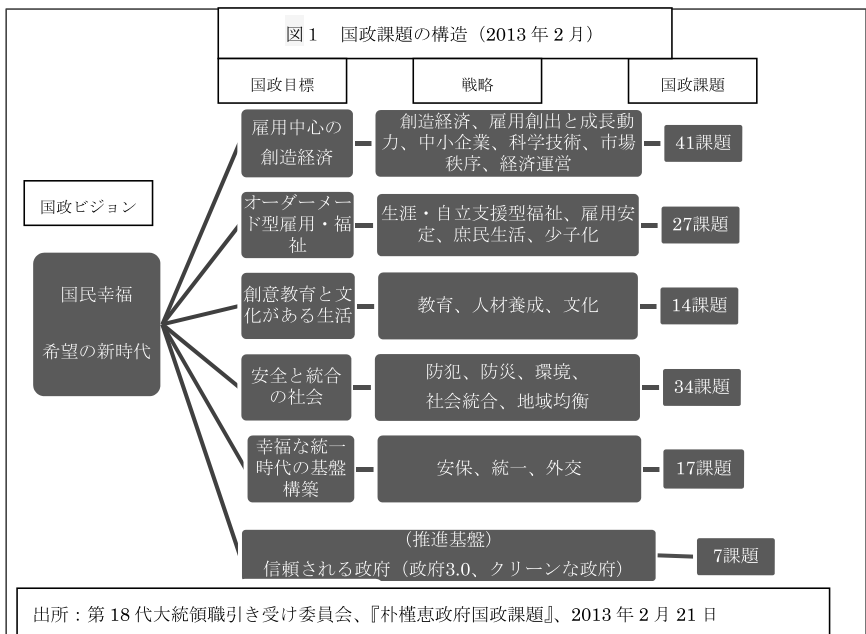
文化体育観光部など分散されていた科学技術、情報通信関連の業務を集約した。このほか、李明博政権で廃止された経済副首相（企画財政部長官との兼務）が復活し、経済政策執行の上での司令塔役が明示されることとなった。対外経済政策の面では、外交通商部の通商機能が知識經濟部（政府部署再編後は産業通商資源部）に移管され、FTA 推進などの業務を経済部署が取り仕切ることとなった。しかし、国会先進化法の規定により事実上の拒否権を持つ野党の抵抗により政府部署の改編に必要となる政府組織法改正案の国会通過が遅れ¹⁸、部署改編が確定したのは朴槿惠の就任後約1ヶ月後の3月23日のことであった。

経済政策の実務を担う閣僚指名ではさらなる紆余曲折があった。未来創造科学部長官の人事は経済部署の中でもっとも難航したケースである。このポストに朴槿惠は金鍾勲・米国ベル研究所長を2月17日に指名し、文字通り三顧の礼を尽くす形で迎え入れようとした。だが、韓国政界の現実に挫折感を感じた金鍾勲は半月後となる3月4日に指名を辞退、米国に帰国した。未来創造科学部は新政権の中核となる部署であり、その長官に指名されていた金鍾勲は政権の経済政策の旗頭とも目されていた。それだけに、金鍾勲の指名辞退は新政権にとっては大きな痛手となった。結局、未来創造科学部長官には崔文基・韓国科学技術院（K A I S T）教授を充てることとしたが、4月1日に行われた国会の人事聴聞会で、新政権が経済政策の柱に据えた「創造経済」の概念を崔文基がうまく説明できず、国会から人事聴聞経過報告書を取り付けるのに失敗した¹⁹。結局、朴槿惠は4月17日に国会からの人事聴聞経過報告書を取り付けないうまま崔文基の任命を強行し²⁰、大統領就任後52日目にしてようやく新政権の閣僚の顔ぶれがそろった。また、5年ぶりの復活となる経済副首相の人事も大方の予想を裏切る意外なものとなった。1月段階での下馬評では経済運営における重鎮を予想する向きが多かった²¹が、2月17日に指名されたのは玄奘錫・韓国開発研究院（KDI）院長であった。玄奘錫をトップとして迎える企画財政部内部ではこの人事について「予想した人は誰もいない」と意外感を持って受け止めた²²。玄奘錫は主に経済企画院

とその後身の財政経済部といった経済政策実務の企画畑を歩んだ人物だが、経済官僚としてのキャリアは2001年に退職した税務大学長が最後である。長官、次官を経験せずに経済副総理が誕生するのは韓国史上初のケースである。

・「創造経済」の強調と広がる戸惑い

2013年2月21日、大統領職引き受け委員会は『朴槿恵政府 国政課題』を発表し、ここに新政権の政策の概要が姿を現した。このとき発表された国政課題は、大統領選当時に提示された公約（10大公約、20大分野、201公約、674細目公約）をもとにまとめられ、4大国政基調、13大戦略、140課題が提示された（図1を参照）。やはりここでも経済関連の課題が多くを占めた。大統領選後2ヶ月の時点でのまとめであるが、選挙公約とは力点が異なる印象をうける。この国政課題では、創造経済、雇用が前面に出された反面、経済民主化は戦略項目からははずされ、福祉拡大も扱いがやや小さくなった。



選挙戦の時には朴槿恵と文在寅の公約に大きな差がなかったが、IT 活用による高付加価値化を説く創造経済の発想には朴槿恵の独自色が強かった。この時点での創造経済の強調には、大統領選での対立候補である文在寅の政策との差異を際立たせる意図も感じられる。創造経済は就任演説でも強調されており、朴槿恵政権初期の経済政策を特徴付けるものとなった。

しかし、創造経済に対する国民の反応は芳しくなかった。上述のように、主管部署の長官候補の崔文基が4月1日の人事聴聞会の席上、創造経済の概念をうまく説明できなかった。政府部内でも新政権が突如として打ち出した創造経済の実体を掴みかねており、専門家による討論会まで開いたが、「創造経済の神秘的な姿は明確に現われなかった」²³ という。政策遂行サイドにおいてすら具体的イメージをつかめていない創造経済に対し一般国民が理解できないのは当然のことであったといえよう。

・朴槿恵政権が直面した韓国経済の厳しい現実と政策軌道の修正

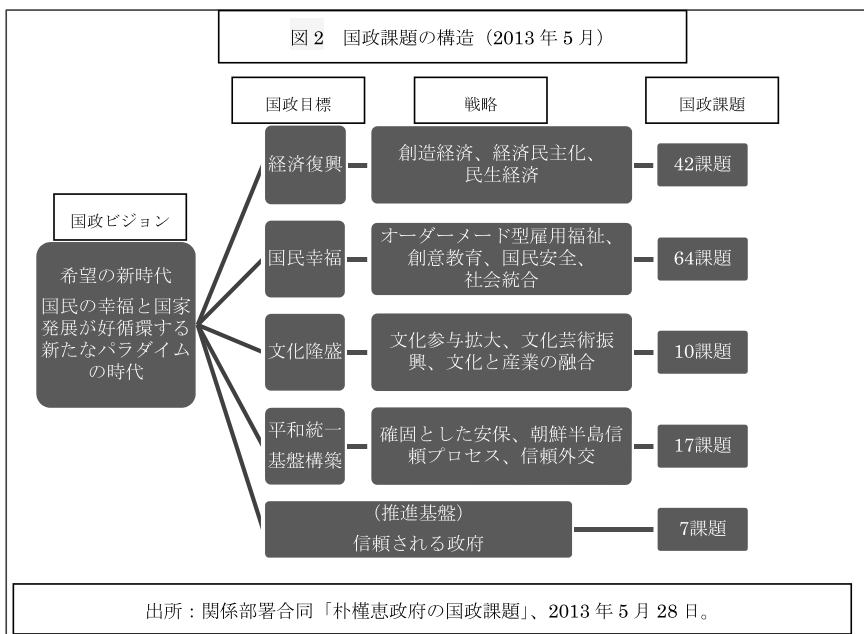
朴槿恵が大統領選で経済公約として掲げた福祉拡大、経済民主化、創造経済などは韓国経済の重要課題であるが、その取り組みには十分な時間が必要となるという意味では中長期的課題といえる。だが、朴槿恵が大統領として経済運営に携わることとなると、公約に掲げた中長期的課題の実現に加えて、選挙戦ではあまり言及されることのなかった当面の経済政策運営の舵取りも任されることとなった。

韓国経済はリーマンショック後に目覚ましいV字回復を遂げたものの、その後は世界同時不況や欧州財政危機の影響が及んで冴えない展開を見せていた。朴槿恵政権が経済政策を始動させた2013年春の韓国経済は、内需の不振、失業の増加など悪材料に見舞われていた。2013年第1四半期の投資（総固定資本形成）は設備投資の極度の不振がたたって前年同期比マイナス3.2%となり、最終消費も同1.5%の伸びにとどまっていた。この結果、同期のGDP成長率は2.1%で、2010年以降最低を記録していた。また、同期の失業率は3.6%（15-29歳失業率は8.4%）と、高水準で推移していた。こうした状況の下、

一般国民の関心は景気対策など短期的な経済運営に移っていた。これとともに、朴政権の対応の遅さや政策の優先順位がはっきりしない点を批判する論調も現れ始めた²⁴。

これを受けて、朴権恵政権の政策方向にも変化が現れ始めた。5月28日、5年にわたる施政の指針となる国政課題を朴権恵政権が改めて発出した。この国政課題は2月に大統領職引き受け委員会が出したものと同じく『朴権恵政府 国政課題』となっているが、作成者は関係部署合同、つまり朴権恵政権の名義となっている。2月の国政課題と比べると、課題数は140で同じであり、細部の内容も大部分引き継いでいるが、やはりここでも章立てを組み合わせることで力点の変化を表現している。その概要は図2が示すとおりである。

5月の国政課題の構造は、4大國政基調－13大戦略－140課題となっており、国政基調と戦略といった中位項目を若干スリムにして示している。国政



目標の冒頭に出てくるのが「経済復興」である。この用語は5月の国政課題で始めて前面に出されたが、経済の現状が深刻であり、そこからの脱却を目指したものと考えられる。この目標に含まれる戦略は創造経済、経済民主化および民生経済である。創造経済の強調は2月の国政課題と同じであるが、経済民主化の用語が復活している。民生経済とは、国民生活の改善・向上を指す。教育費・通信費の削減から零細自営業対策、そして対外リスクに対する安全弁強化など、ミクロ・マクロに渡る広範な経済対策が盛り込まれている。2番目の国政課題は国民幸福であるが、これらは福祉政策のパッケージとなっている。当面の景気については、朴槿惠政権は国政課題とは別に国債増発を財源とする補正予算を組んで対応した。財政均衡主義を標榜する韓国で4年ぶりとなる補正予算で、追加支出の総額は7兆ウォン（GDP対比0.5%）である。その具体的内容としては、住宅取得促進、中小企業・零細商人対策、高齢者・障害者・女性就業対策、公共事業などが挙げられている²⁵。これらから、5月の国政課題発表に当たっては国民からの要望の強い当面の経済対策へ配慮するとともに、大統領選の際の公約についても改めて明示する意図が感じられる。

第4節 政権担当1年目：実現困難な公約の呪縛と経済政策の足踏み

新たな国政課題が発表されたことで、朴槿惠政権の発足後3ヶ月にしてようやく経済政策の実行に向けたセットアップができた。だが、政権初期の経済運営に関する実績と評価はあまり芳しくないものであった。

・経済チームに対する「小粒批判」

まず指摘されたのは経済運営を担当する経済チームの指導力不足に対する批判であった。とくに、新政権の経済政策策定に参画しないまま指名された玄晁錫経済副総理の右顧左眄ぶりが目立ち、政権発足後5ヶ月となる7月には与党内からも直截な批判が出されるようになる。セヌリ党の金武星議員が

輸出の落ち込みや税収欠陥などを挙げつつ「現在の経済チームに経済状況を解決するリーダーシップは見られないと言われている」と玄奘錫副首相を念頭においた批判を展開²⁶するなど、経済チームに対する小粒批判が各方面から噴出する事態となった。

・財源調達の高難と増税批判

実際の経済政策運営および立案においても次第に跋行性が目立つようになっていく。2013年8月に発表された税法改正案は経済政策迷走の序曲となった。この税法改正案は、所得税の各種所得控除を税額控除に置き換えるなど大幅に整理し、子供手当ををはじめとする福祉財源に充てることを目的としていた。同案によれば、所得控除廃止による増税効果が新たな税額控除による減税効果を上回り、高所得層のみならず中所得層の一部にも増税効果が及ぶことになっていた。世論はこの実質増税策が中産層を狙い撃ちにした「税金爆弾」であるとして強く批判し、政府は改正案発表の4日後に低所得階層を増税対象から外す修正²⁷を余儀なくされた。この過程で、与党は改正案批判に対して「税目新設や増税ではない」とコメントし²⁸、増税なき福祉という選挙公約が破られたわけではないとの弁明に努めたがこれが却って世論を刺激する結果となった。この後も政権側による税収確保策が大きな批判にさらされる事例が相次ぐこととなる。

・基礎年金の所得制限を巡る批判

福祉拡大の目玉となる年金分野でも公約との齟齬が表面化した。朴政権の福祉公約によれば高齢者全員が従前の倍額となる月20万円を受け取るようになっていた。これは野党の公約を上回る水準であり、朴権恵候補の当選に大きく貢献したとされる。しかし、2014年度予算の政府案作成過程で所得水準上位3割の高齢者は基礎年金の支給対象から除外され、残りの7割に対してのみ倍額支給が実施されることとなった。これについても公約違反との批判が起こった。これと関連し、政権の福祉政策を担ってきた陳永・保健福祉部

長官が基礎年金の拡充範囲を縮小した大統領サイドの考えに異を唱え、9月30日に辞任した。本件に関しては、選挙公約の縮小のみならず、変更後の政策の説明に努めるべき主務長官が国民への説明をしないまま職務を放棄する形で辞任したこととなり、朴政権にとって手痛い打撃となった。

・経済活性化法案の審議滞留

朴槿恵政権発足時の閣僚人事に対する国会の同意が国会先進化法の規定に伴う野党の事実上の拒否権発動により遅れたのは上で見たとおりであるが、その後に行われた国会審議でもまた野党の非協力により法案審議が停滞する事態が頻発した。政権公約実現のための法案や経済活性化のための法案もまたその例外ではなかった。2013年秋から年末にかけての予算案審議の時期が案件滞留のピークとなった。同年11月18日、朴槿恵大統領は国会における施政演説において経済活性化法案など経済関連法案に特に言及し、これらの国会通過について野党の協力を求めた。この際、朴大統領は外国人投資促進法案、投資活性化法案（観光分野）、住宅市場正常化法案、中小企業創業支援法案（創造経済実現）などを挙げて早期の景気回復を図る意欲を示した。だが、その後も野党の非協力は続き100以上の経済活性化法案が国会に滞留する事態となった²⁹。これら法案は2014年度予算案とともに越年し、その一部は年明けになって新年度予算とともに成立したが、残りはその後も長期にわたって国会に滞留することになった。

第5節 政権担当2年目：現実的経済政策の模索

上でも見たように、朴槿恵にとって政権担当1年目の経済政策の成果は満足できるものではなかった。これは国民や企業にとっても同じであった。政権公約の志は高邁だったが、目玉とした創造経済には茫漠感がぬぐえなかった。福祉拡大、経済民主化、雇用創出、企業投資活性化、規制緩和、公正競争確立など個々の政策の必要性は十分理解されるものの、それらの間の優先

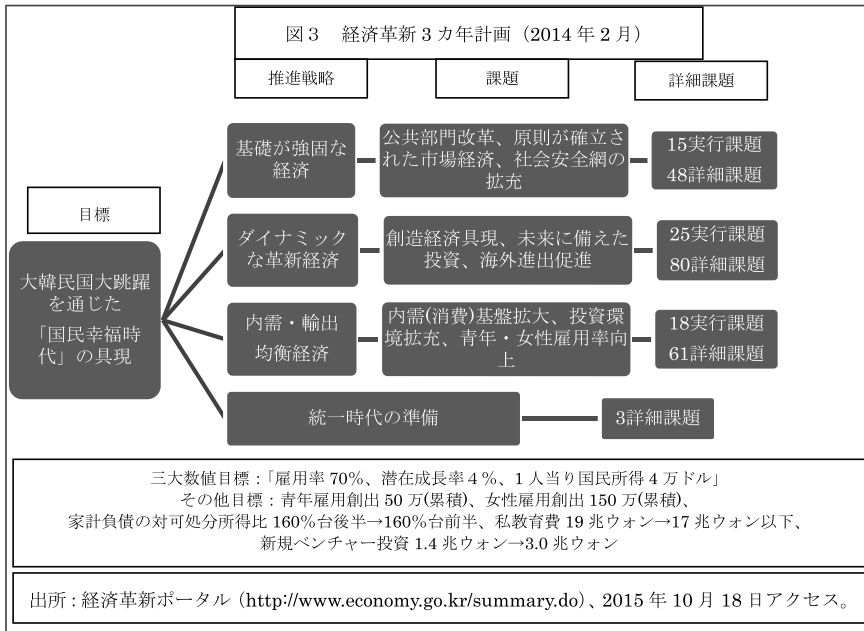
順位が必ずしも明確でなく、一貫性にかかる嫌いがあった。数値目標を欠いていたのも経済政策のわかりにくさの一因となっていた。そして、専門家らが早くから警告していた財源不足が現実のものとなり、政策執行の足かせとなった。

・期待が集まった経済革新3カ年計画

そのような中、2014年1月6日に朴槿恵は国内初の記者会見を実施した。その席上、経済革新3カ年計画を発表した。これは、1年近くの試行錯誤の末に朴槿恵が提示した経済政策の基本枠組みといえるものである。朴槿恵の父である朴正熙がその経済発展政策の中で多用した経済計画の形態をとっており、1990年代にいったん途絶えて以来20余年ぶりに策定された経済計画である。記者会見で朴槿恵が語った計画の骨子は公共機関の正常化、創造経済の実現そして内需活性化であった。この計画には具体的な数値目標も伴っていた。すなわち、潜在成長率4%、1人当たり所得4万ドル、雇用率70%達成の3点である。理念先行の政権1年目の経済政策とは違って、より現実味のある計画を見たマスコミや財界の反応はおおむね好意的であった³⁰。記者会見で朴槿恵が発表した計画は彼女自身が立案したアウトラインであり、計画具体化のための作業が2月25日の政権1周年に向けて進められた。この計画は、現在においても朴槿恵政権の経済政策の綱領的指針として機能している。図3は2月に発表された経済革新3カ年計画の概要である³¹。

計画は3つの推進戦略と10個の課題（9+1課題）からなる。第1の推進戦略は「基礎が強固な経済」で、ここには公共部門改革（公共機関の効率向上、財政支出の効率化、補助金改革など）、不公正慣行の改革（下請け不公正慣行の是正、非正規職差別の解消など）などの課題が含まれる。これらは2013年12月に発表された「非正常の正常化」で示された諸課題を改めて示した形³²でもあり、朴政権が公共部門改革を通じた綱紀肅正と財源確保を重視していることがわかる。

第2の推進戦略は「ダイナミックな革新経済」と銘打たれ、ここには創造



経済具現、未来に備えた投資そして海外進出促進の3課題が含まれる。つかみどころのなさが指摘されてきた創造経済については、具体的な施策が整理・提示された。創業希望者に対するコンサルティング、技術開発、事業モデル開発、資金などをワンストップで支援する創造経済革新センターの開設など、ベンチャー型企業の設定・育成策が示されている。「未来に備えた投資」としては、知的財産権の活用、環境関連施策が並ぶ。海外進出促進では、FTA 促進、海外建設、オンラインショッピングの海外展開などが提示されている。

第3の推進戦略は「内需・輸出均衡経済」であるが、ここには内需（消費）基盤拡大、投資環境拡充、青年・女性雇用率向上といった3課題が並ぶ。内需基盤拡大策としては、家計負債対策（朴政権下で創設された国民幸福基金の活用、政策モーゲージの拡大など）、不動産（売買市場の活性化、月極め家賃奨励³³に向けた賃貸制度改革）、教育費負担の緩和など家計を圧迫する

要因の除去・緩和策が挙げられている。「未来に備えた投資」は規制の削減と観光や金融、コンテンツ産業などの育成など、投資環境の整備が挙げられている。

経済革新3カ年計画に期待が集まった要因として大きかったのは数値目標が示されたことであったが、雇用率70%、潜在成長率4%、一人当たり国民所得4万ドルという目標は奇しくも李明博政権が掲げた747公約（経済成長率7%、一人当たり国民所得4万ドル、経済規模世界第7位）を連想させるものとなっている。このほかにも青年・女性雇用、家計負債、教育費、ベンチャー投資などについても目標が設定され、朴政権が終了時における韓国経済の姿をどのように想定しているかがより具体的にわかるようになっている。

・崔旼煥経済チームの誕生と景気重視への旋回

2014年4月16日、セウォル号沈没事故が発生した。300人以上の死者・行方不明者を出したこの事故の影響で国内消費が落ち込み、薄日の差し込み始めた景気を再び冷え込ませた。事故に伴って韓国政界も大揺れとなり、政権支持率の低下、鄭烘原首相の辞任騒動や6月の内閣改造などへと発展した。多くの期待を集めた経済革新3カ年計画も発表後2ヶ月も経たないうちに出鼻を挫かれる形となった。だが、皮肉にもこの大事故が朴槿恵政権の経済政策の方向転換を迫る契機となったのであった。

4月27日に鄭烘原首相が事故の初動対応の悪さに対する責任をとって辞意を表明し、事故処理が一段落した5月中旬以降になると後継首相候補の選定や閣僚交代の範囲とその人選についての議論が本格化した。首相については候補者の相次ぐ辞退により鄭烘原首相の続投が決まった³⁴が、閣僚については7人を交代させる内定人事を6月13日に発令し、第2次内閣を始動させた。交代するポストには2人の副首相も含まれた。これにより小粒批判の絶えなかった玄忭錫に代わり、与党セヌリ党議員で元知識経済部長官の崔旼煥が経済副首相として経済チームの陣頭指揮に立つこととなった。崔旼煥は与党内における親朴勢力の中心的人物であり、この内閣改造によって親朴勢力によ

表3 崔旻煥経済チームの経済政策方向

状況	構造的・複合的問題、時間が切迫→日本の失われた20年の踏襲を憂慮	
「政策基調の大転換」		
果敢な政策対応	マクロ政策は効果が出るまで拡張的に運用 住宅市場など内需を制約する核心的問題の解決	
直接的な方策	雇用創出と直接的な家計所得増大策を作成 非正規職問題への積極的対応	
可視的成果の導出	創造経済、経済革新など具体的プロジェクトを先導的に実施、民間部門にも広げる	
政策方向		
内需活性化	民生安定	経済革新
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡張的マクロ政策（41兆ウォン政策パッケージ、次年度予算の拡張） ・ 家計・企業所得間の好循環で消費・投資環境改善（家計所得増大税制、企業投資促進＝大型民間投資プロジェクト、サービス業投資税制等） ・ 住宅市場の正常化（不動産市場対策） ・ リスク管理強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非正規職の処遇改善 ・ 青年・女性の雇用創出 ・ 労使政対話復活の推進 ・ 零細商工人の支援 ・ 庶民生活の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強力な公共部門改革 ・ 規制改革 ・ 有望サービス業育成 ・ 創造経済の成果可視化 ・ 経済民主化の推進 ・ 海外進出の活性化 ・ 農業の未来産業化推進
出所：関係部署合同（2014）。		

る親政体制を構築しようとの朴槿恵の意図もかいまみえる。

経済チームの交代を機に、朴槿恵政権の経済政策は成長重視へと大きく舵を切ることになった。経済官僚出身の崔旻煥は成長論者として知られており、7月8日に行われた経済副首相人事聴聞の際にもサービス業の規制緩和と景気浮揚のための補正予算編成の必要性に言及している³⁵。就任10日目となる7月24日、崔旻煥は自らが率いる新経済チームの政策方向を明らかにした（表3）。この政策方向は内需活性化、民生安定、経済革新からなるが、目を引いたのは内需活性化策を通じた景気刺激策、特に総額41兆ウォンの景気

刺激策と住宅市場の正常化、つまり不動産市場対策であった。

セウォル号事故の影響で契機が冷え込む中、拡張的な施策で真正面から景気浮揚に取り組む姿勢を見せた新経済チームの出帆には大きな期待が寄せられた。だが、景気の下押し圧力は予想外に強く、新経済チームの政策は期待されたほどの成果を挙げられなかった。

2014年7月に打ち出された政策パッケージのうち、景気刺激策については実物経済へのインパクトが限定的だった。総額41兆ウォンの景気刺激策を仔細に見ると、急ごしらえの計画であったためか景気刺激策は新規の財政出動をほとんど伴っていないことがわかる。景気刺激策は財政支援11.7兆ウォンと金融・為替支援29.0兆ウォンからなるが、財政支援の実体は基金運用計画の変更や信用保証の拡大、予算の執行促進などで、その多くが公的資金の拡充というべきものであった。

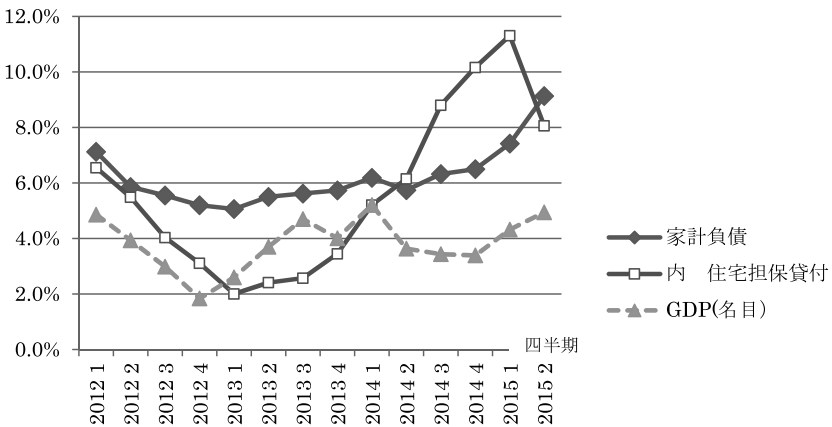
表4はこの時期の一連の不動産対策を示したものである。これらの対策は不動産市場の活況を導きだすのにひとまず成功した。一方、同対策には資金放出を通じて住宅を買いやすい環境を整える側面が強かったために家計負債の増加などの副作用をももたらした。

7月24日	下半年経済政策方向 (新経済チームの経済政策方向)	住宅担保貸付の規制緩和 住宅担保認定比率 (LTV)：全金融機関70% →大手銀行の貸付・首都圏物件の場合、掛け目増。 総負債償還比率 (DTI)：全金融機関60% →ソウル市内物件の場合、基準緩和。
9月1日	住宅市場活力回復および庶民住居安定強化方案	再建築年限の緩和 (40年→30年) 新築アパート優先分譲権の待機期間短縮 (2年→1年) 新都市開発の中断
10月30日	庶民住居費負担緩和方案	低所得層の住居費負担緩和 生涯初の住宅購入資金の貸付金利優遇 借家保証金向け貸付の金利優遇 家賃支払い用の小額貸付の金利優遇
出所：『毎日経済新聞』2015年9月10日付ほか各種報道より筆者作成。		

不動産対策の影響が強く表れるソウル市内物件の2014年第3四半期（7－9月）の不動産取引は前年同期比118%増と急伸した。不動産対策実現のために必要となる不動産関連法の改廃（不動産3法³⁶）に関する国会での処理が年末にずれ込んで不動産市場は一旦沈静化したが、2015年に入って再び取引は高水準で推移し、取引価格も強含んでいる。2015年1－9月のソウル市内のアパート取引件数は前年同期比54.9%増加した。

反面、家計債務は増勢が強まっている。図4に示されるように、朴槿恵政権の発足以後家計債務は名目GDPを上回る勢いで増えている。とりわけ、住宅ローン（住宅担保貸付）の残高は新経済チームの不動産対策以後（2014年第3四半期以後）に急伸を見せている。2015年第1四半期の住宅ローン残高は前年同期比11.3%増と、近年にない高い伸びを記録した。これに伴い、家計債務総額も最近では増勢が強まっている。物件価格の上昇と、折からの利下げでチョンセ（借家保証金）³⁷相場が急上昇し、チョンセ価格が物件売買価格を上回るケースさえ散見される。チョンセの高騰に伴い、借家契約の更

図4 所得を上回る勢いで増える家計負債



注：前年同期比の伸び率を表す。

出所：韓国銀行経済統計システム (<http://ecos.bok.or.kr>)所載のデータを用いて筆者作成。

改に際して入居者が巨額の資金の工面を迫られる事例は頻発するようになった³⁸。

第6節 政権担当3年目：危機感を強める経済チーム

2014年4月のセウォル号事故を契機に国内景気は不安定かつ減速気味となった。経済全体を中期的に俯瞰する対策としては同年2月に発表された経済革新3カ年計画が施行されており、足元の景気対策としては新経済チームの景気対策や不動産対策があった。また、上で見たように、新経済チームが実施した景気浮揚策が不発に終わったほか、不動産対策も取引活発化をもたらしたものの年末にかけては一服の様相を呈し、景気浮揚には力不足であった。

・「4大部門構造改革」---2015年経済政策方向

こうした中、2014年12月22日に発表された2015年経済政策方向では、「4大部門構造改革」をはじめとする政権3年目の経済政策の大枠が示された（表5参照）。2015年経済政策方向の重要部分となる4大部門構造改革はその後の政府の経済政策の綱領的指針のひとつとしてたびたび言及されているが、これは経済革新3カ年計画を本格的に具現するための具体策という位置づけである³⁹。4大部門としては公共、金融、労働、教育が挙げられている。その細部の内容を見ると、これまでの計画や指針では前面に出てこなかった個別具体的な施策が数多く挙げられている。

公共部門ではこれまでどおり効率化や綱紀粛正が挙げられているが、目を引くのは職域年金の改革に具体的に踏み込んでいる点である。公務員年金などの職域年金は一般の国民が加入する国民年金と比べて保険料・支給水準が優遇されているうえ、制度成熟のため財政が悪化して国庫補填が増大の一途をたどっていた。2014年度の赤字は公務員年金だけで3兆ウォンにのぼり、年金給付債務額（今後給付する年金総額）は公務員年金が530兆ウォン、軍

表5 2015年経済政策方向 主要内容	
4大分野の 構造改革	(1) 公共部門（公務員年金等の職域年金改革など）
	(2) 金融部門（電子支払い決済代行業の許容など）
	(3) 労働部門（ヒューマンFTA、外国人マンパワーの誘致など）
	(4) 教育部門（現場のニーズに合わせた人材養成など）
経済活力の 向上	(1) 拡張的マクロ政策
	(2) 消費環境の改善（LCC競争力向上、国民年金基金による老後緊急資金貸し付けなど）
	(3) 投資意欲鼓吹（規制コスト総量制実施、R&D支援拡大、FTA推進など）
	(4) 賃貸住宅市場の活性化（民間賃貸住宅建設へのインセンティブなど）
「リスク管理3 点セット」	(1) 家計負債管理の強化
	(2) 先制的企業構造調整（企業構造調整促進法の恒常化など）
	(3) 資本流動対応（外国為替健全性負担金の改編など）
南北の 信頼形成	広域豆満江開発計画（GTI）
出所：関係部署合同、「2015年経済政策方向」、2014年12月。	

人年金が120兆ウォンと天文学的金額となっている。このため、国民年金への統合などによる負担と給付の適正化が課題となっていたが、関係者の反発もあって抜本的な対策が打たれずにいた。今回、ついにこの難題に大鉈を振るうこととなった。

このほか、労働部門では外国人労働力の活用が強調されたほか、教育部門では産業現場でのニーズに合わせた人材育成に焦点が当てられるなど、これまでとは視点の異なる施策が前面に出されている。

4大分野のほか、景気低迷からの脱出を望む声が強かったのを反映して、経済活力の向上が挙げられている。この内容は新経済チーム出帆時の方針を引き継いでおり、拡張的なマクロ政策の強調や投資促進、住宅施策などを引き続き講じていくこととしている。政権発足当初から強調されてきた創造経済関連の施策は投資促進のカテゴリーで引き続き推進されることとなったが、経済民主化、福祉拡大などの施策はそれまでにかなり実行したとの判断から

か、今回の政策方向では姿を消している。

・実質増税に大きな批判：2015年初の朴政権の試練

2015年の新年は朴槿恵政権にとっては試練の時となった。前年末に明るみに出た青瓦台文書流出事件により政権に対する世論の見方が厳しくなったことに加え、実質増税となる措置への批判が渦巻いた。批判を受けた実質増税のひとつはタバコの値上げであった。政府は一箱2500ウォンのたばこを2015年1月から4500ウォンに値上げし、2兆8000億ウォンの増収を見込んだ。もうひとつは、年明けに払い戻される前年度所得税の年末精算還付金の額が少なくなる、あるいは追徴となったケースが多発したことであった。ささやかな楽しみを奪われた庶民の怒りが政権批判につながったのであった。

たばこの値上げについては、その引き上げ幅が80%にも上る高率であったことや、喫煙率が45.3%（男性）と依然高いことが批判につながったが、たばこによる健康被害を重く見て値上げに賛成する論調もあった。しかし、所得税に関しては政府の立場を支持する意見は多くなかった。「13月の月給」とも呼ばれている年末精算の還付金を心待ちにしている納税者は多い。年末精算の問題は、前述の2013年秋の税法改正に端を発する。2015年初に問題となった年末精算の還付金は、2014年から施行された改正税法に沿って計算されたものであった。改正税法では、所得税の各種控除の整理および方式変更（所得控除を税額控除に変更）をおこなったが、これは中・高所得層に対する事実上の増税をもたらすものであった。「増税なき福祉」を掲げる朴槿恵政権は、所得税控除の改編による増収を増税とは認めず、年末精算の還付金額が少なくなることについても積極的な広報を行わなかったことが政権に対する世論の怒りにつながったのであった。

実質増税が世論の批判を受ける中、与党執行部からも朴槿恵政権が掲げる「増税なき福祉」の路線に対する批判が公然と現れるようになった。いわゆる増税・福祉問題の勃発である。セヌリ党の金武星代表は、2月3日に行われた国会内での演説で、「増税なき福祉は不可能で、政治家がそういう言葉

で国民をだますことは望ましくない」と述べた。また、同党の劉承旼院内総務も増税なき福祉は虚構とする見解を何度も示している⁴⁰。セヌリ党の金代表と劉院内総務が党内では反朴勢力に属することや、次期大統領選に向けて次期有力走者が現職との差別化を図る側面があることなどを考慮に入れても、深刻な財源問題に正面から向き合っていなかった朴政権のやり方に限界があることが明白となった。

・2015年下半年期経済政策方向

2015年に入って輸出が低調で冴えない動きを見せてきた韓国経済を6月に流行した中東呼吸器症候群（MERS）が強打し、観光産業や国内サービス消費を中心に景気は急速に冷え込んだ。これとともに、政府による対策を望む声が強まった。そこで政府が取った手段は公債発行による政府支出の増額という「奥の手」であった。

6月25日に政府が発表した2015年下半年期経済政策方向では、15兆ウォン規模の補正予算編成による財政出動が表明された。均衡財政主義に立脚する経済政策運営を基本としてきた韓国にとっては注目すべき措置といえる。2015年の経済成長見通しは前年12月発表の年度経済政策方向における3.8%から下半年期経済政策方向では世界経済成長率（3.5%）を下回る3.1%に下方修正されている。これは景気の減速と先行きの厳しさを政府自身も認めていることの現われといえ、このことから来る強い危機感が経済政策における拡張姿勢強化の背景にある。表6は2015年下半年期経済政策方向の概要を示したものである。

前年12月に発表された2015年経済政策方向と比べると、経済活力強化が前面に出されており、景気回復への意気込みが見て取れる。その次におかれているのが4大部門構造改革に関する後続措置である。韓国経済がおかれた状況を考慮し、これまでの計画や政策方針のなかから選択と集中が行われている印象がある。

表 6 2015年下半期経済政策方向の主要内容

1. 経済活力強化のための核心課題	
景気衝撃克服と 低成長・低物価構造からの脱皮	「青年雇用の壁」緩和
・ 補正予算など15兆ウォン以上の財政補強 ・ 拡張的マクロ経済政策の維持 ・ 貿易金融の拡大（14兆ウォン）	・ 各分野での雇用創出 ・ 教育訓練5万人増、インターン5万人 ・ 青年雇用増大税制、世代間共存雇用の支援
輸出・投資の活性化	消費環境の改善
・ AIB活用 ・ 韓国インフラ投資プラットフォーム(10兆ウォン)	・ 正規職転換インセンティブ ・ 自営業の生涯周期別支援 ・ 電気料金など生計費負担の緩和
庶民・中産層支援の強化	リスク管理
・ 庶民金融、政策資金の金利引き下げ	・ 家計負債の管理強化
2. 構造改革の可視化	
労働改革	金融改革
・ 雇用創出、格差解消（賃金ピーク制、下請け勤労条件改善等） ・ 柔軟性、安定性の向上（企業の人事政策の合理化、失業給付改編など）	・ 借入から株式発行による資金調達へ ・ 金融規制の大枠転換（事後、ネガティブリストと規制への移行など） ・ 外為資本取引の事前申告の廃止
公共改革	教育改革
・ 能力主義の徹底 ・ 不正受給の防止 ・ 年金・基金の運用改善（国内金融会社の参加等）	・ 産業需要に合わせた人材養成 ・ 自由学期制の拡充 ・ 地方教育財政の効率化
出所：関係部署合同（2015）より筆者作成。	

第7節 朴槿恵政権の経済政策の任期後半入り時点での暫定評価と今後の課題

・ 公約への取り組み状況は比較的良好

これまで朴槿恵政権の経済政策の成果を時系列的に俯瞰してきたが、任期の半分が経過した現時点での成果はいかなるものであろうか。まずは選挙公約の側面からその達成状況を見ていこう。表7は、主要公約の達成状況を進歩系の市民団体である経済正義実践市民連合（経実連）が2015年2月の時点で発表した朴政権3年次評価表をもとに筆者がまとめたものである。

表7 2012年韓国大統領選 経済公約 履行状況

項目		朴槿恵の主要公約	履行状況	摘要	
福祉	嬰・乳児、こども	・ 0～5歳児の無償保育と養育手当支給 ・ 第3子以降の大学授業料を全額助成 ・ 年所得4000万ウォン以下の世帯の18歳以下子女に対し、50万ウォン助成する子女奨励税制	△ ○ ○	3～5歳児の支給額引き上げは未実施 年齢・所得制限付	
	学生・青年	・ 高校無償教育 ・ 大学授業料助成 (25～100%)	× △	法改正が必要、予算未措置 財源不足のため、国家奨学金(給付型)増額で対応	
	老人・障害者	・ 基礎老齢・障害者年金を基礎年金に統合、年金額を倍増	△	所得下位70%に限定	
	医療	・ 4大重症疾患(癌、心疾患、脳疾患、希少難治性疾患)100%健康保険保障	△	健保非給付分(選択診療費、上級病室差額、看護費)の改善を模索中	
財源		・ 増税、税目新設を自制 ・ 脱税・滞納に厳正対処、地下経済の陽性化 ・ 非課税、減免措置の時限制 ・ 類似・重複事業の統廃合 ・ 福祉公約の所要額は5年間で97兆5900億ウォン、135兆ウォンの財源調達。	△ △ × ○ △	年末清算騒動、タバコ価格引き上げ、自動車税引き上げなど、実質増税の動き 脱税密告制、企業への税務調査強化 歳入増、税率調整を議論する「国民大妥協委員会」未設置 例：社会保障情報システムの移動 財源不足による公約未履行が散見される	
	経済民主化	循環出資	・ 新規循環出資を禁止、既存分は合法化	○	公正取引法改正
		不正取引の規制	・ 財閥犯罪の赦免制限 ・ 不当内部取引の利益没収 ・ 中小企業適合業種制を活性化(在来商人保護)	△ △ ○	特定経済犯罪加重処罰法改正案を審議中 制度導入するも、要件が緩く実効性に疑問
	雇用拡大	・ 雇用率70%達成 ・ 非正規職の正規職転換を推進 ・ 定年を60歳に延長 ・ IT活用による新成長動力(創造経済論)	× △ ○ △	2014年の雇用率は60.2%。経済革新3カ年計画(2014年)の数値目標の一つ 公共部門、大企業で一部進展。ガイドラインを策定中 青年雇用減を憂慮 未来創造科学部創設、未来経済革新センター設置。成果の実感が少ないとの批判も多い	
家計負債	・ 国民幸福基金(18兆ウォン)を創設、負債を50%まで肩代わり ・ 年利20-30%の高金利貸出を10%台貸出に転換(限度1000万ウォン)	△ ○	基金は創設されるが、基金額が1.5兆ウォンに留まる		
不動産	・ 住宅取得税を半減 ・ 分譲価格上限を撤廃、チョンセ・月極め家賃の上限制導入	△ △	初購入に対し、取得税免除(2013年限り) 不動産3法通過。上限制の弾力運用、チョンセ・家賃に対しては転換率調整で対処		

注：朴槿恵の主要公約は、『東亜日報』2012年12月18日付ほか報道を総合し、筆者作成。○が完全あるいはほぼ履行と判断されるもので、△が一部履行、×が未履行を表す。履行状況とコメントは、経済正義実践市民連合(2015)所載の公約履行状況をもとに筆者の判断により作成。

一瞥してわかるのは、大統領選挙の段階で朴槿恵が発した公約のほとんどについて何らかの措置が講じられていることである。上の表に挙げられた成果のほか、2015年5月29日には困難と見られていた公務員年金改革案が国会を通過した。経済政策の焦点は選挙公約に拘った中長期指向かつ硬直的なものから、現実の経済の動きを重視し、とくに景気の動きにはきめ細かく配慮する実体経済重視への収斂が見て取れる。2012年末の大統領選の時には福祉拡大と経済民主化を強調したが、朴槿恵が大統領に就任するとITを活用した生産性向上策である創造経済を強調するようになった。だが、景気の低迷が問題になるにつれ、経済活性化の重視と拡張的なマクロ経済運営へと経済政策の方向を変化させ、2015年の「4大部門構造改革」や補正予算という「実弾」を用いた強力な景気対策へとつながった。朴政権の経済政策を通じた対応は、その間の経済、社会の変化に対応したものであったとの評価を与えてよいと考える。

・ 朴槿恵政権の実績に対する辛口評価とその背景

だが、世上言われる朴槿恵政権に関する評価は辛口なものが多い。上記の表7作成において参考とした経実連の公約履行評価では完全履行率37%とし、学術経験者らによる別の評価でも経済政策を含む政策全般の評価において「失敗した」が82%に上る。毎日経済新聞が2015年9月に実施したアンケート調査では、朴政権の分野別成果に対する問いで経済分野の評価は最低で、65.1%が否定的（たいへん否定的＋否定的）で、肯定的（たいへん肯定的＋肯定的）としたのはわずか10.1%に過ぎなかった。

個別の政策を見ると比較的よく対応しているのに全体的な評価となると概して否定的となってしまう背景は何であろうか。

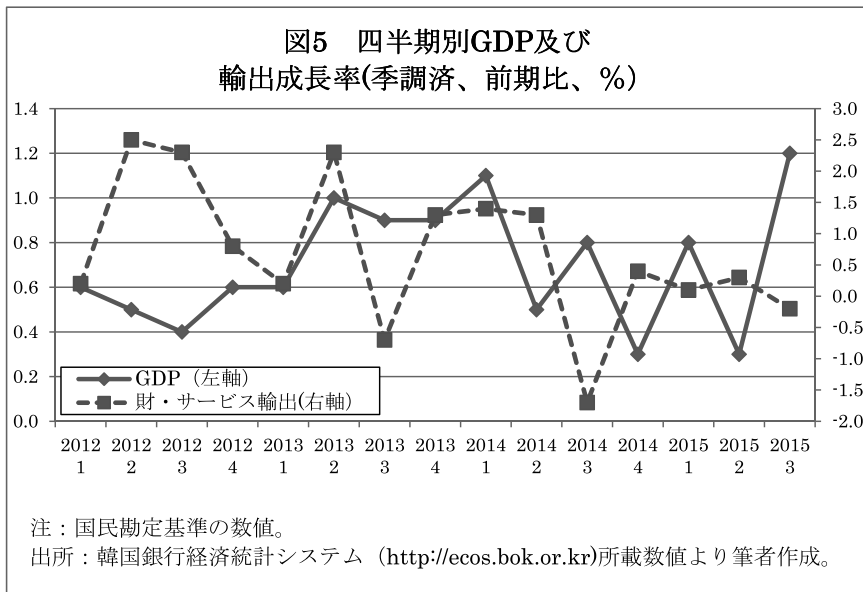
・ 政権外要因による成長不安定化

まず、朴槿恵政権自身の意思でコントロールし難い外部要因としては、相次ぐ成長下押し要因と経済関連法案審議に対する野党の非協力が挙げられる。

経済成長率の低迷や、経済政策実行のために必要な法案成立が遅れたことが、朴槿恵政権の経済政策全体に対する印象を悪くさせた面があるのは否定できない。

成長下押し要因のうち、海外要因としてはアベノミクス後の円安・ウォン高、先進国の景気回復の遅れ、そして最近では中国経済の減速が挙げられる。ウォン高については、韓国が人為的にウォン安誘導することに対して米国が厳しい姿勢をとっていることにもよる。上記の諸要因は輸出の不調となって現れる。図5は最近のGDP及び輸出の伸びを表したものであるが、輸出の伸びが次第に落ちていることがわかる。これに連動する形でGDP成長も鈍化していることがわかる。また、2014年春のセウォル号事件や2015年6月のMERSのような事故、災害もまた経済成長の下押し要因として作用していることが図5から読み取れる。

また、国会先進化法による事実上の拒否権をもつ野党の非協力も無視できない。経済活性化法案など必要な法案処理が進まず、経済政策の実現ができ



ない事態が頻発した。とくに、上でも見たように、2013年後半における審議遅延は、大型投資案件の実施延期を引き起こすなど実害が表れた。また、閣僚人事への同意案審議においては候補者に対する激しい攻撃をマスコミとともに加え、しばしば閣僚任命の遅延、ひいては政権の政策実施の遅れの原因となっている。

・ 政権内要因による経済政策への低評価

経済政策に対する評価が高くないことについての政権内部の要因としては大きく分けて次の3要因が挙げられよう。

- ① 諸政策の優先順位の調整が十分でなく、財源の見通しが甘かったこと、
 - ② 大統領と外部（官僚、国民）の意思疎通に齟齬があったこと、そして、
 - ③ 全般的な政権の安定感の欠如、
- の3点である。

これらの問題はいずれも政権運営の巧拙にかかわる問題であり、任期の後半における朴槿恵政権が取り組むべき課題とも言える。

・ 政策優先順位の調整不足と財源見通しの甘さ

諸政策の優先順位付けの調整不十分の問題は、方向が相異なる多くの政策を財源の裏づけが十分でない中で同時実行しようとしたことにより生じている。経済関連の政権公約であった経済民主化、福祉拡大、創造経済などは中長期的視点に立ったものであったが、朴槿恵が大統領に就任すると、当面の景気対策が急務となった。また、公約にその具体策が明記されていなかった財源対策に頭を痛めることとなった。基礎年金の縮小施行（所得下位7割に支給対象を限定）、国民幸福基金の縮小出帆（公約上18兆ウォンの基金額が1.5兆ウォンに縮小）などは財源難を反映したものである。だが、原則の墨守を強調する朴槿恵の意を受けた玄奘錫率いる経済チームは、実際の経済運営のグランドデザインを欠いたまま経済公約、景気浮揚そして財源確保を同時に行おうとしたのであった。

就任8ヶ月時点での『中央日報』の社説⁴¹は「投資意欲を失わせて投資を増やせとは」と手厳しい。玄奘錫経済副総理など経済閣僚が財界に対して投資と雇用を繰り返し求める一方で、1300件のあらたな規制が新設されたほか、経済民主化、税務調査の多発などで企業の投資意欲を失わせるという矛盾した政策が行われていると指摘している。

朴槿惠政権下で数多く打ち出された不動産対策においても政策効果の矛盾は指摘されている。2014年2月26日の不動産対策では賃貸住宅の増設のほかに賃貸所得への課税強化を目論んだところ、不動産市場が冷え込んで景気対策の足を引っ張る結果となった⁴²。

最近では、公約段階での財源対策の詰めが甘かったことへの批判が高まっている。与党内においても福祉拡大よりも財源対策を先行すべきとの議論が台頭していわゆる福祉・増税論争が生じたほか、慶尚南道での無償給食中止や公立病院の閉院など朴政権の福祉拡大策への造反とも取れる事例が散見されるようになっている。

朴政権の政策担当期間が長くなるにつれて、経済政策についての綱領的指針が相互の関係整理が行われないうままその数を増やす現状がある。選挙公約が国政課題としてまとめられ、その後に「非正常の正常化」や経済革新3カ年計画が登場した。このほかに半年ごとの経済政策方向が発出されるが、このなかでも4大部門構造改革などの大方針が打ち出されている。これらについて、達成の度合いをチェックする仕組みは一応備えられており、成果はそれぞれウェブページで公開されている。だが、十分な総括が行われないうままに新たな指針が出されてわかりにくさが増す印象は避けられない。

・「不通」：意思疎通の齟齬と不適切人事

意思疎通不足に起因する問題としては、経済閣僚を含む主要人選での相次ぐ候補者脱落（「落馬」）や無名人材の指名、そして経済改革3カ年計画立案における大統領府と官僚との間の没交渉ぶりなどが挙げられよう。

政権発足期には、上述の未来創造科学部長官指名辞退のほか、首相など朴

政権にとって重要な閣僚ポストへの指名者が相次いで脱落した。これは指名前の人選に当って朴槿恵が周囲への相談をほとんど行わなかったために人物検証が不足し、指名後の候補者がマスコミや野党などのすさまじい攻勢の矢面に立たされたことが一因とされる。最近でも首相人事で難渋している。2014年のセウォル号沈没事故で政府の対応の悪さが批判された際には、鄭烘原首相が辞意を表明したものの後継に指名された候補者が相次いで辞退した。このため、結局一旦辞職の決まった鄭烘原が続投する異例の事態となり、2015年2月まで首相職にとどまった。後任の首相に就任した李完九もスキャンダル発覚により辞職した。李明博政権時代の資源外交に関する不正疑惑事件の中心人物の一人であった成完鍾・京南企業会長が自殺した際に所持していた不正資金提供者リストと思しきメモ（成完鍾リスト）に名を連ねていたことが李完九を辞任に追い込んだ。

また、情実人事との批判回避を優先するあまり無名の人材を登用することもあった。初代経済チームのリーダーながら小粒批判の絶えなかった玄晁錫副総理の起用はその典型例である。玄副総理は大統領職引き受け委員会での経済政策形成に関与しておらず、これが指導力欠如の一因と言われている。首相指名を辞退した安大熙（上述）の例も無名人の要職指名の典型である。

朴槿恵大統領の意思疎通不足は、2014年の経済改革3カ年計画の策定過程においても露呈している。朴大統領は同年1月6日の記者会見で3カ年計画に言及したが、この時点で経済チームとの協議はほとんどなかった。急遽、玄副総理が長を務める企画財政部が計画の成文化に取り掛かったが、2月25日の計画発表では大統領サイドが作成した案が公表され、企画財政部が作った計画は日の目を見ることなく廃棄された⁴³。

・大統領としての安定感のなさ

朴槿恵には、大統領という行政部の長でありながらアマチュア感覚が抜けきらない不安定感がある。故朴正熙大統領の娘という保守政治家として抜群の毛並みのよさを誇る朴槿恵も、行政経験という面においてはほとんど素人

であった。朴槿恵の大統領就任前における政治家としての歩みはもっぱら保守政党における政党人としてのものであった。持論である福祉拡大も一般国民の要望に沿おうとする政党人としての発想に端を発するものであった。だが、上で見たような財源調達への軽視は行政経験の欠如が一因と思われる。

「信念の人」である朴槿恵が原則に忠実であることはつとに知られているが、原則を曲げない姿勢も柔軟性に欠けると受け取られる可能性があり、時には大統領としてのプロ意識を疑われかねないこととなる。任期の初期に選挙公約の実現を図ろうとするも、政策の混線を招来したことは上でも見たとおりである。また、2013年12月の鉄道ストでは朴槿恵が見せた違法を許さずとの原則固執の姿勢が問題の解決を遅らせたという。

朴槿恵の政策運営の中では折々に父・朴正熙の残影が垣間見える。就任辞で頻繁に言及した「第2の漢江の奇跡」がそうであるし、2014年からの経済改革3カ年計画は朴正熙が経済発展政策の過程で重用した経済計画の復活版ともいえる。こうした父・朴正熙の影は保守本流の支持者にとっては高度成長の記憶と重なる好印象を与えようが、何十年も前の経済政策手法を想起させることへの違和感を覚える向きは少なからずあったようだ。「それは本当にやぼったく粗雑に見えた。なぜか時代に似合わないレトロ風ファッションが帰ってきたようでもあった」との評すらあった⁴⁴。21世紀の今、父の威光を借りるようにも見える復古調スタイルの裏に隠されたひ弱さを嗅ぎ取った有権者が少なからずいたとしても不思議ではない。

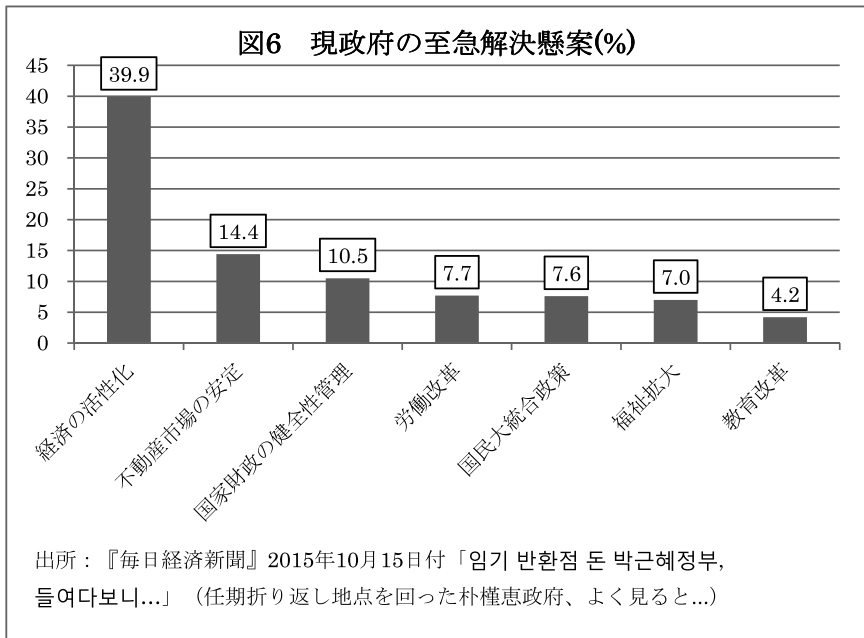
また、政権支持率の嵩上げに即効性のある外交案件に熱心なことが皮肉にも国内案件、ことに経済政策に不熱心な印象を与えかねないことが危惧される。対日強硬・対中友好の外交姿勢が就任当初は比較的好印象を持って迎えられたが、こうした外交姿勢はいまや修正を迫られている。

・保守・進歩間の歩み寄りと今後の政策課題

保守・進歩間の対立は韓国における階層間不和の象徴的存在であるが、近年ではわずかではあるが両者間の歩み寄りの機運が感じられる。保守本流の

朴槿恵が元来進歩派の主張するところであった福祉拡大など福祉国家充実に向けた公約を掲げるに至ったことは保守与党による歩み寄りと見ることができよう。進歩派の野党も朴政権の諸施策への反対を掲げつつも、極限対立にまでは持ち込んでいない点に注目すべきである。経済関連法案の審議では朴政権は野党の非協力に悩まされ、一時は100以上の経済法案の処理が宙に浮いていたこともあった。現在では処理未済の法案は医療民営化を中心とする8法案のみとなっている。この間の法案処理の進展は与野党間での妥協が成立した結果といえる。

図6に示したのは、一般国民から見た現時点での経済政策上の至急解決懸案、つまり最重要の短期施策が何であるかについての調査結果である。これを見ると、経済活性化が約40%を占め、不動産市場安定や財政健全性などその他項目を大きく上回っている。これまでの朴槿恵政権の経済政策運営において、経済活性化政策の実施に関する与野党協力が曲がりなりにも実現され



てきたことからして、国民の要望の強い経済活性化施策が現政権の任期後半にも進捗する可能性はあると見てよからう。

それでも、朴槿恵政権の経済政策運営をめぐり、随所に現れる階層間対立は依然として激しい。経済案件を巡る保守・進歩間の対立のほか、都市と農村の間の対立、世代間の対立、湖南・嶺南対立のような地域対立などは長年にわたって問題とされてきたが、現在の朴政権の時代にも解き難い難題として横たわっている。経済革新3カ年計画、4大部門構造改革では過去の政権が解決に失敗してきた家計負債問題、非正規労働の問題、高齢者貧困、次期産業動力（創造経済）などが正面から取り扱われている。朴政権がこれらの難題に立ち向かおうとしている意欲は高く評価すべきだが、彼女の任期中にこれらが解決されているとは考えにくい。また、次期政権がこれらの難題に取り組み、解決に成功するかどうかは現時点では未知数である。韓国では政権交代に伴って政策基調が大きく変わり、前政権の方針が新政権に引き継がれるかどうかはまったくわからないからである。

表8に示したのは、一般国民から見た韓国経済の問題点と課題である。図6が示すのが短期的な政策課題であったのに対し、この表が示すのは韓国経済の中長期的な問題点及び課題といえる。問題点としては、経済活性化に代わって雇用、格差の問題が並んでいるが、これは経済革新3カ年計画や4大部門構造改革の問題意識と整合的である。また、経済政策が一貫しないことについての指摘が2番目に挙げられていることも興味深い。こうした問題を解決するための具体的な課題については、中堅企業発掘や成長動力確保など、

表8 韓国経済の問題点と課題

韓国経済の最大の問題点(重複回答)		経済成長のために最も重点的な課題(複数回答)	
青年失業と雇用	58.0	中堅・中小企業の発掘	64.6
一貫しない経済政策	51.7	新成長動力の確保	47.8
二極化の深化	48.1	労働改革	47.7
家計負債の拡大	36.8	企業構造調整	41.2

出所：『毎日経済新聞』2015年10月15日付「임기 반환점 돈 박근혜정부, 여다보니...」(任期折り返し地点を回った朴槿恵政府、よく見ると...)

創造経済関連の課題が指摘されているのが目を引く。これらの結果からわかることは、中堅・中小企業の振興を通じた雇用状況の改善と家計収支の好転を望むとともに、働きやすい制度の整備が望まれているということであろう。経済政策における一貫性の欠如については、筆者が上で指摘したとおりであるが、これについては政策の転換に当って十分な広報が行われていないことが指摘できよう。各施策の効果が衝突しないよう調整するのは経済チームの重要な役割であり、政策広報とあわせて現政権の任期後半における重要な課題となろう。

おわりに

朴槿恵政権は任期を2年余り残すだけとなった朴槿恵政権は、国際的な競争力をもつ中堅・中小企業の育成と雇用拡大、非正規労働者の待遇改善、家計収支の改善などの難題に取り組むことを求められている。これらはいずれも経済革新3カ年計画、4大部門構造改革で掲げられているが、歴代の政権が取り組もうとして志半ばに挫折してきた経緯がある。それだけに、韓国経済の直面する重要課題にどれだけ切り込めるかが後世における朴政権の評価を決めるといっても過言ではあるまい。経済活性化や経済政策方針に関する広報など、現政権の手をつけやすい改善を行うと同時に、労働、中小企業、家計など時間のかかる長期的課題については、韓国の現行の大統領制、つまり任期5年の単任制の下では1つの政権が問題に取り組む時間を十分に与えられているとはいいがたい。経済の長期的問題の所在についての国民的コンセンサスを形成し、これを次期政権以降に確実に引き継げるよう今から準備していく必要があるだろう。

参考文献

[日本語文献]

安倍誠 (2013) 『『ビジネスフレンドリー』から『経済民主化』へ---李明博政

- 権の財閥・大企業政策と朴槿惠政権の課題』、『アジア研ワールドトレンド』6月号、日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 大西裕 (2014) 『先進国・韓国の憂鬱---少子高齢化、経済格差、グローバル化』、中公新書。
- 奥田聡・渡辺雄一 (2014) 「2013年の韓国---新政権発足と経済低迷・対日関係悪化」、『アジア動向年報』、アジア経済研究所。
- 玉置直司 (2013) 「税制改正案に大プーイング、大統領の一喝で大幅修正」、『JBPress』 8月21日 (<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/38500>)。
- 向山英彦 (2012) 「転機にある韓国の経済社会---求められる新たな成長モデル」、『環太平洋ビジネス情報 RIM』12月号、日本総合研究所。
- 百本和弘 (2013) 「韓国 『経済民主化』で揺れる企業政策」、『ジェトロセンサー』6月号、日本貿易振興機構。

[韓国語文献]

- 経済正義実践市民連合 [경제정의실천시민연합] (2015) 「집권 3년차 박근혜 대통령, 대선공약 완전이행률 37%에 그쳐 (執権3年次朴槿惠大統領、大選公約完全履行率37%に過ぎず)」、2月16日 (https://ccej.or.kr/index.php?document_srl=985271)。
- 關係部署合同 [관계부처합동] (2014-1) 『새 경제팀의 경제정책방향 (新經濟チームの經濟政策方向)』、7月24日. (http://www.mosf.go.kr/_upload/bbs/60/attach/20140724100151399.pdf).
- (2014-2) 『2015년 경제정책방향 (2015年下半期經濟政策方向)』、12月22日. (http://www.mosf.go.kr/_upload/bbs/62/attach/20141222132106217.pdf)
- (2015) 『2015년 하반기 경제정책방향 (2015年下半期經濟政策方向)』、6月25日 (http://www.mosf.go.kr/_upload/bbs/62/attach/20150625132521189.pdf).
- 김현아 (2015) 「박근혜 정부 부동산 정책 2년, 평가와 과제 (朴槿惠政府

不動産政策2年、評価と課題)、『부동산 포커스』, 7月号、韓国鑑定院
不動産研究院.

セヌリ党 [세누리당] (2012) 『세상을 바꾸는 약속---책임있는 변화 (世
の中を変える約束——責任ある変化)』.

第18代大統領職引き受け委員会 [제 18 대 대통령직 인수위원회] (2013) 『박
근혜 정부 국정 과제 (朴槿惠政府国政課題)』.

오건호 (2014) 「복지재원 증세 방안 검토 : 기존 평가와 사회복지세 도입 (福
祉財源増税方案検討 : 既存評価と社会福祉税導入)」 (2014年社会政策連
合大会発表資料)、韓国社会政策学会

(<http://kasp.re.kr/2014/pdf/02/03/03.pdf>).

유진숙 (2012) 「새누리당 정당개혁, 단기적 선거전략의 성공과 한계 (セヌ
リ党政策改革、短期的選挙戦略の成功と限界)」、『시대정신』 夏号、시
대정신 (<http://sdjs.co.kr/read.php?quarterId=SD201202&num=582>).

¹ 『朝鮮日報』 2007年 5月30日付を参照。(http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2007/05/30/2007053000091.html)

² 朴槿惠の選挙運営の巧みさについては、2004年4月の総選挙では当時の盧武鉉大統領を弾劾に追い込んだハンナラ党が大敗するとの予想を覆して議席減を最小限にとどめたことや、2006年5月の統一地方選の最中に暴漢によって切りつけられて右耳下から顎にかけて60針も縫う大手術を受けながら、その直後に「大田はどう？」と選挙情勢をたずねたことが報道されてからハンナラ党が大きく挽回したことなどがしばしば挙げられる。

³ 『朝鮮日報』 2007年 4月 3日付を参照。(http://www.chosunonline.com/site/data/html_dir/2007/04/03/2007040363044.html)

⁴ 李明博政権下で実施された親企業的政策については安倍 (2013) を参照。2009年には法人税率を25%から22%に引き下げたほか、出資総額制限制度を全廃した。輸出の価格競争力確保を狙って行ったとされるウォン安

誘導も事実上大企業を優遇する結果となった。

- 5 李明博政権のこのような政策路線の修正は「左クリック」「左折」などとも呼ばれる。具体的には、在来市場から500メートル以内への大型店の出店を禁止（2010年11月）したほか、同伴成長委員会を発足（同年12月）させて中小企業適合品目を指定し、大企業の参入を制限するなどの対策が採られた。地方自治体レベルでも大型店の営業時間規制の動きが広がった。向山（2012）を参照。
- 6 李明博と朴槿恵の確執は2007年8月のハンナラ党大統領候補の決定過程にさかのぼる。この際、朴槿恵が李明博の借名土地購入疑惑を取り上げるなど、両者の論戦は泥沼の様相を呈した。党内の候補者選考は党員と代議員を対象にした投票と、一般国民を対象とした複数の世論調査結果に拠った。朴槿恵は党内選考に僅差で破れ、その動向が注目されたが結局は保守勢力の分裂を危惧してその結果を受け入れた。
- 7 2008年4月の総選挙に際しては親李派からなる与党・ハンナラ党執行部が親朴派議員の多くを公認しなかった。公認漏れとなった議員らは脱党の上新党「親朴連帯」を立ち上げる事態となり、親李派と親朴派の対立は決定的となった。朴槿恵自身はハンナラ党に留まったものの、間接的に親朴連帯を支援していたとされる。2008年総選挙で当選した親朴連帯の議員らの多くは同年内にハンナラ党に復党したが、親李・親朴両派の対立はその後も続いた。
- 8 李明博政権の政策に対する朴槿恵の非協力の例としてよく挙げられるのが世宗市への政府部署移転計画修正をめぐる問題であった。2009年から10年にかけて李政権は鄭雲燦首相の主導で政府部署移転を取りやめる方向での計画修正を推進したが、朴槿恵は移転計画の原案通りの実施が国民との約束であることを主張して譲らなかった。2010年6月に移転計画の修正案は国会本会議に付議されたが、親朴派の造反により否決された。これに伴い移転計画は原案通り実施されることとなり、移転計画案修正を推進した鄭首相は辞任した。
- 9 『ハンギョレ新聞』2012年11月29日付を参照。
- 10 『京郷新聞』2012年12月20日付を参照。現金給付を中心とする西欧的な従来式の福祉ではライフサイクルに応じて必要なサービスが提供されないとし、きめ細かいオーダーメイド式のサポートに焦点を合わせると語っている。
- 11 2011年10月26日に実施されたソウル市長選の当日、ソウル市選管と野党

民主党系の朴元淳候補のホームページが DDos 攻撃（分散型サービス拒否攻撃）を受け、一時閲覧不可となった。ハンナラ党の崔球植議員の男性秘書の依頼を受けた IT 会社の社員が攻撃を実行したと見られ、秘書と IT 会社の代表、社員が後日逮捕されている。「DDoS 攻撃まで起きた韓国インターネット選挙戦の“過熱”」（『NOTIFICATION J』2011年12月26日、<http://nonfiction.jp/ニュースレポート/4522>）を参照。

- ¹² 유진숙 (2012) を参照。2012年2月13日改訂のセヌリ党綱領および基本政策は以下の URL を参照。

<https://www.saenuriparty.kr/web/intro/web/listDoctrineView.do>

- ¹³ 2012年3月5日の時点で、公認審査脱落者の73.9%が親李派であった。

『朝鮮日報』2012年3月6日付を参照。

- ¹⁴ 『朝鮮日報』2012年4月13日付を参照。

- ¹⁵ 朝鮮日報社とメディアリサーチの調査では、安哲秀の支持者のうち、安の辞退後に文在寅支持に切り替える意向を持つと回答したのは56.9%に過ぎず、21.4%は支持なし、20.5%は与党の朴槿恵支持に切り替えると回答した。『朝鮮日報』2012年11月26日付を参照。

- ¹⁶ セヌリ党 (2012) 所載の収入・支出表を参照。税制再編による歳入増の内容は文在寅の主張とほぼ同様で、法人増税と大企業向け減税の取り消しが主なものであった。

- ¹⁷ 大西 (2014) は2012年の大統領選で公約の差異が少なかったにもかかわらず投票率が高かった理由として、進歩派と保守派の間のイデオロギー対立を挙げている。

- ¹⁸ 国会先進化法により韓国国会の常任委員会における議決定足数は5分の3と定められているが、現状ではそれを下回る割合の議席しか保有しない与党セヌリ党は単独採決ができず、法案通過のためには野党の協力が必須となっている。つまり、与党は国会審議における事実上の拒否権を有していることとなる。朴槿恵政権発足時の政府部署再編では、放送通信委員会の一部業務（衛星放送などの有料放送分野）を未来創造科学部に移管するという朴政権の構想に対して、野党が放送の中立性が阻害されるとして強硬に反対した。法案処理の遅れで政策遂行が滞るなどの実害が生じているためセヌリ党としては同法の白紙化を望んでいるが、2012年総選挙での敗北を予想したセヌリ党が国会先進化法制定を主導した経緯があるうえ、野党としても事実上の拒否権を手放す誘因に乏しく、同法改正は難しいのが実情である。

- 19 4月1日の崔文基・未来創造科学部長官候補者への国会での人事聴聞については『이투데이』2013年4月2日付「며느리도 모르는 ‘창조경제’ … 최문기 청문회서 ‘진땀’」(嫁も知らない「創造経済」・・・崔文基、聴聞会で「脂汗」)(<http://www.etoday.co.kr/news/section/newsview.php?idxno=712054>)を参照。
- 20 人事聴聞会法によれば、国会が20日以内に人事聴聞を完了できない場合、大統領はその翌日から10日以内に期限を定めて聴聞経過報告書の送付を国会に要請することができる。その期限が過ぎると、国会人事聴聞手続きに関係なく、大統領は長官任命が可能となる。
- 21 例えば、韓国経済 TV (2013年1月16日放送)は金廣斗・国家未来研究院長、康奉均・前財政経済部長官、李漢九・セヌリ党院内代表、崔炅煥・前知識経済部長官の4人を新任経済副首相の有力候補として挙げた。
- 22 『朝鮮日報』2013年2月18日付「[박근혜 정부 組閣 마무리] '개발시대 두 기관차' 경제기획원·KDI 거친 관료들 경제부총리로」(〔朴槿惠政府組閣終了〕'開発時代の2つの機関車' 経済企画院・KDIを歴任した官僚を経済副総理に)(http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2013/02/18/2013021800275.html)を参照。
- 23 2013年4月22日、首相傘下の経済人文社会研究会が各界の「創造経済」専門家らを呼んで「創造経済総合討論会」を開いた。しかし参加者からは「創造経済を規定すること自体が非創造的」などの否定的コメントが相次いだという。『中央日報』2013年4月24日付「韓国政府の経済チーム、「創造経済」を探して道に迷う」(<http://japanese.joins.com/article/848/170848.html>)を参照。
- 24 たとえば、『朝鮮日報』2013年5月9日付、「朴槿惠政権の経済政策が『スローモーション』なワケ」を参照。(http://www.chosunonline.com/site/data/html_dir/2013/05/09/2013050901230_2.html)
- 25 2013年の補正予算案は5月7日に国会本会議を通過した。詳細については、企画財政部2013年5月7日付報道参考資料「민생안정·경제회복을 위한 17.3조원 규모의 추경예산 및 기금운용계획변경 국회 확정」(民生安定・経済回復のための17.3兆ウォン規模の追加更正予算および基金運用計画変更 国会確定)を参照。(<http://www.mosf.go.kr/news/news01.jsp?actionType=view&runno=4017060>)
- 26 『中央日報』2013年7月28日号、「韓国与党が叱咤『経済が悪化しているのに経済副首相は安易だ』」(<http://japanese.joins.com/article/000/174000.ht>

- ml) を参照。
- 27 当初の税制改正案では、増税となる年間給与所得額は3450万ウォン以上だったが、政府はこれを5500万ウォンに修正した。『聯合ニュース』2013年8月13日付「批判噴出の税制改正案 大幅修正へ＝韓国」(<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2013/08/13/0200000000AJP20130813001800882.HTML>) を参照。
- 28 『ハンギョレ新聞』2013年8月8日付「여 “정부안 지지” 야 “부자감세 유지 잘못” 세금논쟁 점화」(与党『政府案支持』、野党『富裕層減税の維持は誤り』) (http://www.hani.co.kr/arti/economy/economy_general/598928.html) を参照。
- 29 『朝鮮日報』2013年12月8日付、「韓国と日本の今年の経済 成長率などは韓国優位」(http://www.chosunonline.com/site/data/html_dir/2013/12/08/2013120800577.html) を参照。
- 30 『中央日報』2014年1月7日付「朴大統領『3年以内に所得4万ドル時代』…アクションプラン準備が課題」(<http://japanese.joins.com/article/259/180259.html>) を参照。
- 31 経済革新3カ年計画は、韓国の経済運営におけるガイドラインとして現在も参照されている。企画財政部と韓国開発研究院(KDI)が「経済革新ポータル」(<http://www.economy.go.kr/main.do>) を立ち上げ、計画の課題紹介や広報を行う一方、各課題の推進状況を定期的に公表している。
- 32 韓国政府は2013年12月10日に公共機関の不正慣行一掃や効率向上、常習的租税滞納の摘発、福祉手当等の不正受給摘発などの80項目にわたる綱紀肅正・適正化策を第1次課題として発表した。その後第3次課題まで発表され、現在も運用中である。個別政策の内容を見ると、単に綱紀肅正を図るもののほか、財政支出削減や歳入増加を兼ねているものが多い。課題の実行状況は国務調整室によってモニターされており、「非正常の正常化」ウェブサイトで公開されている。2015年10月19日現在、課題実現にかかわる改正法案数は160で、そのうち改正済みは70である。<http://www.normal.go.kr/portalMain.do> を参照。
- 33 韓国には月極め家賃を支払う代わりに物件価格の50-80%に達する保証金を家主に預託する「チョンセ」という独特の住宅賃貸制度がある。保証金の額は不動産市況と連動するほか、金利下落によって増額される(家主の運用収入を保つため)など、経済情勢によって大きく変動するほか、巨額の保証金返還を巡るトラブル、入居者が数年分の収入に相当する巨額

の資金を調達する必要があること、近年の金利低下や物件価格低迷を見越した賃貸需要の増大に伴う保証金額高騰などで大都市を中心に賃貸住宅を巡る状況が厳しくなっていた。月極め家賃を採用する契約は徐々に増えているが、政府としては月極め家賃のさらなる普及を奨励している。

34 2014年5月から6月にかけて、安大熙・元大法院判事と文昌克・元中央日報主筆が首相指名を受けたが、相次いで辞退した。安大熙は、弁護士時代におよそ5カ月で16億ウォンもの収入を得たことの是非を問われた。文昌克は、「日本の植民地支配は神の意志」などの発言がKBS放送で報じられ大々的な「歴史認識批判」を受けた。結局、6月26日に朴槿惠大統領は辞意表明した鄭烘原の留任を決めた。この一件は朴槿惠政権の人材難を改めて印象付けた。

35 『中央日報』2014年7月9日付、「韓国経済副総理候補『私は成長論者…サービス業の規制まず緩和』」(<http://japanese.joins.com/article/530/187530.html>)を参照。

36 「不動産3法」とは、再建築超過利益還収廃止法（再建築負担金の免除）、住宅法改正案（分譲価格上限制限の廃止）、都市住居環境整備法改正案（再建築組合員に所有住宅と同じ件数の新住宅分譲を認める）の3法案を指す。再建築超過利益還収法については2014年末までとなっていた再建築負担金免除を2017年末まで延長することで法律を存続させ、他の2法は改正させることで12月29日に国会を通過した。

37 チョンセについては、注33を参照のこと。

38 『マネートゥデー』2015年9月11日付の記事「'서민'빠진 전·월세대책 백약무효...'세입자 정책 '절실」(『庶民』が抜け落ちたチョンセ・月極め家賃対策、百薬無効・・・入居者政策『切実』)が取り上げた例は次のとおりである。ソウル市城東区金湖洞所在の広さ59㎡のアパートをチョンセ2億7000万ウォンで借りているA氏が、契約更改にあたり家主からチョンセ7000万ウォンの増額もしくは月40万ウォンの支払いを求められているという。<http://www.mt.co.kr/view/mtview.php?no=2015091014580195727>を参照。

39 関係部署合同（2014-2）35ページには、「『2015年経済政策方向』を通じて『経済革新3ヵ年計画』を本格的に具現」という表現が見られ、3ヵ年計画を上位指針とし、政策方向がその実行戦略となっている階層構造を想定していることがわかる。

40 『朝鮮日報』2015年2月4日付「国民を欺いた無償福祉、今こそ幻想か

ら目覚めよ」(http://www.chosunonline.com/site/data/html_dir/2015/02/04/2015020401436.html) を参照。

41 『中央日報』2013年10月31日付を参照。

42 김현아 (2015) を参照。

43 IMPETER 2014年2月26日付「경제혁신 3 개년 계획' 실체는 두 달 만에 급조된 MB 짝퉁」(『經濟革新3カ年計画』実体は2ヶ月で急造されたMBの贗物) を参照。(<http://impeter.tistory.com/2422>)

44 『中央日報』2014年1月30日付コラム「經濟計画の復活…朴槿惠政権の『經濟革新3カ年計画』」(<http://japanese.joins.com/article/228/181228.html>) を参照。

中韓協商の成立——朴槿恵は敵方に回った

鈴置 高史

China-South Korea Entente : Park geun-hye has joined the red team

Takabumi SUZUOKI

はじめに

朴槿恵大統領が率いる韓国が習近平主席の中国と協商関係に入った。両国は日米の同盟強化に対しては「歴史カード」を使い、声を合わせて反対する。北朝鮮の核武装は「統一カード」で抑え込みを図る。

韓国の一部には「中国の属国に引き戻される恐怖」があり、保守メディアは急激な対中傾斜を批判する。しかし、世論調査では次第に「中国支持派」が増える。「台頭する中国に生存を賭ける」思いと、「世界で影響力を失うくせに、日本に肩入れする米国」への反感が原動力だ。

この稿は2014年7月から2015年9月までの朴槿恵外交を記録した。2013年2月以降2014年9月までの動きを記した「朴槿恵政権の米中等距離外交」(亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ No.85「新段階を迎えた東アジアⅢ」=2015年3月=所収)の続編である。

2つの稿のタイトルを見れば分かる通り、韓国はたった1年の間に「米中二股」から「中韓協商」へと、一気に中国側に走ったのだ。

1. 2015年の「天安門事件」

(1) 抗日式典に参加した朴槿恵大統領

20015年9月3日、朴槿恵大統領は北京・天安門の楼上に立った。中国が主催した抗日戦勝70周年記念式典（抗日式典）の軍事パレードを参観するためだ。

この軍事パレードは約30カ国の首脳が参観した。朴槿恵大統領の席順は、外国からの来賓としてはプーチン・ロシア大統領に次ぐ2番目だった。

習近平主席が楼上で演説した時、プーチン大統領とカザフスタンのナザルバエフ大統領とで三角形を成した。国際社会では強権で有名な3人だ。その三角形のど真ん中に、ひととき目立つ黄色の服を着た朴槿恵大統領が座って習近平演説を聞いた。

国際刑事裁判所（ICC）から、虐殺に関与したとして逮捕状の出ているスーダンのバシル大統領も抗日式典には参加した。一方、冷戦期に西側に属した国の首脳は全く参加しなかった。

木村幹・神戸大学大学院教授は以下のように評した（「韓国は『帰らざる橋』を渡る」＝『日経ビジネスオンライン』2015年9月7日）。

- ・この式典は人権問題を重視する人々の目にはあたかも中ロ両国を中心とする『非民主主義国家連合』のイベントに映ったかもしれない。
- ・韓国が主要メンバーとしてこの式典に参加したことは、国際社会における韓国の印象に少なからず影響を与えるだろう。

木村幹教授が指摘したように、抗日式典への朴槿恵大統領の参加により、韓国という国の特殊な立ち位置が図らずも明らかになった。韓国は民主主義体制を掲げている。だが、非民主主義国家連合、の集まりに來いと中国から言われれば拒否できない。米国と同盟を結びながらも「中国ブロック」で活動するという奇妙な状況に陥ったのだ。

抗日式典直後の9月19日には日本が安全保障関連法を成立させ、米国との同盟強化に動いた。韓国の「離米従中」はいっそう際立った。朴槿恵大統領の式典参加は韓国という国の分水嶺になる可能性が大きい。将来の韓国外交史年表は「2015年の天安門事件」と表記するかもしれない。

（2）中国とスクラム組んで南北統一

式典翌日の9月4日、韓国の「離米従中」がますます露わになった。中国から帰国途中の機内で、朴槿恵大統領が記者団を前に以下のように語ったからだ。

- 朝鮮半島の統一のために今後、中国と協力することを決めた。可能な限り速やかに、どのように平和統一を成すのか議論が始まるだろう。

この発言は驚きを持って迎えられた。軍事パレード前日の9月2日、朴槿恵大統領は習近平主席と会談した。しかし中韓両国とも「この会談で平和統一のために中韓が議論を始めることを決めた」などとは一切、明らかにしていなかったからだ。

韓国の保守層は一斉に不安の声をあげた。中国と統一を議論すれば当然、中国から米韓同盟の破棄を要求されるとの判断からだ。「所信を貫く」——はっきり言えば「他人の意見を聞かない」性格の大統領だけに、統一議論を機に中国に取り込まれかねない、との恐怖感が深まった。

保守運動指導者の1人、趙甲濟氏の主催するネット媒体「趙甲濟ドットコム」は「中国とスクラム組んで統一」発言の翌日から「大統領の暴走」を食い止めようとする主張で満ち溢れた。

最初に書いたのが「証人」という筆名の識者だ。『『朝鮮半島平和統一』その同床異夢』（9月5日、韓国語）で以下のように主張した。

- 我々が考える統一と中国のそれは完全に異なる。中国には十中八九、朝鮮

半島を米国の影響力から遠ざけ中国が管理するという下心がある。我々の統一は当然、朝鮮半島が米国の作戦区域に残るとの前提がある。しかし、これを中国が認めはしないだろう。

- (朴槿恵大統領は) 統一のためには米国との決別も辞さないというのか？果たしてそんなことは可能か？決別は統一の前なのか、後なのか？中国と平和統一を論じるのは、中国のおもちゃにされる公算が大だ。
- 朴大統領が中国へ行き習近平、プーチンと並んで立つ姿によって支持率が急騰するという現象こそが、すでに中国の管理下に組み込まれたことを示す危険信号に映る。

同じ日に東亜日報も社説で、大統領が突然に唱えた「中国とスクラムを組んだ平和統一」に疑念を表した。保守系大手3紙の中では、政権にもっとも距離を置く新聞で、今回の訪中に対しても3紙の中で唯一、明確に反対していた。

その「中国と協力する『平和統一』は自由民主体制が確かなのか」(9月5日、韓国語版)の骨子が以下だ。

- 大韓民国憲法に明示された「自由と民主主義を基本とした秩序に立脚した統一」と、中国の朝鮮半島戦略をどう一致させるのか、明確にする必要がある。
- 中国メディアは「韓中首脳会談で習主席が『自主的統一』の実現を望むと語った」と報じている。それが外部勢力の介入を排除するとの意味なら、在韓米軍の撤収を語っているわけであり、北朝鮮の主張する統一と変わらない。
- 昨年2月、中国の軍部は統一に関し、領土・領海紛争の完全な解決に加え、外国軍隊撤収のタイムテーブルの提示など6項目を先決条件として挙げた。朴大統領は大韓民国の安危に直結する在韓米軍撤収まで中国と論議するというのか。
- 韓国は統一の具体的方法に関し、同盟国の米国とさえ緊密に対話する段階

に至っていない。朴大統領にいくら統一のビジョンがあっても、現実には越えねばならない山が多いからだ。

- 習主席は北朝鮮を戦略的資産と見なしている。朝鮮半島全域をその資産とするために朴大統領に「魅力攻勢」をかけているとの分析も出ている。

東亜日報は続いて9月10日にも社説でも「大統領は急がず、長い目で統一外交を進めるべきだ」と訴えた。「幕が上がった統一外交、息長く推進を」（9月10日、韓国語版）である。骨子は以下だ。

- 中国が血盟の北朝鮮を捨て韓国を選ぶ、という戦略的転換をしたと判断するのは難しい。韓国国内では具体的な統一方法に関し、共感が形成されていない。当事者である北朝鮮とも議論がない状況だ。

- 北は「統一は我が民族の力だけで実現すべき、民族の一大事だ」と朴大統領の発言を批判し始めた。大統領の「東北アジア外交の主導」は息切れしている。

- 朴大統領が任期内に目に見える形で統一の成果を出そうと、無理筋の手を打つのは望ましくない。

他の保守系メディアもこぞって大統領を引き止めに入った。軍事パレード参観に賛成していた朝鮮日報も9月7日、社説「韓中の『統一論議』、浮かれる時ではない」（韓国語版）を載せた。

中国が北朝鮮を捨てる判断をしたわけでもないのに「中国と統一論議」などと浮かれるのは現実を見誤っている、との主張だ。

同紙は9月9日にも社説「尹外相の『対中外交の自画自賛』、後始末に自信はあるのか」（韓国語版）で尹炳世外相を厳しく批判した。今回の大統領訪中を「歴史的ターニングポイント」であり「外交的な幅を広げた」と自賛したからだ。

ただでさえ米国や日本から「中国傾斜」と疑いの目で見られているのに、

それを加速して責任はとれるのか——との訴えだ。外相批判の形をとっていたが、実質は「朴槿恵批判」である。

中央日報も9月7日に社説「統一論議の火種、小さな失敗で消してはならない」（韓国語版）を載せた。中国と統一を議論するのはいいが、米国や日本との関係を損なうべきではないとの指摘だ。

同紙は政権にもっとも近いとされ、対中接近についても左派系紙と競うように支持して来た。しかし「大統領の暴走」を恐れる声が韓国の指導層に高まる中、何か書かざるを得なかったと思われる。

韓国の保守はこの時点で2つに分かれていた。趙甲濟氏ら「何があっても米国陣営に残ろう」とする親米保守派と、「とりあえずは米中間で等距離外交を展開し、アジアで覇権を握るのが確実になった方に付こう」との二股派である。これほどはっきりとは書かないが、朝鮮日報や中央日報などの保守系紙が後者にあたる。

興味深いのは「中国とスクラム発言」に関しては、後者の二股派さえも朴槿恵外交批判に動いたことだ。朴槿恵政権が「二股」のバランスを崩し、歯止めのない中国傾斜に陥り始めたとの危機感からだ。

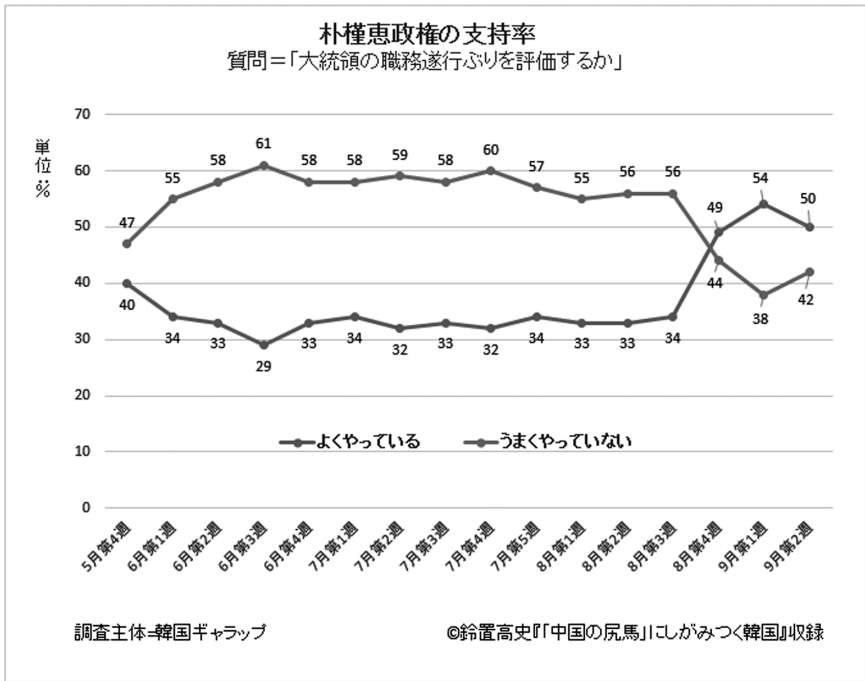
（3）なぜ、大統領は「暴走」したのか

「大統領の暴走」に慌てると同時に、首を傾げる韓国の識者が多い。「中国とのスクラム宣言」があまりに唐突だったからだ。

多くの韓国人が首を傾げながらも、この唐突さの説明にあげるのが「支持率説」だ。中国のおかげで急回復した支持率を見て、朴槿恵政権は「中国カード」を目いっぱい使おうとした、との見方である。

朴槿恵政権は長い間、支持率の低迷に苦しんできた。韓国ギャラップの調査によると、支持率は2014年4月のセウォル号事件以降、50%を割っていた。2014年11月第1週以降は不支持率をも下回っていた。

しかし、支持率は2015年8月第4週から9月の第1週にかけての2週間で一気に20%ポイントも回復し、50%台に乗せた。一方、不支持率は8月第4



週の調査時点で56%から44%に12%ポイントも落ち、ようやく支持率が不
支持率を上回った（「朴槿恵政権の支持率」参照）。

8月第4週の急回復は、南北間の緊張を一気に解いた8月25日の南北合意
のためだ。8月4日、北朝鮮が軍事境界線の南側に仕掛けたとされる地雷で
韓国の兵士2人が負傷した。

朴槿恵政権は過去の政権に比べ、強い姿勢で北に臨み「遺憾」との言葉を
引き出した。この「地雷事件」は中国の北朝鮮への圧力もあって解決できた、
と韓国政府は説明している。

9月第1週の支持率上昇も「中国のおかげ」だった。9月2日の中韓首脳
会談の前に中韓首脳の午餐会が開かれた。韓国メディアは「30カ国の首脳
のうち韓国の大統領だけが唯一、習近平主席から単独で食事に招かれた」と韓
国の栄光を大きく報じた。

翌9月3日の軍事パレードに関しても韓国メディアは「朴槿恵大統領は習近平主席から数えて2番目の高い席だった。半面、北朝鮮の崔竜海は一番端の席だった」と韓国人の溜飲を下げる報道を繰り返した。

朴槿恵政権は「中国の威を借りて北朝鮮を叩く」成功を、短期間に2回に渡って経験したことになる。「支持率説」は、こうした状況下で『中国と組んで統一』と叫んで北朝鮮を圧迫する姿を国民に見せれば、支持率がさらに上がる」と政権が計算した——との見方だ。

政権スタート時から使ってきた、「慰安婦」を掲げ「米国の威を借りて日本を叩く」作戦は頓挫していた。安倍晋三首相は韓国を無視し続けるし、普通の日本人も反感感情を高める一方だ。そもそも、韓国が期待したほどに米国が助けしてくれない。

朴槿恵政権は8月25日で任期の半分を折り返した。その後は急速にレームダックに陥るのが普通で、2016年の総選挙では与党が朴槿恵派と反・朴槿恵派に分裂する可能性さえ出てきた。

経済も悪くなる材料はあっても、よくなる材料は皆無だ。内政で支持率を維持するのは難しい。「中国とスクラム」を持ちだして支持率を稼ぐしかない、と見る人が多い。

「支持率説」と並び「勘違い説」も語られた。大統領なり政権中枢が、以下のような認識を持つに至った、との見方だ。

・北朝鮮の内部は揺れており、体制維持が困難になっている。「地雷事件」後の動きを見ても、北は予想外に弱腰だった。一方、我が国は抗日式典では中国から大事にされた。中国も我が国主導の統一を受け入れる可能性が増した。中国と組めば、北の動揺に付け込んで一気の統一も可能だ——。

例えば、中央日報の金永熙・国際問題担当大記者は「朴大統領のユートピア的思考」（9月11日、日本語版）で「勘違い説」を唱えた。

- どのように平和統一をするということなのか。ビジョンも戦略も提示されないまま統一の言葉ばかり広がっている。
- 朴大統領は最近、参謀に対して統一に備えるべきだという言葉をよく述べているという。最近の統一準備委員会会議では、朴大統領が統一への対応を強調し、「来年にも」という表現まで使ったと、会議出席者は伝えた。
- 朴大統領は北朝鮮の地雷挑発後に開いた南北当局者接触の8・25合意を我々の勝利と理解し、北朝鮮に対する自信が高まったという印象を与える。小さな成就が自慢を招く。成功の呪いを警戒しなければいけない。

「勘違い説」を補強するのが「圧倒説」だ。中国の強力な軍事力を天安門の楼上から眺めるうちに、朴槿恵大統領はすっかり中国に圧倒され、判断力を失った——との見方である。

東亜日報の社説「中国と協力する『平和統一』は自由民主体制が確かなのか」（9月5日、韓国語版）は、それをさりげなく指摘した。

- 中国の軍事力の台頭を天安門の上から目撃しながら朴大統領が、何を考えていたかを気にする国民が多い。

もう1つが「共同圧力説」である。10月10日は労働党創建70周年記念日だ。北朝鮮はしきりに、その前後の核実験や長距離弾道弾の発射を示唆していた。4回目となる核実験が成功すれば、米日韓など周辺国は北を核保有国として扱わざるを得なくなる。

そこで9月2日の首脳会談を機に、中韓両国は対北朝鮮でスクラムを組んで見せ「もし、核実験など実施したら今度こそ、中国が経済制裁するぞ」と脅している——との見方だ。

どの説が正しいのか、あるいは複数の説が合わさっているのか、2015年の段階では判然としない。しかし確実に言えるのは、韓国が「中国とのスクラム」を対北圧力に使おうとしていることだ。そしてそれを中国は黙認してい

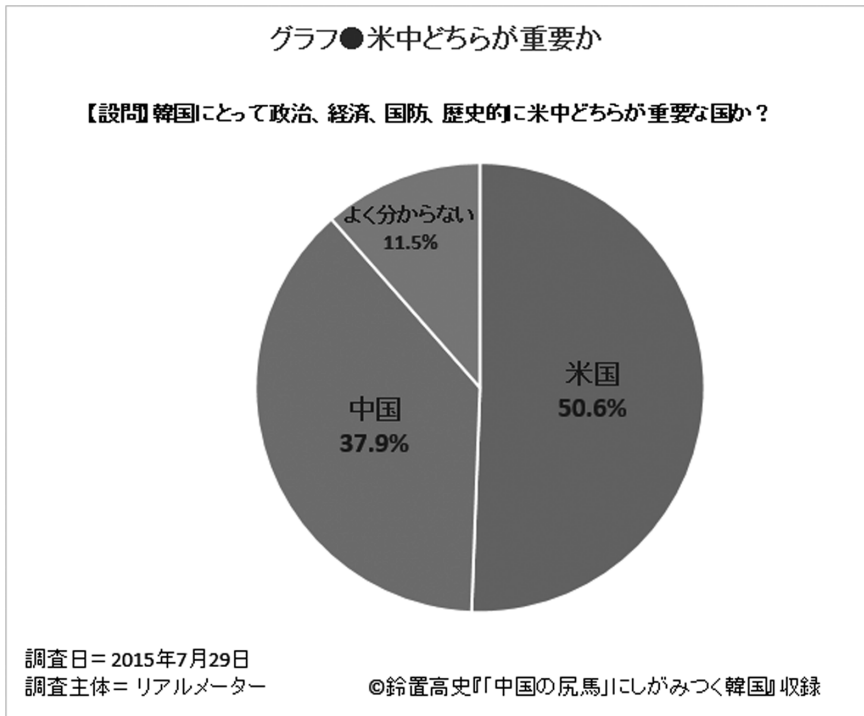
るのである。

(4) 37%が中国派

保守系紙が「大統領の暴走」を懸念する一方、普通の人には次第に「中国派」が増える。世論調査期間、リアル미터が2015年7月29日に「韓国にとって米中どちらが重要な国か」を聞いた。「米国」と答えたのが50.6%、「中国」が37.9%だった（グラフ「米中どちらが重要か」参照）。

日本人や米国人にとって、米国派と中国派の比率がさほど変わらないことは驚きだろう。注目すべきは、記事スタイルで提供されたリアル미터の調査結果の書きっぷりだ。主見出しは「まだ、米国？」だった。

「米国派が中国派よりいまだに多いことがニュース」との感覚である。そ



してもう1本の見出しは「中・米の中でより重要な国は」と、「中国」を先に表記した。これも少し前までは見られない書き方である。

質問はやや異なるが韓国のシンクタンク、峨山政策研究院が2014年3月7－9日に「米国か、中国か」を聞いている。

それによると「中国と摩擦を起こしても韓米同盟を強化すべきだ」と答えた韓国人が53.4%、「韓米同盟を弱めても中国との関係を強化すべき」と答えた人が31.7%だった。2014年から2015年にかけての1年間半弱で「中国派」は着実に増えたのである。

(5) 米国の冷たい視線

朴槿恵大統領の抗日式典参加を米国政府は苦い顔で見ていた。水面下で参加しないよう求めたが、韓国がそれに応じないので日本のメディアに「米国の意向」を書かせる手に出たようだ。

8月9日に共同通信が「米、韓国に不参加要請 中国の抗日記念行事」と報じた。ポイントは以下だ。

- ・オバマ米政権が韓国側に「朴槿恵大統領が出席すれば、米韓同盟に中国がくさびを打ち込んだとの誤ったメッセージになる」と懸念を伝達、出席を見合わせるよう事実上求めていることが8日、分かった。

8月11日には中央日報が中国筋の談話を引用し、米国の難色を報じた。「米国の言いなりになるのか」と韓国を脅すために中国政府がリークしたと見られる。「米国、戦勝式に朴大統領の代わりに駐中大使出席勧める」（日本語版）の要旨は以下だ。

- ・来月（9月）3日に北京で開かれる中国の抗日勝利70周年記念式（閱兵式＝軍事パレード）に、朴槿恵大統領の代わりに金章洙駐中韓国大使を出席させるよう、米国が韓国政府に勧めていたことが確認された。

- 「朴大統領に中国の閲兵式に参加するなどの意向を表明したことはない」というホワイトハウスの立場とは真っ向から異なるため、外交的な議論が予想される。
- 中国のある外交消息筋は10日「米国は先月、韓国政府に朴大統領の閲兵式参加に反対するという立場を伝えた。米国はまた韓国が参加するなら大統領の代わりに金大使を送るよう勧めた」と明らかにした。
- この消息筋は「しかし韓国政府は同盟である米国はもちろん、中国との関係なども考慮して決めるという立場を米国側に伝えた」と話した。

韓国政府は米中間で板挟みとなり相当に困惑した。そこで米国から「参加してもよし」との言質を取ろうと必死になった。聯合ニュースは米国務省に朴槿恵大統領の式典参加をどう思うか聞いた。

聯合ニュースの英文版「U.S. says respects S. Korea's decision to attend Chinese military parade」（8月27日）によると、米国務省報道官は以下のように答えた。

- “Participation in these events is the sovereign decision of each country. We respect the Republic of Korea's decision”.

韓国にとっては冷ややかなコメントだった。「支持」したのではなく「尊重」したに過ぎないからだ。そしてその前に「参加するかはそれぞれの主権国家が決める問題だ」と、冷やかに原則論を述べている。

はっきり言えば「どうしても参加したいのならしろ」ということであり、深読みすれば「好き勝手にやれ。ただ同盟を無視した以上、今後は米国に助けてくれなんて泣きつくんじゃないぞ」という意味であろう。

8月31日には尹炳世外相がジョン・ケリー国務長官とアンカレッジで会って「朴大統領の行事出席が韓半島全体に及ぼす含意を十分に理解する」とのコメントをもらった——と韓国政府は発表した。しかし、これも「支持」で

はなかった。

米国とすれば「どうしても行く」という韓国に対し「絶対だめだ」とは言えなかったのだろう。表立ってそう言えば、米韓間の亀裂が誰の目にもはっきりしてしまうからだ。

当然、抗日式典に参加した韓国に、米国は冷ややかな視線を向けた。左派系紙のハンギョレは「朴大統領の軍事パレードが内心不快な米国」（9月4日、韓国語版）で、米シンクタンクの匿名の専門家の以下の談話を引用した。

- ・朴大統領の参加に対するワシントンの全般的雰囲気は相当に否定的だ。中には「ブルーチーム（味方）にいるべき人がレッドチーム（敵方）にいる」とまで言う人もいる。
- ・米国防省では「ブルー」「レッド」という言葉を、敵見方を識別する時に使うとも言う。米国がそれほど朴大統領の式典参加を深刻に見ているということだ。

「韓国は敵方の陣営に行った」との米国の冷たい視線は、朴槿恵政権も予想していたであろう。とすると、「中国とスクラム」宣言は米国に対する言い訳を目的とした可能性もある。

「中国と一緒にあって北朝鮮の核開発を抑えれば、それは米国の負担も減らす」との論理である。これを米国がどこまで信じるかは不明だが、韓国としてはどんなに奇妙な理屈であっても言い訳がないよりはいい。

式典の1カ月半後の10月16日に、朴槿恵大統領はワシントンでオバマ大統領と会談することになっていた。その際、「米国の敵方の国の式典に堂々と参加した」ことへの弁明は、何かしら必要になるからである。

中央日報のカン・チャンホ論説委員は「米国を扱う朴正熙のチップと朴槿恵のチップ」（9月14日、日本語版）で、以下のように主張した。いかにも政権が書いて欲しそうな記事だった。

- ・朴大統領は来月中旬オバマ大統領に会い、「中国傾斜論」疑惑を払拭して韓米関係を再起動しなければいけない。そのためにはチップが必要だ。
- ・父の朴正熙は核をチップにしようとした。核兵器を開発し、北朝鮮を抑止し、米国に対して発言権を持とうとした。もちろんこれは完全に失敗した。
- ・朴槿恵大統領のチップは北朝鮮だ。南北関係を改善し、北朝鮮の核凍結と改革・開放を誘導すれば、米国はもちろん中国・日本・ロシアも我々が主導する北東アジアの構図についてくるしかない。オバマ大統領も賢明であるため、この論理を理解して支持するだろう。

相当に我田引水の論理で「オバマ大統領がこの論理を支持する」かは、疑わしい。そもそも「南北関係を改善し、北朝鮮の核凍結と改革・開放を誘導する」ことが困難だから、皆が困っているのだ。

(6) 歴史的転換点となる「天安門」

朴槿恵大統領の抗日式典参加は、韓国が米国側から中国側へと「帰らざる橋」を渡り始めたことを意味する。朝鮮半島情勢の大きな転換点となる可能性が大きい。

韓国を巡り米中が対立する案件は急増している。そして韓国が米国を無視し中国の要求を聞くケースが増えている（「米中星取表」参照）。だが、抗日式典ほど「白黒がはっきりした」案件はなかった。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）への参加問題は、英国を初めとする欧州勢など米国の同盟国も多数参加した。一方、抗日式典には米国の主な同盟国の中で、韓国だけが参加した。

終末高高度防衛ミサイル（THAAD）の在韓米軍基地への配備に対しては事実上、韓国が「NO」と言い続けている。ただ、形式的には「今後検討する案件」と、「未対戦」の形を作っていた。2015年夏段階では、辛うじて米国の面子を保っていた。

それに対し、抗日式典は「中国の勝利」として終わってしまった話だ。も

米中星取表～「米中対立案件」で韓国はどちらの要求をのんだか

(○は要求をのませた国、一はまだ勝負がつかない案件、△は現時点での優勢を示す。
2015年9月29日現在)

案件	米国	中国	状況
日本の集団的自衛権の行使容認	●	○	2014年7月の会談で朴大統領は習近平主席と「各国が憂慮」で意見が一致
米国主導のMDへの参加	●	○	中国の威嚇に屈し参加せず。代わりに「韓国型MD」を採用へ
在韓米軍へのTHAAD配備	▼	△	青瓦台は2015年3月11日「要請もなく協議もしておらず、決定もしていない(3NO)」と事実上、米国との対話を拒否
日韓軍事情報保護協定	▼	△	中国の圧力で署名直前に拒否。米も入り「北朝鮮の核・ミサイル」に限定したうえ覚書に格下げ
米韓合同軍事演習の中断	○	●	中国が公式の場で中断を要求したが、予定通り実施
CICAへの正式参加(注1)	●	○	正式会員として上海会議に参加。朴大統領は習主席に「成功をお祝い」
CICAでの反米宣言支持	○	●	2014年の上海会議では賛同せず。米国の圧力の結果か
AIIBへの加盟(注2)	●	○	米国の反対で2014年7月の中韓首脳会談では表明を見送ったものの、英国などの参加を見て2015年3月に正式に参加表明
FTAAP(注3)	●	○	2014年のAPECで朴大統領「積極的に支持」
中国の南シナ海埋め立て	●	○	米国の対中批判要請を韓国は無視
抗日戦勝70周年記念式典	●	○	米国の反対にも関わらず韓国は参加

(注1) 中国はCICA(アジア信頼醸成措置会議)を、米国をアジアから締め出す組織として活用。
(注2) 中国はAIIB(アジアインフラ投資銀行)設立をデコに、米国主導の戦後の国際金融体制に揺さぶりをかける。

(注3) 米国が主導するTPP(環太平洋経済連携協定)を牽制するため、中国が掲げる。

もちろん韓国は「中国との関係改善は北朝鮮の非核化を通じ、米国のためにもなる」との理屈を掲げている。だが、それが正しいと証明するには、北朝鮮が核開発の放棄に動く必要がある。が、その可能性は極めて低いのだ。

大統領の抗日式典参加と、その後の「中国とのスクラム」宣言により、米国も中国も韓国が中国との協商関係に入ったことを実感したことであろう。

もっとも大きな変化は、韓国人自身が「橋を渡り始めた」と自覚したことだ。「形だけでも米中間で等距離を保とう」と気を張って来た韓国だが、「ある一線」を越えたことで、一気に中国側に傾き始める可能性が大きい。

これまで、二股外交と指摘されるたびに「真っ赤な嘘だ。日本人が米韓離間を図っている」と責任を転嫁していた韓国人が「我が国は米中等距離外交を展開中だ。どこが悪い」と居直るようになった。ただ、声の大きな中国に立ち向かう覚悟のない「等距離」は「再属国化」に他ならない。

率直に「二股外交」を認めていた韓国人は「帰れぬ橋を渡っている」と身をすくめながら語るようになった。彼らの中には「中国の属国に戻る韓国」に住むことを嫌い、移民を検討する人もいる。

2. 2014年に始まった「中韓協商」

(1) 集団的自衛権で対日スクラム

米国が危機感を抱くほど明確に、韓国が中国との共闘体制を組んだのは、2014年7月3、4日の中韓首脳会談からだ。4日の午餐会で朴槿恵大統領は習近平主席と、河野談話の検証など歴史問題や、集団的自衛権の行使容認に関連、「日本に対する憂慮」で一致した。

同日、青瓦台（大統領府）の朱鉄基外交安保首席補佐官が、以下のように発表した。

- ・両首脳は、集団的自衛権行使に向けた日本の憲法解釈の変更について、多くの国が憂慮を表明していると指摘した。日本政府は平和憲法を守る方向で

防衛・安全保障政策を透明に推進しなければならないとの意見で一致した。

韓国外交部は、これに近い水準で対日批判をしていた。しかし首脳会談で大統領が、それも中国の主席と一緒にあって集团的自衛権の行使に事実上「NO」を突きつけたのだ。

なお「多くの国が憂慮」というところは完全な虚言で、憂慮しているのは中・韓と北朝鮮だけだ。中国の脅威にさらされる東南アジアを中心に、世界各国が賛成している。

2014年7月の中韓首脳会談直後にも、2015年9月の「中韓」後と同様に韓国の保守系紙は一斉に懸念を表明した。

日本の集团的自衛権の行使容認は米国が強く望んでいたことだ。そんな案件での中国との「反日共闘」は「離米従中」と米国から見なされるとの判断からだ。

実際、米国の反発は大きかった。政府は公式には批判しなかったが、アジア学者らが相次ぎ韓国紙に「警告」を載せた。

一例が、ビクター・チャ・ジョージタウン大学教授が中央日報に寄せた「朴槿恵の統一論、歴代政権と比べてみると」（7月18日、韓国語版）だ。英語版の原文「Five theories of unification」（7月22日）の一節を訳したものが以下だ。

- ・韓国は（7月の中韓首脳会談で開いた）窓を生かし、中国を自らの側に引きつけようとしている。北朝鮮以上に中国と近い関係になりたいと韓国は願う。
- ・これは、韓国が米国を排除しつつ、北朝鮮に関し中国と主体的に取引できることを意味するのだろうか？私はそうは考えない。
- ・理由の第一は中国が北朝鮮を放棄する準備ができていないからだ。2番目の理由。韓国は中国との関係で舞い上がっているようだが、強固な韓米関係を基にしてこそ、中国への接近をしっかりとしたものにできるのだ。

- 簡単に言えば、米国との同盟なしでは韓国は、中国からその小さな一地域として扱われる、ということだ。こんなことは、韓国政府の指導層だって分かっていると思うが。

「米国から離れれば、中国の属国に戻るだけだぞ」との厳しい指摘だった。だがこの会談以降、朴槿恵政権は内外の声を無視し「離米従中」の速度を上げた。

ちなみに、2015年9月19日未明に成立した日本の安保法に対し、韓国外交部は同日朝に以下のような報道官論評を発表した。

- 日本は戦後一貫して維持してきた平和憲法の精神を堅持し、地域の平和と安全に寄与するよう透明な形で推進すべきだ。

この論評に関し、いくつかの韓国紙は「朴槿恵政権がそれまでの対日強硬姿勢を和らげた」と強調した。確かに2014年7月の中韓首脳会談後の発表に含まれた「多くの国が日本に憂慮」などの文言は消えた。

しかし「和らげた」というよりも「今回も中国に従った」という方が正確だった。韓国に先立ち同日未明に発表された中国外交部の談話を読めば、それが分かる。以下だ。

- 戦後日本の安保政策でかつてなかった行動だ。平和路線を維持し安保面で慎重に行動し、地域の平和と安定に尽くすよう強く求める。

韓国の論評は中国の談話とよく似ており、それを参考にしたかに見える。朴槿恵政権が「中国頼みの対日攻撃」を放棄したわけでは決してないのだ。

(2) 「慰安婦」でも共闘

反日共闘の舞台は「集団的自衛権」だけではない。「従軍慰安婦」で中韓

両国政府は共同研究するとの覚書を結んだ。2014年12月15日、聯合ニュースが報じた。さらに2015年8月17日、聯合ニュースは以下のように報じた。

- 中国黒龍江省檔案局（記録保管所）は当時の満州国の慰安婦関連文献を公開、1941年10月、日本軍が牡丹江省綏陽県に軍慰安所を開設し、韓国人性数十人を慰安婦として強制的に働かせていたと明らかにした。
- 文献には、日本の国境警察隊の隊長が慰安婦について「韓国から強制徴用した2000人余りのうちの一部」と説明したとの記載もある。

「慰安婦」を通じた反日共闘は、米国で民間団体の運動の形もあって展開されている。2015年9月22日にはサンフランシスコ市議会で「慰安婦碑または像の設置を支持する決議案」の採決が行われ、全会一致で採択された。中心となったのは、反日中国系団体だった。

（3）通貨スワップも中国依存

中国との「反日共闘」は金融の分野にも及んだ。韓国は日本に対し通貨スワップの延長を頼まず、日韓の2国間スワップは2015年2月23日をもってすべて消滅した。

これは韓国がドルによる2国間通貨スワップを全て失ったことも意味した。この段階で韓国が結んでいたのは、中国やインドネシア、豪州などとの当事国通貨によるスワップだけとなった。チェンマイ・イニシアティブ（CMI）という多国間のドルスワップは残ったが、使い勝手があまりよくない（「韓国の通貨スワップ」参照）。

外貨不足に陥った際に、国際通貨であるドルや日本円を貸してくれる日本とのスワップを断った原因は、何と面子だった。韓国人は上下意識が極めて強い。2010年ごろから「日本よりも上の国となった」との意識が国民に広まる中、「自分よりも劣る」日本に、外貨を貸してくれとは言えなくなったのだ。

その結果、韓国の外貨繰りは2国間通貨スワップの約70%を中国の人民元

韓国の通貨スワップ（2015年9月30日現在）

相手国	規模	締結・延長日	満期日
中国	3600億元／64兆ウォン（約560億ドル）	2014年 10月11日	2017年 10月10日
UAE	200億ディルハム／5.8兆ウォン（約54億ドル）	2013年 10月13日	2016年 10月12日
マレーシア	150億リンギット／5兆ウォン（約47億ドル）	2013年 10月20日	2016年 10月19日
豪州	50億豪ドル／5兆ウォン（約45億ドル）	2014年 2月23日	2017年 2月22日
インドネシア	115兆ルピア／10.7兆ウォン（約100億ドル）	2014年 3月6日	2017年 3月5日
CMI<注>	384億ドル	2014年 7月17日	

<注>CMI（チェンマイ・イニシアティブ）はIMF融資とリンクしない場合は30%まで。

資料：ソウル新聞「韓国の経済体力は十分」（2015年2月17日）

©鈴置高史『「中国の尻馬」にしがみついた韓国』収録

に頼るといって極めていびつな形となった。韓国の貿易や金融の90%以上がドルで決済されている。このため、いざという時に中国とのスワップを発動し人民元を貸して貰っても、十分に対処できるか疑問視する向きが多い。

2015年夏、中国の株式が暴落を繰り返し人民元も切り下げられるなど「中国への不安」が増すようになると、韓国の一角から「日本にスワップを再開して貰おう」との声もあがった。しかし、面子にこだわる朴槿恵政権は耳を傾けなかった。

そもそも世界で執拗な「反日・卑日」を繰り返す韓国に対し、スワップを供与すべきではないとの声が日本には高まる。仮に日本政府がスワップ再開に同意しても、「中国との協商」に動いた韓国に不信感を募らせる米国政府

が、それを阻止するかもしれない。

1997年の韓国の通貨危機の際、国際通貨基金（IMF）に救済を求めるかどうかの最後の局面で、日本が韓国に供与しようとしたスワップを止めたのは米国だった。当時も米韓関係は最悪で、米国は韓国に「お灸を据えようとした」のである（『「独り相撲」で転げ落ちた韓国』第1章第4節参照）。

日本との通貨スワップ消滅は、韓国が日本よりも中国を頼りにし始めた、というだけではない。「米ドル圏」から「人民元圏」へと、通貨・金融の世界で陣営替えを図ったということでもある。「中韓協商」は防衛と同様に、国の基軸である金融面でも着実に進んでいるのだ。

3. 反米に転化した反日

（1）米大使襲撃事件

2015年3月5日、リッパート駐韓米国大使が韓国の左派民族主義者に刃渡り25センチのナイフで襲われた。同大使は頬や腕に傷を負い、80針も縫った。あと2センチずれていたら頸動脈に達していたと韓国各紙は報じた。

犯人の金基宗「我が庭 民族の守り」代表は「オバマはなぜ変わったのか」と言いながら襲った。この時、韓国各紙は「慰安婦に対する米国の姿勢が変わった」と非難しており、これが犯行の引き金になった可能性が高い。

事件の6日前の2月27日、米国のシャーマン国務次官がワシントンで「Remarks on Northeast Asia」と題して演説し「中国とスクラムを組んで日本を叩く韓国」を牽制した。

その米国務省に対し韓国紙が一斉に「日本の味方をするのか」「発言を取り消せ」と反撃した。その最中に事件は起きた。対米批判の先頭に立った、朝鮮日報の3月3日社説「米国務次官の誤った過去史発言、これは見過ごせない」（韓国語版）が以下だ。

- シャーマン国務次官は「民族感情は悪用されかねず、政治指導者が過去の

敵を非難し、安っぽい拍手を受けることは容易なことだ。しかし、そんな挑発は発展ではなくマヒをもたらす」と述べた。

- この部分は暗に韓国を指したと思われる。しかし日本に対しては、一言も謝罪と反省を求めなかった。
- シャーマン国務次官は今回、外交的には使ってはならない不適切極まりない表現を遠慮なく使った。オバマ大統領が2014年4月に訪韓した際には、慰安婦問題に関し「実にひどい人権侵害だ」と述べている。何が米政府の公式の立場なのかははっきりさせる必要がある。

なお、講演の中でシャーマン国務次官は「いわゆる慰安婦」(so-called comfort women) という、日本批判を避けるような呼称を使った。「性奴隷」(sex slave) という単語を使って欲しい韓国人の癪に相当に障ったようで、この言葉使いにも韓国メディアは怒りをぶつけた。

事件は、いみじくもシャーマン国務次官の警告そのままに「民族感情が悪用された」のだった。犯人は2010年7月に駐韓日本大使を襲った人物でもあった。ソウルで講演中の重家俊範・駐韓大使(当時)にコンクリート片を投げつけ、横にいた日本大使館員が負傷した。

裁判では懲役2年の判決が下されたが、3年の執行猶予が付いた。韓国メディアは犯人を英雄扱いし、インタビューまでした。

犯人は2014年になっても国会議員の紹介で、国会図書館の講堂を借りて集会を開いていた——と米大使襲撃事件後、韓国各紙は報じた。2015年3月17日付の朝鮮日報は「日本大使襲撃事件後も、金基宗代表の主宰団体に韓国政府が資金援助していた」と書いた。韓国はテロ支援国家に指定されてもおかしくはない。

だが韓国各紙は、犯人が北朝鮮寄りの人物だったとして「米韓同盟に対する挑戦だった」「韓国も被害者である」と訴えた。リップパート大使を見舞った朴槿恵大統領も、謝罪の言葉はかけずに「大使も、これからは国と韓国のために多くのことをしてくれるだろう」と説教した。

米国政府は公式には事件に関する遺憾の表明は避けた。しかし韓国への不信感を漏らす米国の外交関係者が多い。一方、韓国人の多くは内心「日本の肩ばかり持つ米国に一矢報いた」と考えている。この事件は米韓関係に深いヒビを入れた。

（２）安倍訪米を全力で妨害した韓国

2015年4月、安倍晋三首相が訪米し米国との同盟強化を約束した。4月28日にワシントンでオバマ大統領と会談した安倍首相は安保法の成立を約束した。4月29日には安倍首相は、日本の首相としては初めて米上下両院合同会議で演説した。よく練られた文章で日米同盟の深化を訴える演説だったこともあり、多くの議員から熱烈な拍手が送られた。

安倍訪米を、国を挙げて邪魔したのが韓国だった。まず、安倍首相の議会演説の阻止に動いた。失敗すると、演説に慰安婦への謝罪を盛り込ませようとした。慰安婦で謝らない安倍を、米国に叱って貰う作戦である。

韓国政府は2015年2月から、在米韓国人を動員して米議員に働きかけた。3月には訪米した韓国の国会議長が米下院議長に「日本の真の謝罪と行動が必要」と述べ、安倍演説を許すなど要求した。韓国の外相も大統領も、訪韓した米国の要人には必ず「安倍首相は米議会で謝罪すべきだ」と要求した。

ウォールストリートジャーナル（WSJ）は4月21日「安倍首相の議会演説に韓国の立場を反映させるべく、韓国政府が広告代理店と契約した」と報じた。韓国紙も毎日のように「慰安婦への謝罪のない安倍演説は許せない」との識者の談話を掲載した。

「国を挙げて第3国での安倍演説に口をはさむ」異様さには、韓国でも首を傾げる向きがあった。しかし、それは大勢とはならなかった。朴槿恵政権は安倍訪米を破綻させる必要がいくつもあったからだ。

朴槿恵政権は国民に対し「米国は日本よりも韓国を重視している」と唱え、韓国メディアもそう報じてきた。証拠の1つに「米国からの信頼の篤い朴槿恵大統領は上下両院演説をしたが、安倍は許されていない」ことを挙げてき

た。安倍首相の米上下両院での演説が実現すれば、その虚構が崩れてしまう。

それに安倍訪米で日米同盟が強化されれば、韓国外交が窮地に追い込まれる。「米日 VS 中」の対立の図式が鮮明になるほどに「韓国はどちらに付くのか」と米国から迫られるからである。

もう1つは「中国へのゴマすり」である。日米離間を図れば、中国の歓心が買える。「日米離間に汗をかく韓国の美しい姿」こそは「中韓協商」強化のための貴重なテコとなるのだ。

韓国の露骨な日米離間策には米国もあきれ果てた。2015年春、ワシントンの米外交界では「韓国疲れ」との単語が使われるようになった。韓国の外交関係者が訪ねて来ては「安倍に演説させるな」「慰安婦への謝罪を演説に盛り込ませろ」と口々に要求したからだ。韓国はますます墓穴を掘った。

(3) THAAD と AIIB でそっぽ

米国にしてみれば「韓国は日本の悪口を言い立てる前に、自分の義務を果たせ」と言いたいところであろう。「韓国疲れ」が高まり始めた2015年3月11日、青瓦台は「3NO」を言い出した。

「3NO」とは在韓米軍への配備が検討されている THAAD に関し①米国から配備の許可を要請されたことはない②だから米国と協議したこともない③従って配備に関し結論もない——である。

北朝鮮の核ミサイル実戦配備が迫る中、米国は本土とグアム、韓国などに迎撃システムを配備する方針だ。だが、韓国メディアによれば、習近平主席は朴槿恵大統領に直接「THAAD を受け入れるな」と要求した。

中国の軍関係者は「THAAD の一部である高性能レーダーが韓国に配備されると、中国の動きが全て分かってしまう」と理由を挙げている。しかし本音は、米韓同盟にクサビを打ち込むことだろう。

韓国が THAAD 配備に反対すれば、米国は韓国を守る意欲を失う。すでに中国の学者が韓国を訪れ「中国とも同盟を結べ」などと要求するのが日常化している。

米中の中で板挟みに陥った韓国は苦し紛れに、米国から配備の申し入れはない——「3NO」と言い出したのだ。米国は困惑している。

韓国を守るために存在する在韓米軍基地を防衛するための THAAD の配備に韓国が事実上、反対した。しかし、無理に配備を強行すれば米韓関係は悪化するだろう。ことに激情で動く大統領と見られているだけに、韓国はこれを機に中国側に走るかもしれない。

2015年夏現在、THAAD に関する結論は先送りされている。しかしこの状態が長引けば、米韓同盟は確実に揺らいでいくだろう。

2015年3月にはもう1つ、韓国が米国に背を向ける事件が起きた。中国が計画した AIIB への参加問題である。日米が主導するアジア開発銀行 (ADB) に対抗するのが狙いだ。アジア、欧州、アフリカまでをカバーする経済開発構想「一帯一路」とも組み合わせ、中国は世界での影響力——支配力拡大を図る。

「中国ブロック」の経済的な基礎となる AIIB に関し、米国は「参加すると同盟関係にも影響が出る」とまで脅して、韓国を引き止めた模様だ。

米国からそこまで言われた韓国は AIIB でも米中板挟みとなった。相当に困惑したのだろう、参加の可否をなかなか明かさなかった。しかし結局、3月26日に韓国企画財政部は「AIIB への参加を決定した。インフラ事業への参加拡大を期待する」と発表した。

思いもかけず、英国から助け舟が来たからだ。3月12日に英国が G7 で初めて AIIB への参加を表明した。欧州の米国の同盟国もそれに続いた。これで韓国は負担が減ったと判断し、締め切りの3月末を目前にして参加を発表したのだ。

ただ米国の中には、韓国を中国側の国と見なす向きが増えた。欧州各国が AIIB に参加するとはいっても、域外国の扱いだ。半面、アジアの国である韓国の参加は「中国ブロック」の造成に全面的に賛同するとの意思表示だ。そして、米国の忠実な同盟国である日本は参加を拒否したのだ。ここでも「中韓協商」が際立った。

(4) 韓国を格下げした米・日

米国と日本はそんな韓国を見放し始めた。韓国や米韓関係に対する公式見解を表明する国務省の「U.S. Relations With South Korea」(2015年2月5日発表、英語)には「韓米同盟は米国のアジア戦略の核心軸(Linchpin)」という表現がなかった。

2014年にオバマ大統領が訪韓した際になどに使った表現で、韓国政府はこれをもって「米国は日本よりも韓国を重視している」と謳いあげてきた。

米韓関係に関しては「共通の価値観と利益を基にした友情と協力」とそっけない記述に留まった。米韓同盟に関しても「深く広範なグローバル・パートナーシップ」と記されているだけだった。

一方「U.S. Relations With Japan」(2015年2月4日、英語)では、日米同盟を「米国のアジア戦略の礎石(Cornerstone)」と規定した。

さらに日本については「共有された不可欠の利益と価値観を基にし、アジア太平洋の安定、政治的かつ経済的自由の尊重と増大、人権と民主体制をサポートし、個人と国家、国際社会の繁栄を担保している」と、称賛の言葉を長々と連ねた。

米国は明らかに同盟国としての韓国を「格下げ」したのだ。日本も追従した。日本の外務省は3月2日、そのHPの「韓国に関する項」から「自由と民主主義など基本的価値観を共有する」との表現を削除した。4月7日に閣議で了承された外交青書もそれになった。

ほぼ同じ時期に日韓通貨スワップも終了している。この際、米国が「日韓スワップを続けないと、韓国は2国間のドルスワップを失い中国頼みとなる」などと、日韓を説得した形跡はまるでなかった。

4. 「協商」から「従属」へ

朴槿恵政権は中国と「協商」関係を結んだ。しかし次第に、それは「中国への従属」であることがはっきりしてきた。

韓国は中国と反日スクラムを組んだつもりだった。だから日韓首脳会談は日中首脳会談の前にできないと考え「我が国の要求を全て呑んだら会う」との奇妙な理屈を掲げて拒否したのだ。だが、習近平主席は2104年11月10日、北京で安倍首相と会談した。2015年4月22日にもバンドンで会った。

「安倍とは会わない」と頑張って来た朴槿恵大統領はあっさりと梯子を外されたのだ。これは中韓協商が対等なものではなく「韓国は中国の顔色を見て動いているに過ぎない」ことを如実に示した。

抗日式典への参加も同じだ。`非民主主義国家連合、に参加すれば世界が韓国をどう見るか、朴槿恵政権も分かっていたはずだ。だが韓国はもう、中国に「NO」とは言えない国になった。

朴槿恵政権の「中国との協商」はどこで失敗したのだろうか。この政権の外交方針は当初から明快だった。以下である。

- ① 中国との関係を改善し「米中等距離」に近い状況にする。
- ② それで得た「中国カード」を駆使することで、米国を牽制する。
- ③ 米中双方の威を借りることで日本と北朝鮮を叩く。

日本のある外交専門家は、この政権は①のさじ加減を間違え、中国に接近し過ぎたと分析する。「大国との良好な関係維持自体は必要だが、同盟関係がない国に近づき過ぎると相手を誤解させてしまい、常識はずれのことまで要求される」と言う。

THAADに関して言えば「押せば韓国は呑む」と中国が判断したから中韓首脳会談で持ちだし、さらにはそれをリークしたということになる。

もし中国が「米国に守ってもらっているのだから、さすがに韓国は呑まないだろう」と判断すれば、韓国はそんな要求も突きつけられず、米中間で板挟みに陥ることもなかったろう。

ただ、朴槿恵政権はそれも織り込み済みだったかもしれない。各種の世論調査の結果に見られるように、韓国人には「中国に従属する」ことへの反発

が、米国人や日本人が想像するほどにはない。

朝鮮半島の王朝は新羅以来、中国大陸の王朝の冊封体制下にあった。「中国ブロック」に移ることになっても、状況次第では大多数の国民が受け入れる可能性が大きい。

それなら米国や日本、北朝鮮に対して思う存分「中国カード」を使い、米国から見捨てられた時には完全に「中国ブロック」入りすればいい——と朴槿恵政権は考えたのかもしれない。

外から見ると韓国は、抜け出そうともがくほど砂の底に落ちて行く「蟻地獄に落ちたアリ」に見える。だが、当のアリにとって「アリジゴクに食べられる」のは覚悟の上ということだ。

いずれにせよ、2015年9月をもって日本と韓国は完全に異なる道を歩き始めた。中国に立ち向かう日本と、つき従う韓国——である。

9月25日の米中首脳会談では、両国の対立が鮮明になった。オバマ大統領が求めた南シナ海の軍事基地化の中断を、習近平主席はあっさり蹴ったのである。両国の対立が激しくなる中で、日本と韓国は米中代理戦争を闘うことになる。

大きな亀裂が生じた日韓関係

野副 伸一

The deepening Divide Between Japan & RoK

Shinichi NOZOE

はじめに一遠心力が働く日韓関係

今年（2015年）は、日韓両国が国交を正常化して50周年を迎える記念すべき年であった。1965年の国交正常化の結果、韓国は“漢江の奇跡”と呼ばれる高度経済成長を達成し、先進国へ躍進すると共に、軍事力を大きく強化し、さらに社会を安定させることで、北朝鮮からの脅威に十分対抗できる力量を備えるようになった。日韓国交正常化の狙いは成功したと評価しても良いであろう（注1）。

それにも拘らず、両国関係は近年年ごとにギクシャクした関係を強め、混乱の度合いを深めて来ている。今年国交正常化50周年を迎えた両国は、成熟した大人の関係を取り戻す必要と義務があったと言えよう。しかし現実はその方向に進んでいない。韓国の反日姿勢は極めて頑なで、外交路線も中国傾斜を深める中、韓国は中国と共同で日本に対し歴史認識の修正を迫る等、外交攻勢を強めている。そのため日韓両国の関係には求心力が働かないだけでなく、むしろ遠心力が働いているように見える。後述するように、米国政府の強い引き止め政策を振り切って実行された朴槿恵大統領の9月初旬の訪中（抗日戦勝利記念軍事パレードへの参席）等は、緊密化を深める日米の方

向とは逆行するものと言って良い。

両国関係が混迷を深める原因は、何処にあるのだろうか。日本側から見ると、歴史認識等を巡る韓国側の対日強硬姿勢に問題があり、日本政府や国民がそれに強い反発を示してきたことが挙げられよう。韓国の執拗な反日姿勢に刺激され、日本ではこれまで見られなかったような反韓、嫌韓感情が強まっている。

他方韓国側から見ると、韓国の主張を受け入れようとしめない日本の頑迷な姿勢に問題があるとして、強硬な姿勢を崩そうとしていない。韓国は自国の主張の優位性を示すべく、朴槿恵大統領みずからが就任以来、外国訪問の機会があると、日本の歴史認識の誤りを訪問国のトップに伝える等、いわゆる“告げ口外交”を積極的に展開している。それと共に、国連、米地方議会、中国との連携を図りながら、日本に対し外交攻勢を仕掛けている。その象徴とも言うべきものが、各地での慰安婦像の設置であろう。このような韓国の動きは日本を国際的に貶めようとするものであり、こうなると慰安婦問題は単なる歴史認識をめぐる見解の違いではなく、「歴史戦」という、国家間の戦いの様相を帯びたものになっていると言って良い。関係悪化の原因については、両国の判断と視角には大きな違いがあり、今後も平行線を辿るしかないだろう。由々しき事態と言わざるを得ない。両国関係には大きな亀裂が生じているのである。

本稿は、国交正常化50周年を迎える両国の関係が、現在どういう状況にあるのか、何が問題なのか、今後どういう方向に進んで行きそうなのか、を検討しようとするものである。

第1章 日本側の状況認識

1) 武藤前駐韓大使の主張

かつてないほどにギクシャクした状況にある両国関係を日本側はどう見ているのだろうか。それを端的に示す格好の証言がある。武藤正敏前韓国大

使の産経新聞との会見での話しである。日本外務省のキャリア官僚出身の武藤前大使は、韓国語の研修を受けた、所謂「コリアスクール」出身の初の駐韓大使である。平成22年（2010年）にソウルに赴任し、対韓外交の第一線で活躍し、24年に退任した。25年には韓国政府から修好勲章光化章を授与されている。その武藤前大使が今年の5月に『日韓対立の真相』というタイトルの本を刊行、韓国政府の対応を厳しく批判した。大使経験者としては異例な行動と言わざるを得ない。会見では、次のように語っている。引用が少し長くなるが、重要な指摘が多いので紹介しておきたい（注2）。

「韓国政府は反日一点張りで、日本に対して“ムービング（動く）・ゴールポスト”でずっとやってきた。それをやっている以上、日本の嫌韓感情も高まっていく。（私が書いた本は…筆者追加）こうした韓国に対する問題提議の本だ。…今まで通りでは日韓関係は良くなる。ルールを変えるときだ。韓国の反日はもうやめてもらわないといけない」と訴えた。武藤前大使はそのうえで、韓国側が変えるべき三つのポイントを指摘している。

「第一に、韓国は、国交正常化した昭和40年（1960年）以降の日韓の歴史をまったく隠蔽している。日本が真摯に韓国の発展に協力してきたことを、韓国の人は知らない。こうした歴史をきちんと取り上げることで、日韓のわだかまりが相当なくなる。

第二に、慰安婦問題について、昭和40年（1965年）の日韓請求権協定の時、韓国政府は法的に『完全かつ最終的に解決』と言っていたのに、盧武鉉政権下で韓国側が『慰安婦問題は未解決だ』と言いだすから、問題が広がっていった。あの段階で『解決済み』と言っていたら、こんなことにならなかった。

第三に、竹島問題について、これは領土問題であり、歴史問題ではない。そこをはっきりさせないと、国民感情が悪くなるだけだ」

以上が、武藤前大使の発言内容であるが、外交官としてはかなり思い切った発言である。最後に韓国の反日については、「韓国では政治を離れ、国民レベルでは、日本が好きという人がむしろ多いと思う」と話し、「反日を言っ

ているのは朴槿恵大統領であり、政治家であり、マスコミであり、非政府組織（NGO）だ」と非難し、「自分は、日韓関係を改善するため捨て石になるつもりで（本を）書いた。韓国の人にこそ読んでほしい」と述べ、会見を締めくくっている。

ところで、今回のギクシャクした両国関係において興味深い点は、従来の日本だったら“まあまあ”と言って譲歩し、事態を収めようとする動きが当然あったであろうが、今回にはそれがなかったことである。かつて日本では、岸信介や矢吹一夫、瀬島龍三といった政界や経済界の大物が、韓国でも金鍾泌や朴泰俊といった大物が両国関係に何か問題があると、調停役ないし緩衝器的役割をして両国の関係を修復させたものである。しかし今回の関係悪化の中では、そのような動きは日本にも、韓国にも殆どなかったと言って良い。世代交代により、両国にはそういう人物が今や大半がいなくなり、意思疎通のパイプが極めて細くなってしまっている。さらに、取り巻く内外の状況により生じた両国の政治的価値観の違いが共同歩調を取りにくくさせ、それが大きな亀裂となっていったのである。

大きな亀裂において顕わになったことは、歴史認識における違いである。国によって事情が違うので、歴史認識に違いが出て来るのも当然であるが、韓国はその違いがあることを認めようとせず、韓国の主張を日本が認めることを日本に強要しているのが現実である。たとえば韓国側が主張する従軍慰安婦の官憲による強制連行説は、その根拠になっていたのが吉田清治証言であった。朝日新聞からの受け売りでもあった。ところが吉田証言を強制連行説の根拠にしていた朝日新聞自体が昨年（2014年）8月5日に至って吉田証言の信憑性を初めて否定し、強制連行説が誤報であったことを謝罪することになった。それで状況が改善されたかと言うと、なかったと言って良い。韓国政府は従来からの主張を基本的に維持しながらも、断罪の理由を「強制連行があった」から「人類の普遍的な倫理」に重点を移していった。そしてむしろ政治的攻勢を強めているのである。この事実は、「韓国人にとっては自分に都合の良い認識を日本人に認めさせれば良いのであって、それが事実で

あるかどうかは関係ない」という印象を日本人に与えている。韓国人の言う“歴史認識の立て直し”には多分にこういう側面があり、日本人としては到底認め難いことでもある。

2) 日本における対韓イメージの悪化

(1) 内閣府の世論調査に見る対韓イメージの変遷

今回の両国関係の悪化の特徴の一つに、日本における韓国のイメージが極めて悪化したことが挙げられよう。今回の一連の動きの中で、日本人が示した強い反発の象徴と言えるものに、日本の対韓世論の急激な悪化と“嫌韓本”と呼ばれる韓国批判書の出版ラッシュがある。

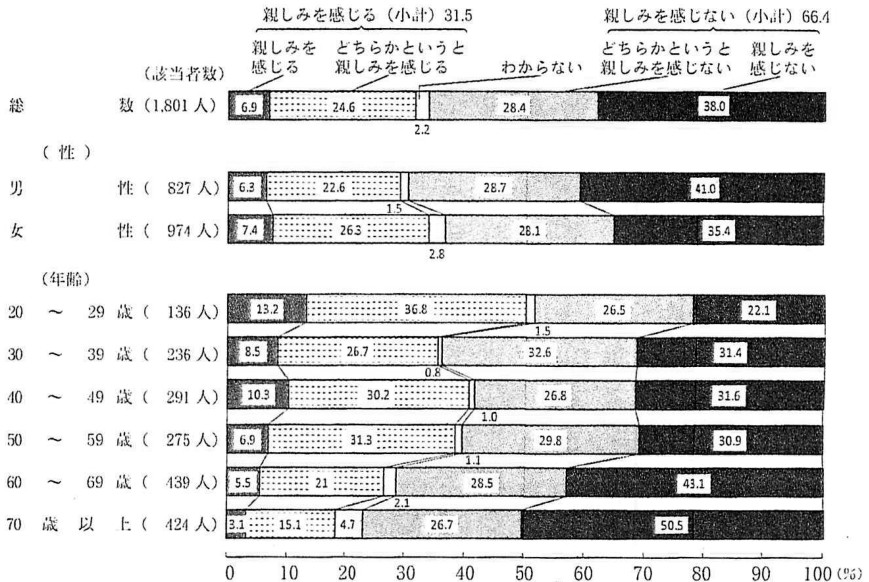
先ず前者の日本の対韓世論の急激な悪化について見てみよう。それを端的に示しているのが、日本の内閣府が毎年10月に実施している韓国に対する親近感調査である（注3）。

図1に見るように、昨年（2014年）の結果では、(1)「親しみを感ずる」が6.9%、(2)「どちらかと言うと感ずる」が24.6%で、(1) + (2)で31.5%である。(3)「分からない」が2.2%、(4)「どちらかと言うと、親しみを感ずらない」が28.4%、(5)「親しみを感ずらない」が38.0%で、(4) + (5)で66.4%にも達している。

この世論調査の結果では、「親しみを感ずる」が小計31.5%であるのに対し、「親しみを感ずらない」が小計66.4%と、倍以上になっている。尋常ならざる事態と言わざるを得ない。

男女別に見ると、男性では「親しみを感ずる」が小計28.9%（6.3%+22.6%）であるのに対し、「親しみを感ずらない」が小計66.4%（28.4%+38.0%）である。女性では「親しみを感ずる」が小計33.7%（7.4%+26.3%）であるのに対し、「親しみを感ずらない」が小計63.3%（28.1%+35.4%）である。女性の方が男性に比べ「親しみを感ずる」が高く、「親しみを感ずらない」が低くなっている。男女で多少の違いが生じているのは、韓流ブームが男性より女性の間で強かったこと、政治的批判という点では男性の方が強かったこ

図1 韓国に対する親近感



(出所)「内閣府「外交に関する世論調査」(平成26年度)。

と、が考えられる。

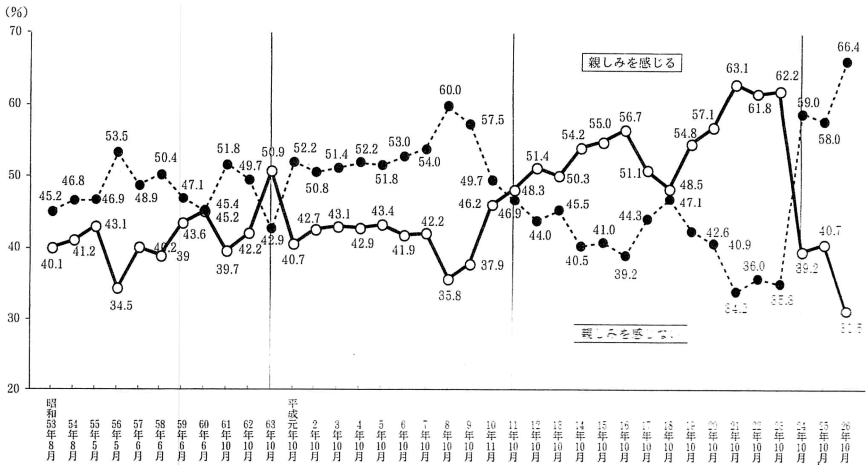
年齢的には、「親しみを感じない」が60歳以上になると急増していることが分かる。

60～69歳で小計71.6%、70歳以上が77.2%と、極めて高くなっていることが図から明瞭に読み取れる。

<98年まで対韓イメージは良くなかった>

次に、対韓世論の変化を長期間、時系列的に見たものが図2である。昭和53年(1978年)からの調査結果の推移が分かる。それによると、昭和53年から平成10年(1998年)までは「親しみを感じない」が「親しみを感じる」を圧倒していた。但し、図2をよく見ると、昭和63年(1988年)のみではあるが「親しみを感じる」が「親しみを感じない」を上回っている。この年はどういう年であったのだろうか。1988年と言えば、ソウルでオリンピックが開

図2 韓国に対する親近感の推移



(出所) 図1に同じ。

催された年である。1964年の東京オリンピックに次いで、アジアで二番目に開催されたのがソウルオリンピックであった。その事実が日本人に好印象を与えていたのである。

<99年から対韓イメージが好転>

ところで、平成11年（1999年）から平成23年（2011年）までは、状況が変化し、「親しみを感ずる」が「親しみを感ぜぬ」を圧倒し続けてきた。対韓世論好転のきっかけは何であったのだろうか。「冬のソナタ」に象徴される韓流ブームを想像する読者が多いかと思われるが、韓流ブームの先駆けをなす「冬のソナタ」のテレビ登場は2004年からなので、別な要因を考えねばならない。

平成11年（1999年）からと言うと、二つの要因が指摘できよう。第一は97年12月の大統領選挙で野党候補の金大中候補が当選したことである。第二は97、98年と韓国を襲った「IMF危機」のため、金大中政権が果敢な経済改革に乗り出していた時期であったことである。日本では金大中候補は民主化のため果敢に戦う政治家としてよく知られており、その彼が大統領に当選し

たことは日本でも大いに歓迎された。また「IMF危機」による対外債務返済の重圧を克服するため、国民の間から宝石や貴金属類の国家への供出運動が自発的に展開され、日本人の韓国への関心と同情を高めさせていた。

当時日本では橋本龍太郎内閣の下で金融改革の必要性が声高に主張されていた。そのため日本でも日韓の経済改革の推移に関心がもたれ、両者は何かと比較もされた。日韓の経済改革競争の結果は、韓国側の圧倒的勝利のうちに終わった。野党出身の金大中政権は財界や金融界との癒着は殆どなかった上に、IMFを“葵のご紋”にして果敢な経済改革を推進し、経済危機を乗り越えることができた（注4）。そのため韓国は“IMFの優等生”とも言われた。それに対し、財界との癒着そのままの橋本内閣に大きな改革を期待することは無理と言うしかなかった。

<12年から対韓イメージ悪化>

好転し続けた日本の対韓世論は平成24年（2012年）に至り、大きく逆転した。この年に何が起きたかと言うと、8月10日に李明博大統領が現職大統領として初めて竹島に上陸したことである。また同日、日韓対決となったロンドンオリンピックのサッカー3位決定戦の終了後に事件が起こった。韓国選手がグラウンドでプラカードを掲げ回ったが、そのプラカードには「独島(竹島の韓国名)は我々の土地」と書かれていたのである。明らかにルール違反の行為であった。

さらに追い打ちをかけたのが4日後の14日に李明博大統領が日本の天皇に対して行った謝罪要求発言である。李大統領は「日王は訪韓を考えているようだが、痛惜の念など言う良く分からない単語をもって来るだけなら来る必要はない。韓国に来たいのであれば、独立運動家に跪いて謝るべきだ」（注5）と厳しく天皇を批判した。この李大統領の発言に対し、日本国民は強く反発、それに押されて、日本の国会も与野党合同で韓国を批判する決議文を採択した。両国関係に大きな亀裂が生じたのである。

なお、折れ線グラフは13年に多少改善の動きを見せていたが、14年にはさらに大きく悪化している。13年2月には朴正熙の娘である朴槿恵が大統領に

就任したため、日本では両国関係の改善に期待する雰囲気が強まっていたからである。しかし改善の動きはすぐにストップしてしまった。朴大統領は就任後間もない3月1日の「三・一節」記念式典で「加害者と被害者の立場は千年変わらない」と発言し、日本に対し強い姿勢を見せたからである。

その結果、14年の世論調査では「親しみを感じない」が58.0%から66.4%へ8.4%も上昇し、「親しみを感じる」が40.7%から31.5%へ9.2%も下落し、両国間にあった亀裂がさらに拡大したのである。

李明博大統領や朴槿恵大統領の対日強硬発言には行き過ぎたところがあり、多くの日本人に不快感を抱かせたものと思われる。筆者のような韓国や北朝鮮問題に関心がある研究者の集まりでも、その頃は溜め息交じりで韓国や韓国人に対する失望感や不満が語られるようになった。こういうことは今までなかったことである。

昨年（14年）11月下旬、ソウルで開催された日韓の主要メディアの代表者たちによる「日韓ダイアログ」で、日本のある新聞社の論説委員が「日本に広がる失望」と題して報告、「日韓関係改善に努力して来た人に特に失望感が強い」と分析、日本側の賛同が集まったという（注6）。筆者にも共感するものがあつた。

（2）嫌韓本の出版ラッシュ

日本人の間にある韓国人に対する失望感や不快感を示す、また一つの興味深い現象が、所謂嫌韓本の出版ラッシュであろう。筆者は2012年から15年10月までの3年10か月間に日本で出版された日韓関係に関連した本を最初は職業柄から無意識に、今年1月からは出版ラッシュと認識して積極的に購入するようにした。久し振りに立ち寄った新宿の大型書店の棚に日韓関係関連の本が沢山並んでいるのを見てびっくりし、これはいけないと思ったからである。その結果、現在筆者の手元にあるだけでもその数は56冊にも達している。この内嫌韓本がどれくらいの比率になるのかは重要であるが本稿では間に合わなかった。ここでは年次別出版数のみを紹介しておきたい。12年には6冊、

13年には7冊、14年には33冊、15年（10月末まで）には10冊となっている。14年の出版数が全体の58.9%を占めており、日本の対韓世論の急激な悪化と符合している（注7）。

嫌韓本の象徴的存在と言えるのが、室谷克実著『呆韓論』である。出版取次の大手トーハンが昨年12月1日に発表した平成26年度（25年12月～26年11月）年間ベストセラー新書・ノンフィクション部門で第一位になったのが、元時事通信ソウル特派員であった室谷克実氏が書いた、この『呆韓論』であった（注8）。

『呆韓論』という言葉は初めて見るものである。同じ著者による、嫌韓本ラッシュの先駆けになった「悪韓論」にしてもそうであるが、嫌韓本と目される本には何故かおどろおどろしいタイトルが付けられている。

著者室谷克実氏は『呆韓論』というタイトルの由来について、著書の「はじめに」で次のように書いている。「今回は、朴槿恵政権成立後の流れに着目しつつ、『悪韓論』では紙幅の関係で触れられなかったこと、新たに注目すべきデータが出た問題を中心に取り上げた。書き進めるうちに、あまりにも呆れることが多いので『呆韓論』の書名にした。これを「アキカンロン」と呼んでもらっても結構。何しろレッテルは立派だが、中身のない空き缶のような国と民について論じているのだから（注9）」と語っている。

著者は著書『「韓国人」の経済学』ダイヤモンド社、1987年2月以来、韓国経済や韓国人の国民性等の特徴について「外華内貧」という言葉で語ってきている。その意味で「アキカンロン」は著者の心情にピッタリのタイトルであることが窺える。

（3）韓国は日本の嫌韓論ブームをどうみているか

日本における対韓世論の急激な悪化とそれに続く嫌韓論ブームを韓国はどう見ているのであろうか。筆者は朝鮮日報を普段チェックしているが、これと関連した記事が意外と少ないようだ。韓国人にとって不愉快な現象なので無視しているのかも知れない。二つの記事を紹介したい。

第一は、14年2月22日の記事で、タイトルは「本屋に呆韓論。悪漢論がベストセラー…嫌韓本の陳列台も」。神保町の三省堂の様子が紹介されている。レジのすぐそばにある特別陳列台に朴槿恵大統領の写真と共に、10余種の書籍が平積みされている写真を紹介し、「韓国は空き缶」、「韓国は売春大国」等と韓国を露骨に批判する『呆韓論』が13年12月の販売開始直後からベストセラーになり、今まで20万部以上売れた、「韓国は過去2000年の歴史で常に中華帝国の第一の手先であった」等と主張する倉山満の『嘘だらけの日韓近現代史』が8万部売れたと紹介。過去にも嫌韓本はよく出たが、今回のように大型書店が特別陳列台を用意するほどに人気を集めたことはない、と報道した。

第二は、14年7月31日の記事で、タイトルは「韓・中に押され苛立つ日本、“謙遜の美德”失った」というもの。「日本人は例え表面的であっても謙遜さを失わないことを最高の美德と感じて来た。この謙遜さは経済力と共に世界で日本が尊敬される重要な要素でもあった。ところがこのような日本の美德が急速に失われている。世界で日本人がもっとも優秀で、最も尊敬される国家であると威張る“自画自賛シンドローム”が日本社会に広がっているためである」と解説している。そして象徴的な本として、平川祐弘『日本人に生まれてまあよかった』、マンリオ・カデロ『だから日本は世界から尊敬される』、信夫梨花『日本はイギリスより50年進んでいる』、黄文雄『世界が憧れる天皇がいる日本』の四冊が取り上げられている。

同紙は日本で嫌韓本や嫌中本が溢れる背景について、「大地震や原発事故、さらに韓国と中国の台頭で日本人は余裕を失ってしまった」との見方を紹介している。

第2章 激しさを増す韓国の反日報道

1) 世代の交代

他方、韓国人の日本に対する世論も極めて悪化して来ている事実も見逃せ

ない。ある韓国人ジャーナリストは「韓国も沢山変わった。韓国はその間日本の歴史認識には批判的であったが、日本は韓国より先進国であり、経済発展を助けてくれた国、まだ学ぶことがある国という認識を持っていた。しかし韓国の国力伸張と国際的位相の上昇により、日本を無視する態度が生じていた」（注10）と指摘する。

筆者は1994年に大学に移り、研究プロジェクト活動の一環として、毎年3月に現地調査をしてきたが、特に産業面での韓国の発展ぶりは著しかった。サムスン電子やLG電子、現代自動車、POSCO（浦項製鉄）等は、世界的企業に躍進した。特にサムスン電子の日本企業に対する圧倒的な強さは、その象徴でもあった。そのため「日本からはもう学ぶ必要はない」という言葉がいつしか韓国人から聞かれるようになった。

その結果、両国の間には様々なトラブルが発生するようになる。韓国の最高裁による日本企業に対する戦時徴用労働賠償命令、対馬から盗んだ仏像は返さなくても良いとした大田地裁の判決、靖国神社放火犯の日本ならぬ中国への送還等、日本側を不快にさせる問題を韓国は次々と引き起こしていたのである。その背景に、後述するように世代の交代、国民情緒法（反日ポピュリズム）の存在が指摘できよう。

そんな両国関係の展開の中で、読売新聞と韓国日報が2014年5月に実施し、6月7日にその結果を報道した世論調査の結果は興味深いものであった。ここでは、韓国人中32%が「日本を全く信用できない」とし、51%が「別に信用できない」とし、小計83%の韓国人が「日本を信用できない」としていたのである（注11）。

韓国社会での反日感情の高まりについては、様々な要因が指摘できよう。最も興味深い点は、韓国での世代交代と憲法を凌駕する国民情緒法とも言える反日ポピュリズムの存在であろう。これらについては多くの韓国ウォッチャーが指摘する点でもある。長年ソウルで取材活動をしてきた産経新聞の黒田勝弘記者は近著で、次のように語っている。

「職業柄、今も昔もマスコミ報道に接する時間は多い。とくにマスコミに

おける反日報道は昔に比べて今の方がはるかに量産されている。以前は日本との過去を思い出し、刷り直しが行われる反日デーともいうべき『3・1独立運動記念日』や『8・15光復節』、それに日韓間の外交的問題が持ち上がった時などにワットと反日が高潮したものだが、今や季節は関係なしに毎日のように反日的ニュースや論評を伝えているのだ」（注12）。

極めて興味深い指摘である。このような反日報道の量産化の背景として、黒田記者は「日本統治時代を体験した旧世代の退場と過去を知らない新世代とも言うべき『解放後世代』の登場」、換言すれば「旧世代の反日は自分たちが育った日本との過去を否定するという側面があったため『悩める反日』（換言すればブレーキが掛かり易かった…筆者注）だったが、解放後の反日教育世代の反日は日本には遠慮のいらぬ『悩みなき反日』ということもできる」（注13）。「その結果、近年の反日は観念的で単純かつ分かりやすく、それだけに一見かえって激しい」（注14）と指摘する。韓国人にとって反日は“お手軽なもの”になってしまっていたのである。

2) 国民情緒法の存在

韓国の反日感情を刺激する要素として、国民情緒法と言う、一種の反日ポピュリズム風潮があり、これが韓国の政治や裁判さらに外交を動かしている現実がある。加藤達也前産経新聞ソウル支局長起訴事件も、この国民情緒法から見ると分かりやすいかも知れない。黒田記者に言わせると、「問題は法律上の問題より韓国の検察（韓国政府）である。相手が日本となるといつも世論を意識し肩に力が入るのだ。その結果、法適用や法執行において平気で無理が行われる。韓国では昔から『憲法の上に“国民情緒法”と言う法律がある』と皮肉がられているが、韓国検察は反日的国民感情が何よりも優先されるという、法なき法である“国民情緒法”が大好きなのだ」（注15）。

その結果どういふことが起っているかと言うと、「韓国でこれまで取材、報道を理由に裁判にかけられた外国人ジャーナリストは、日本人しかいない。報道規制が厳しかった軍事政権時代（1960～80年代）を含めても日本人だけ

だ」(注16)ということになる。国民情緒法という名の超法規的雰囲気から韓国人の日本人に対する特殊な感情(即ち「日本人に対しては何をやっても良い」)が窺えるのである。

第3章 対日強硬姿勢の政治的背景

1) 朴槿恵朴槿恵大統領の反日姿勢はどこからくるのか

現在の日韓関係の混迷を深めさせる原因の一つとして、朴槿恵大統領の対日強硬姿勢があることは多くの識者が指摘するところでもある。朴槿恵候補が2012年12月の大統領選挙で当選し、翌13年2月25日に大統領に就任した。朴正熙の娘が大統領になるということで、日本では日韓関係は今後改善されていくものとの期待が高まっていた。しかし就任直後の3月1日に行われた「三・一独立運動」の記念式典で朴槿恵大統領が行った演説は、その期待を大きく裏切るものであった。朴大統領は「加害者と被害者という歴史的立場は千年の歴史が流れても変わらない」と演説したのである。

朴槿恵大統領が日本に対し、どういう発言をして来たのか、ここで簡単に紹介しておきたい。大統領に就任した翌年(14年)の「三・一独立運動」記念式典での演説で、「①日韓関係が発展してきた基礎は村山談話や河野談話などを通じた歴史認識のおかげであり、その継承が必要。②過去の過ちを認めない指導者は未来を切り開くことができない。③55人しか残っていない従軍慰安婦のおばあさんの傷を癒さなければならない。④歴史の証言を政治的利害のために認めないなら孤立を招く」(注17)と演説した。

朴槿恵大統領が、何故歴史認識問題に拘り続けているのだろうか。それについて、よく指摘される点としては、李承晩大統領以来の徹底した反日歴史教育の存在がある。李承晩大統領が徹底した反日教育を韓国人にしたのは、解放直後の韓国人が余りに日本人化していたからだ。李承晩としては、新生大韓民国の礎を作るために韓国人としてのアイデンティティの早急な確立が急務であった。そのため徹底した反日歴史教育を実施したのである。

とは言え、反日教育を受けて育った韓国の若い世代が徹底した日本嫌いであったかと言うと、必ずしもそんなことはなかった。筆者は1972年3月末から2年間、韓国の全経聯（全国経済人联合会）に客員研究員として駐在したが、同世代との交流も活発で、彼らの日本に対する関心は強く、週一回日本語の会話クラスもあり、参加者も多かった。

朴槿恵大統領の反日的姿勢には、別な要因もあるようだ。それは反日トラウマとも言うべきものであろう。父朴正熙は軍人出身の政治家として韓国的高度成長と軍事力増強を図り、韓国の近代化に大きく貢献した。その業績は「民族の中興」と呼ぶのに相応しいものである。各種の世論調査で見ても、朴正熙に対する評価は極めて高い。それにも拘らず、朴正熙に対する評価には今なお分裂がある。その原因は朴正熙と言う政治家が韓国社会では親日分子と見られているということにある。韓国では親日分子＝売国奴と見られ、その結果、朴正熙の業績は正当に評価されるどころか、逆に反対の方向に傾いている印象すらある。それが朴槿恵をして日本を敬遠させるトラウマの原因になっていると思われる。

2) 対日政策のブレインは誰か

朴槿恵大統領の対日姿勢については、誰が政策面で大きな影響力を発揮しているのかが重要である。筆者にはこれといった情報はない。そのため現在朴槿恵政権で外相をしている尹炳世を組上に載せてみたい。尹とはどういう人物なのであろうか。『朴槿恵時代のパワーエリート』（注18）によると、尹は「朴槿恵大統領の外交・安保核心ブレイン」であるが、日本との関係についての言及は全くない。1953年生まれ、外務考試（外交官試験）10回生、盧武鉉政権時代に国家安全保障会議（NSC）政策調整室長、外交通商部次官補、青瓦台統一安保首席秘書官（次官級）等を歴任。盧武鉉大統領の北朝鮮訪問を準備するタスクホースを率い、当時大統領秘書室長として会談準備企画団長であった文在寅とも緊密に協力した。また朴槿恵のシンクタンクと見られていた国家未来研究院には創立メンバーとして加わり、統一・安保分野

の公約作成を扱った。また尹は朴槿恵が大統領候補時代に提唱し始めた“韓半島平和プロセス”を具体化した人物でもある。

この経歴を見る限り、尹炳世外相と日本との接点は全くないようであるが、尹炳世が盧武鉉人脈の人物であると見るならば、北朝鮮の日韓離間策に十分に載せられている可能性は考えられよう。北朝鮮にとって、日韓離間策は北朝鮮の存続並びに北主導の南北統一に不可欠な政策であるので、尹炳世外相を放っておく理由はないからである。

3) 与野党が拮抗する選挙情勢

朴槿恵大統領が対日強硬姿勢を堅持する第四の要因として、与野党が拮抗する選挙情勢がある（注19）。2012年4月に実施された総選挙では、保守政党の得票率は48.2%、進歩政党の得票率は48.5%と極めて接近していた。また同年12月に実施された大統領選挙でも、当選者（朴槿恵）の得票率は45%、次点の候補者（文在寅）の得票率は43%で、票差は僅か2%であった。そういう状況では、僅かなミスや“変数”が選挙情勢を変化させることになる。それ故、浮動票や少数政党の主張がキャスティングボードを握ることになる。選挙に強いというイメージを持つ朴槿恵候補であるが、大統領選挙の終盤で見せたなりふり構わぬ姿勢、即ち父朴正熙時代の政治に対する否定と謝罪も、与野党が拮抗する選挙情勢のためでもあった。与野党で支持率が拮抗している状況下では、世論の風向きを鋭意把握し、それに対応していくしかない。朴槿恵は勝つためには政治的変節もいとわない政治家なのであろう。

朴大統領は選挙に強いことでも有名で、“選挙の女王”とも呼ばれてきた。この事実は朴大統領がポピュリスト的性向の強い政治家であることを如実に示している。朴大統領が日本とのスタンスをどう採ることが政府にとって、党にとって、さらに個人にとって必要かを熟知している政治家と言えよう。その意味で朴槿恵ほど、国民感情に忠実な韓国の政治家はいないかも知れない。

第4章 今後の展望

1) 「歴史戦」という認識が必要

韓国側の強硬な主張の繰り返しは、日本人の多くに不快感や失望感、さらにはうんざり感を齎しているが、日本としては今後韓国に対しどう対応して行ったら良いのであろうか。筆者が購入した56冊（（15年10月末現在））の日韓関係論の本のタイトルは様々である。極めて感情的に反発するタイトルの本から韓国を揶揄するタイトル、さらに反日をエスカレートさせている韓国を潰せという『誅韓論』、果ては『日韓戦争』の勃発を想定したもので、実にさまざまである。正に時代を象徴する現象なのであろう。

それは兎も角として、日韓両国の対立は当初考えられていた範囲を遙かに越え、大きな国際的広がりを見せている。筆者としては、現在進行中の歴史認識を巡る中国を交えての日韓の対立は、日本の国際的位相や国の将来を左右する重大な懸案となっており、それにきちんと対応していくことが不可欠であると考えている。正に「歴史戦」なのである。

歴史認識をめぐる日韓の対決について『歴史戦』という言葉を使い始めたのは産経新聞であると思われるが、適切な表現であると言って良い。同社から出版されている「歴史戦」という本には、次のような指摘がなされていることは注目される（注20）。

「平成25年の産経新聞の通年企画『新帝国時代』では、慰安婦問題をめぐる米国内での動きを詳報した。ここまで日本が貶められる事態になったのはなぜか。慰安婦問題はそもそもなぜ起きたのかを掘り下げたのが、26年4月から始めた通年企画『歴史戦』だ。…『歴史戦』と名付けたのは、慰安婦問題を取り上げる勢力の中には日米同盟関係に亀裂を生じさせようとの明確な狙いが見えるからだ。もはや慰安婦問題は単なる歴史認識をめぐる見解の違いではなく、『戦い』なのである。」

産経新聞の真剣な取材と報道により、日本内外での慰安婦問題に対する関心は広がりを見せ、国会では慰安婦募集の強制性を認めた平成5年（1993

年)の「河野談話」作成責任者の石原信雄元官房副長官の招致が行われる等、国民の関心は高まっている。しかし米国のカリフォルニア州グレンデル市に慰安婦像が建つなど、韓国系・中国系住民たちの米国内での動きは活発化している。また中国内でも安重根記念博物館の建設、上海臨時政府の建物のリニューアル等中国が韓国のために費用を負担して実現させると共に、南京に反日博物館「南京利済港慰安所旧跡陳所」を12月初にオープンさせ、その展示で強調されていたのは慰安婦に関する「アジア広域での強制性」であった(注21)。

2) 韓国の対中傾斜の顕在化

日韓両国の関係がぎくしゃくしている中で、鮮明になってきているのが韓国の対中傾斜である。韓国の対中傾斜が日韓関係へ様々な影響を既に与えていること、さらに将来において与えるであろうことは言うまでもない。韓中両国は歴史認識においても日本に対し、共同戦線を張り始めているのである。

韓国の対中傾斜は2000年代に入って、最初は経済、特に貿易面で目立っていたが、最近では外交・安保・金融の面にまでさらに深く拡大している。そのため韓国を挟み、米中が激しく韓国を自分の側に引き寄せようとする動きが顕在化している(注22)。

今年に入って話題になったのが、中国が主導して設立する国際金融機関「アジアインフラ投資銀行」(A I I B)への韓国の参加である。米国や日本は参加を見合わせたが、韓国は米国からの強い牽制にも拘らず、英国、フランス、ドイツ等の参加を見たうえで、参加を表明した。

さらに、9月初めの北京での抗日戦勝利記念軍事パレードへの朴槿恵大統領の参加は、米・英・独・仏・日等、西側先進諸国がすべて出席を見合わせた中で行われたもので、世界の注目を集めた。米国はこの時も参加を見合わせるよう牽制していた。抗日戦勝利記念軍事パレードへの参加は、アジアインフラ投資銀行への参加問題よりはるかに意味が大きい問題であったからである。韓国は朝鮮戦争で中国と戦い、米国も韓国を救うため参戦して3万人

以上の戦死者を出している。米国から見て、韓国の行動は裏切りというしかない。

韓国が米国の制止を何度も振り切って中国寄りの姿勢を示してきたことは興味深い。その背景には、中国の台頭と米国の没落という時代への対応、中国市場の先取りといった韓国人なりの思惑と計算がある。韓国人の歴史意識からすると、李氏朝鮮王朝が明・清交代期に適切に対応できなかったため、新興勢力である清の怒りを買って、丙子の乱で清に痛めつけられたという判断が強いようである。

歴史認識問題では、中国と韓国は共同戦線を張れる状況にある。東アジアの盟主として君臨してきた中国、清朝以来小中華を自認していた韓国は、自分たちより色々な意味で遅れていたと思っていた日本がいち早く明治維新を遂行し、近代国民国家を立ち上げ、日清戦争で日本にやられ、日本の植民地に転落するという屈辱感に苛まれていたのである。その意味で中国と韓国は共同戦線を張れる国なのである（注23）。日本としてはこの歴史的事実を踏まえ、積極的に対応していく必要がある。

それはさておき、韓国の二股外交は米韓関係に緊張をもたらすだけでなく、日韓関係にも緊張をもたらしている。最近の例では、昨年12月に契約期限切れが来た1000億ドルの通貨スワップ協定が韓国側の延長申請がなかったため消滅した。その結果、韓国は通貨危機再来の際には中国に大きく依存するしかないようになった。

さらに、日本の外務省は韓国との二国間関係を紹介するHP（ホームページ）で、これまで使っていた「基本的な価値を共有する」との文言を削除した。外務省幹部はその理由として産経新聞の加藤達也前支局長の起訴事件で両国間に「法の支配」を巡り価値観の隔りがあることを挙げた（注24）。大きな意味を持つ変化である。

以上、最近の両国の動きを簡単に見たが、韓国の動きだけでなく、日本の動きも両国離間の方向へ行っているようである。世界政治の覇権争いが米中間で激しくなる中、日韓関係も今後激しく翻弄されていくことになりそうで

ある。

3) 日本の対応

韓国と中国の対日共同戦線にどう対応して行ったら良いのであろうか。日本で出た本の中には韓国の動きに嫌気がさして、ほっとけ、無視しろ、といった感情的な反発が意外と多かったように思われる。しかし問題の深刻性が明らかになるにつれ、慎重な且つ積極的な対応の必要性が認識されて来ているようだ。

当面の対応の仕方としては曾野綾子のエッセーが参考になると思われる。それを簡単に紹介しておきたい（注25）。

「嫌韓・嫌中ブームに思う」と題するエッセーで曾野綾子は、「韓国や中国の『国家的態度』をあげつらう日本のマスコミの風潮に賛成できない」とし、日本がやるべきこととして「徹底して事実を追い、明るみに出たデータだけを予断を加えずに静かに社会にも世界にも報告することだ」とし、『他国の弱点を知ったところでどうなるというものでもない。日本がさし当たりすべきこととして、①日本人の道徳的武装、②学問や技術のさらなる習得、③日本を道義のある国にすること、④日本語の読み書き能力の培養を挙げている。

『悲しい歴史の国の韓国人』の著者である宮脇淳子は、「歴史問題で中国人や韓国人を説得することは不可能です」とし、「歴史をめぐる世界情勢では日本は不利になっているのです。しかし米国人は理をつくして説明し納得すれば、それまでの態度を改めて行動する人たちなので、日本人はきちんと説明することが非常に重要です。その意味では、日本の外務省の怠慢は問題です。また、日本の政治家も外交の場で、覇気を持って堂々と主張すべきは主張することが重要なことは言うまでもありません。…韓国や中国と違って、日本は本当に自由な社会で、誰がどんなことを考えても自由です。しかし、その自由な思考の材料になる歴史の真実だけは提供したい。これこそが私の学者としての使命だと思っています」（注26）と。

最後に、筆者からの提案を延べておきたい。今後熾烈さを増す「歴史戦」に備え、韓国・朝鮮研究体制の強化が不可欠である。日本政府の対応は韓国政府の対応に比べ、見劣りするというのが韓国側と歴史認識問題で会議で論争した日本側関係者の証言でもある。早急に事態の大幅な改善を望みたい。

<追記>

本報告を書いて提出した後の2015年12月28日、日韓両国の外相はソウルで会談し、慰安婦問題について「最終的かつ不可逆的に解決される」との認識で合意し、国際社会で非難、批判することを控えると確認した。しかし日本に関心の高いソウルの日本大使館前に設置されている慰安婦像の撤去については尹炳世外相が「関連団体との協議を通じて適切に解決されるよう努力する」と述べるに止まった。

慰安婦問題に關する日刊合意の骨子は、以下の通りである（注27）。

- （1）慰安婦問題は、軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題。安倍晋三首相が「心からのおわびと反省」を表明する。
- （2）元慰安婦支援の財団を韓国政府が設立し、日本政府が10億円程度拠出。両政府が協力して事業を実施。
- （3）この措置の着実な実施を前提に、慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決されることを確認。
- （4）両国政府は国連などの国際社会でこの問題の非難・批判することを控える。

今回の慰安婦問題をめぐる両国政府の合意に対する筆者の印象は良くない。安倍首相は何か急いでいるという印象がぬぐえないからである。その結果、日本側が大きな譲歩を強いられたのではないかという印象がある。安倍首相は今回の合意について「8月の首相談話で申し上げてきた通り、子や孫さらにその先の世代の子どもたちに謝罪し続ける宿命を背負わせるわけにはいかない。今回、その決意を実行に移すための合意でした。最終的、不可逆的な解決を70年目の節目にすることができた。今を生きる世代の責任を果たすこ

とができた」(注28)と自画自賛している。「その言や良し」ではあるが、「軍の関与」への言及、「法的責任含まず」が明示されなかったこと、10億円に達する資金供出の約束等は、日本にとって負担の大きいものである。また慰安婦像について韓国政府は「適切に解決されるよう努力する」と約束したが、拘束力のある文書化はされていない。本稿で見て来たように、韓国の反日感情には根の深いものがある。両国政府合意が発表された翌日の12月29日に実施された「慰安婦像の移転について」の韓国の世論調査でも、「反対」が66.3%で、「賛成」の19.3%の3倍以上に達している(注29)。世論重視の朴槿恵大統領が国内の強い反対を押し切って慰安婦像の撤去ないし移転を強行するとは到底思えないので、ソウルの日本大使館前にある慰安婦像の撤去は結局口約束で終わるしかないであろう。米国に設置された慰安婦像は韓国政府の権限がもっと及ばないところであるので、撤去や移転の可能性はもっと希薄かもしれない。

いずれにしても、今回の両国政府による慰安婦問題の合意が両国のわだかまりの解消につながり、安倍首相が期待するような「両国が力を合わせて新しい時代を切り開いていくきっかけに」なるかどうかは、今後の展開を見て行くしかないであろう。

<注>

1. 拙稿「韓国一危機と改革」、渡辺利夫編『アジア経済読本 {第4版}』東洋経済新報社、2009年12月、p 6～9。
2. 『産経新聞』2015年5月21日。なお武藤前大使が書いた本は『日韓対立の真相』悟空出版、2015年5月である。
3. 日本内閣府大臣官房政府広報室は、毎年10月に米、露、中、韓、印、中東諸国、アフリカ諸国、中南米・カリブ諸国に対する親近感と北朝鮮への関心事項を調査する「外交に関する世論調査」を実施し、その結果を翌年の2月に発表している。
4. 1と同じ。p 11～24。

5. 李明博大統領の発言の中にある“日王”は本来“天皇”，とすべきものであろう。中国では政府もマスコミも外交'慣例に従い天皇と言う言葉をそのまま使っているが、韓国ではマスコミがそうしていない点が注目される。天皇と言う言葉は中国の皇帝と並ぶもので、韓国人の歴史認識、“小中華”を自ら任じて来た東アジアでの序列意識から見て、日本には絶対に認めたくない言葉でもある。また“痛惜の念”は、1990年盧泰愚大統領を迎える宮中歓迎晩餐会で、平成天皇が行ったスピーチでの日本の植民地支配に対して触れた発言である。
6. 『産経新聞』2014年12月2日。
7. 筆者としては購入した本を今後読んでいき、内容のあるものを逐次紹介していきたいと考えている。その第1号として宮脇淳子著『悲しい歴史の国の韓国人』徳間書店、2014年12月刊を書評論文で「亜細亜大学アジア研究所所報」第160号（平成27年10月20日）に紹介した。
8. 「産経新聞」2014年12月2日。
9. 室谷克実『呆韓論』産経新聞出版、2013年12月。
10. シム・ギュウスン「郷愁を捨ててこそ未来がある」、『新東亜』2015年1月号。p 164。
11. 10と同じ。p 165。
12. 黒田勝弘『決定版 どうしても“日本離れ”できない韓国』文春新書、2015年10月。p 16～17。
13. 12と同じ。p 25。
14. 12と同じ。p 24。
15. 12と同じ。p 66。
16. p 61～62。
17. 『日経新聞』（夕刊）2014年3月1日。
18. 毎日経済新聞社『朴槿恵時代のパワーエリート』2013年1月、p 179。
19. 拙稿「ダブル選挙に見る韓国の政治」、亜細亜大学アジア研究所。アジア研究シリーズ No.80「新段階を迎えた東アジアⅡ」2013年3月。

20. 産経新聞社『歴史戦』産経新聞出版、2014年10月。p 4。
21. 『産経新聞』2015年12月16日。
22. この問題では日本経済新聞の鈴置高史記者が『日経ビジネス』で論陣を張っており、毎回鋭い分析を読者に提供している。その成果は単行本として年2冊のペースで纏められている。最新のものとして『「中国の尻馬」にしがみつく韓国』日経B P、2015年12月がある。
23. 拙稿書評論文：宮脇淳子箸『悲しい歴史の国の韓国人』、『亜細亜大学アジア研究所所報』第160号、2015年10月20日。
24. 『産経新聞』2015年3月5日。
25. 曾野綾子「透明な歳月の光」、『産経新聞』2015年8月20日。
26. 23と同じ。
27. 『産経新聞』2015年12月29日の一面トップ記事による。
28. 23と同じ。但し「首相発言要旨」による。
29. 『産経新聞』2015年12月31日。

サムスン減益と韓国経済

石田 賢

Samsung's gain reduction and Korean economy

Masaru ISHIDA

第1章 サムスン電子の現況

はしがき

サムスン電子はサムスン財閥の中核企業である。サムスン・グループは65社から構成され、その中の1社であるものの、売上高、営業利益において他社に抜きん出た存在である。

本章ではまず、サムスン電子のグループ全体の中での位置づけを明らかにするとともに、最近の業況について、全体の売上高と営業利益を四半期ベースで確認し、さらにIM部門（携帯電話など）、DS部門（半導体など）、CE部門（消費者家電）などの売上高、営業利益の実態を把握する。

短期的にはサムスン電子の半導体部門が経営の下支えをすることになるとみられるが、スマートフォン事業を抱えるIM部門の不振に代替するような新規事業が見当たらない。このままではスマートフォン事業に足を取られ、サムスン電子の苦戦は長引く可能性大である。

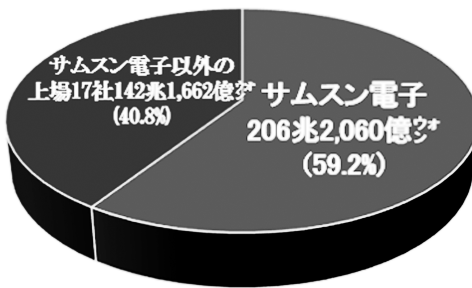
1. サムスン財閥の中核企業、サムスン電子のポジション

サムスン電子の2014年売上高は206兆2060億²⁾、前年よりマイナス9.2%減

少しものの、サムスン・グループ全体の59.2%に達している（第1図）。また昨年の営業利益は25兆251億^㉜であり、全体の80.9%を占めた（第2図）。なおここでサムスン電子を除くサムスン・グループ企業の集計対象となっているのは、サムスン物産、サムスン電気などの上場企業17社に限定される。

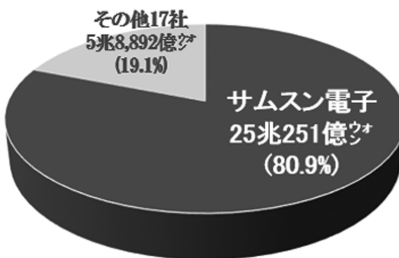
2013年にはサムスン電子がグループ全体の売上高では64.8%とほぼ3分の2を占め、営業利益では実に全体の91.6%を占めていた時と比べれば、やや低下していることは否めないが、グループの中核企業であることに変わりはない。

第1図 サムスン電子の売上高の位置



資料：サムスン電子「四半期営業報告書」（2015.7.30）から作成

第2図 サムスン電子の営業利益の位置

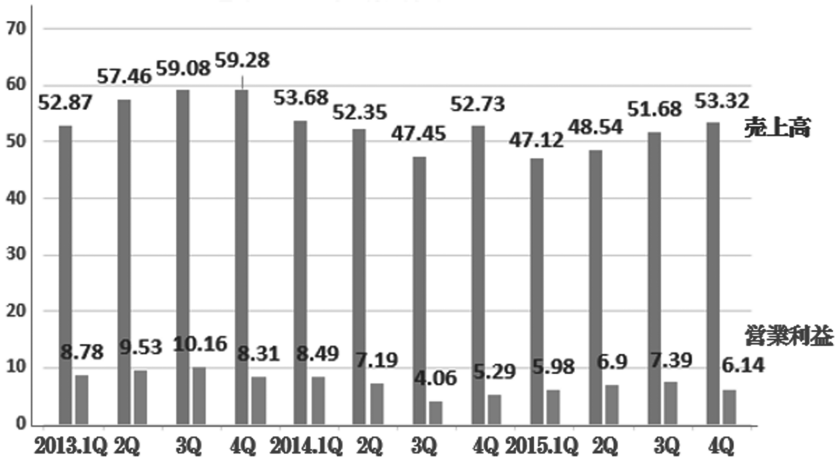


資料：サムスン電子「四半期営業報告書」（2015.7.30）から作成

2. 最近の業況

過去2年間の四半期データでサムスン電子の業況を概観する（第3図）。

第3図 サムスン電子の四半期別実績推移 (連結基準、単位:兆円)



資料：サムスン電子「四半期営業報告書」(2016.1.28)から作成

第3図より明らかなように、2013年第2,3四半期をピークに、2014年第3四半期には売上高で10兆円以上減少し、営業利益も半減以上に落ち込んできた。その後売上高は50兆円前後で推移し、2015年に入ってから営業利益は緩やかな回復基調にある。

売上高営業利益率では、2013年に15%前後で推移し、それが2014年第3四半期に8.6%まで急落した。2015年に入り再び二桁の利益率まで戻し、第4四半期には11.5%（暫定）まで回復している。この利益率が2013年には及ばない低い水準とみるか、日本の主なエレクトロニクス・メーカーが目標としている売上高営業利益率が5%であることから高いとみるか、判断は分かれる。

3. 部門別業況

2013年のサムスン電子の実績から、このまま破竹の勢いで突っ走るのではないかとみられた。躓きは2014年4月に発売開始されたスマートフォン・ギャラクシー S5の販売不振に始まった(第1表)。スマートフォンを率いて

第1表 サムスン電子の四半期別・部門別実績

(単位:兆円)

区分		2014					2015	
		1Q	2Q	3Q	4Q	全体	1Q	2Q
売上高	全社	53.68	52.35	47.45	52.73	206.21	47.12	48.54
	CE部門	11.32	13	11.6	14.27	50.18	10.26	11.2
	IM部門	32.44	28.45	24.58	26.29	111.76	25.89	26.06
	DS部門	15.56	16.23	16.29	17.71	65.79	17.1	17.87
	半導体	9.39	9.78	9.89	10.66	39.73	10.27	11.29
	DP	6.1	6.33	6.25	7.05	25.73	6.85	6.62
営業利益	全社	8.49	7.19	4.06	5.29	25.03	5.98	6.9
	CE部門	0.19	0.77	0.05	0.18	1.18	△0.14	0.21
	IM部門	6.43	4.42	1.75	1.96	14.56	2.74	2.76
	DS部門	1.87	2.09	2.33	3.13	9.43	3.39	3.87
	半導体	1.95	1.86	2.26	2.7	8.78	2.93	3.4
	DP	△0.08	0.22	0.06	0.47	0.66	0.52	0.54

※ CE (Consumer Electronics), IM (IT & Mobile Communications), DS (Device Solutions)

資料 : サムスン電子「四半期営業報告書」(2015.7.30) から作成

いるのはIM (IT・モバイル) 部門である。

2年ほど前まではスマートフォンといえばアップルとサムスンの2強時代と評されていた。ところがここ数年、中国企業である華為 (ファーウェイ)、小米 (シャオミ)、聯想 (レノボ) が急成長を遂げてきた。

2007年に李健熙会長が先進国と新興国の狭間にサムスンが追い込まれていく恐れがあるとして、「サンドイッチ危機論」を訴えてから8年を経た今、現実となりつつある。この時の発言の先進国は日本を意識した内容であったが、いずれにしても先見の明があったことは確かである。

高級機種はアップルの牙城、数が捌ける中低価格機種で中国企業に蚕食され、サムスン電子の立ち位置が不明確となった。2015年第2四半期も、全世界のスマートフォン市場は2桁成長を継続しているが、その中で唯一、販売台数で依然トップを走るサムスン電子だけがマイナスの伸びを記録した。

この原因が2014年の失敗作ギャラクシー S5の汚名ばん回を期して、昨年4月に販売したギャラクシー S6も不振と2年続いたためである。ギャラクシー S6は、価格引き下げや高画質TVのおまけにするなど、サムスン神話に

陰りがちらつき始めた元凶となっている。

唯一 DS 部門の半導体事業が好調を持続し、第 2 四半期には全営業利益の 56% を占めた。DRAM、NAND フラッシュは世界トップシェアであり、委託生産 (foundry) も軌道に乗りつつある。

CE (消費者家電) 部門は、液晶 TV、冷蔵庫、洗濯機など価格競争に巻き込まれ、収益が超低空飛行を続けている。だがこの部門は現在事業転換を図りつつある。従来の消費者向けの家電製品を作っていたのでは、中国との競争に巻き込まれるだけで、収益性は期待できないと判断したためである。

CE 部門は、B2C の事業領域から B2B に軸足を移している。具体的にはサムスン財閥にはサムスン物産、サムスン重工業、サムスン エンジニアリングなどのグループ企業に建設部門があり、公共事業や民間ビル建設などと、CE 部門は連携したビジネスを開拓している。B2B 事業が軌道に乗れば、この部門の売上高と営業利益は、安定した収益性で堅調に推移するとみられる。

このように部門別実績を概観すると、スマートフォンの立て直しには構造調整などを伴い長時間が掛かることから、当面スマートフォン事業をどのようにすれば収益性を回復できるのか、あらゆる手立て (デザイン、コンテンツなどによる差別化) を尽くすしかない。短期的には、半導体事業のみに頼る片肺飛行を続けざるを得ないだろう。

第 2 章 サムスン電子、危機の本質

はしがき

これまで順調に成長を遂げてきたサムスン電子であったが、ここにきて様々な試練にさらされている。サムスン電子が構築してきたビジネス モデルは、追撃型であることと IT 技術の進化がもたらしたモジュール製品であることから、世界のどの企業にも真似されやすい。

ここで差別化するにはブランド、デザイン、コンテンツなどのソフトパワーが発揮できるかどうかである。とくにブランド形成には長時間かかるた

め、サムスン電子のアップルに対する劣勢は拭いきれず、デザイン、コンテンツも中国企業との差別化に決定的な要素にはなっていない。

成長戦略として5年前にぶち上げた5大有望事業（バイオ製薬・医療機器・電気自動車用バッテリー・LED照明・太陽光事業）が今でも成果に乏しいため、投資対効果は不明瞭のままである。

サムスン電子は効率性と競争力（シェア）を追い続ける限り、中国企業に勝ち目はないことを明日にも認識すべきである。この苦境を打開するのは、開発に少し時間はかかるが、創造性という中国企業に水を開ける新製品開発に踏み込んでいくしかない。

1. 真似しやすいビジネス モデル

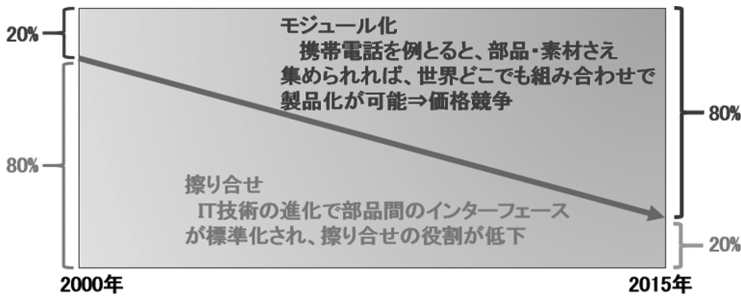
サムスンを成功に導いた大きな要因は、先行する企業をキャッチアップするために「選択」と「集中」による大規模投資を断行し、これが時宜を得た判断であったことが挙げられる。スマートフォンの場合もアップルを全力で追い掛けた結果、わずか数年で台数において世界トップにまで躍進した。

このやり方は2000年代以降のIT革命がもたらしたビジネス モデルの変化であった。それまで品質などの優位性が「擦り合せ」技術にあったのが、「組み合わせ」技術（モジュール化）に転換していった。イメージ的には2000年には「擦り合せ」技術の役割が8割と高かったのが、2015年には2割まで低下し、代わって「組み合わせ」技術が、規格製品の価格競争力を決定づけるようになった（第4図）。モジュール製品というのは、標準化された部品の組み合わせにより作られる製品のことである。

スマートフォンの場合も、部品・素材が効率的に集められる地域がみつければ、そこで部品・素材を組み立てることで完成品になる。このときの価格競争力は、人件費の安さや輸出のためのインフラ整備の有無、優遇税制の有無などが決定要因となった。IT技術の進化は部品間のインターフェースを標準化し、従来の「擦り合せ」技術の役割が低下していった。

この基調変化により、中国企業はサムスン電子のビジネスモデルを容易に

第4図 モジュール化の進展（イメージ図）



資料：筆者作成

真似ることができるようになっていった。部品・素材さえ集められれば、ほぼ品質に変わりはなく、価格だけが差別化の大きな要素に浮上していった。中国企業のスマートフォンに見られるような成功は、サムスン電子がアップルに短期間でキャッチアップしたのと同じことが、サムスン電子と中国企業間で起こっている。

スマートフォンでいえば、価格競争に巻き込まれないためには、ブランドやデザイン・コンテンツによる差別化しか、残された道はない。だがブランドはすぐに付くものではなく、デザインもどの企業も大差なく、コンテンツも基本ソフトにアンドロイドを使っている限り差別化は難しいのが実情である。

アップルの持つ世界的なブランド力のみが、中国企業にない弱点である。とはいえ、ブランド力に依存するだけでは安泰とは言えず、中国企業が追いつけないような先端製品を開発し続けられない限り、アップルといえども中国企業に瞬く間に飲み込まれていくのである。

2. 失速した5大有望事業

現在病床に伏している李健熙会長は、2010年5月の復帰後すぐに5大有望事業（バイオ製薬・医療機器・電気自動車用バッテリー・LED照明・太陽光事業）を発表した。未来有望領域が選定から5年数ヶ月経たものの、今日ま

で目立つ成果が得られていない。

まずバイオ製薬・医療機器についてみると、2011年にサムスン バイオロジクス（リウマチ関節炎治療剤の開発）を設立、2012年サムスン バイオエピス（糖尿病治療剤の共同開発）を設立した。

金融監督院によれば、サムスン バイオロジクスの売上高は2014年290億^円（2013年4551万^円）を記録し、サムスン バイオエピスの売上高が2014年763億^円で、2013年437億^円より74.8%増加した。両社合わせてサムスンのバイオ医薬品事業は、2014年初めて売り上げ1000億^円を突破した（第2表）。

第2表 サムスン バイオロジクス/バイオエピスの実績推移

会社名	区分	2013年	2014年
サムスン バイオエピス	営業収益	437億 350万 ^円	763億8,080万 ^円
	営業損失	1,260億5,979万 ^円	1,015億3,337万 ^円
サムスン バイオロジクス	売上高	4,551万 ^円	290億1,824万 ^円
	営業損失	648億7,991万 ^円	808億8,595万 ^円

資料：サムスン電子「四半期営業報告書」（2015.7.30）から作成

しかし同年の両社合計の営業損失は1824億^円に達する。売上高のほぼ倍の赤字を計上している。それでも2025年までにバイオリクター（細胞培養器）1～4工場を稼働させ、売上高2兆^円、利益1兆^円の達成目標を掲げたままである。

2015年7月、サムスン物産と第一毛織の合併が決定したことで、バイオ事業はシナジー効果を出すことが期待されている。バイオ関係両社の大株主はサムスン物産である。この9月にリウマチ関節炎の抗体医薬品に販売許可が得られれば、サムスン バイオロジクスに好転の兆しがみられる可能性はある。ただし、これが直ちにスマートフォンの穴を埋める第2の半導体になるまでには、長い道のりが待ち受けている。

つぎに電気自動車用バッテリーについてみると、グローバル自動車企業

(クライスラー、BMW)と電気自動車用リチウムイオン バッテリーの供給契約を結び、2014年6月、フォードとは次世代バッテリーシステムを共同開発に乗り出した。

2014年8月、中国西安にバッテリー工場建設に着工し、2015年10月本格的な量産体制に入る見通しである。この事業領域も世界的な大企業が乱立しているとはいえ、サムスン電子の強みである通信技術との連携で活路を拓く可能性はある。

だが問題は国際標準が取れるかどうかである。サムスン電子が得意とする圧倒的なシェアを勝ち取り、価格決定権を牛耳れるような甘いビジネスではない。

LED(発光ダイオード)事業は領域を調整中である。これは5大有望事業に選定される前年の2009年にサムスンLEDを設立し、2012年サムスン電子が合併・吸収してLED事業部を新設した経緯がある。2014年10月、生活家電事業部で推進してきた照明機器事業は中国の安価な製品に押され、製造中断に追い込まれている。

太陽光事業に至っては2014年12月、中国企業の乱立に伴う供給過剰で、撤収を余儀なくされた。

3. サンドイッチ危機論の現実化

現在、サムスン電子が中核事業としているのはスマートフォンと半導体である。スマートフォンについては既述したように、アップルの高級機種における牙城、中低価格機種における中国・インドの現地企業の追い上げから、サムスン電子は、まさに挟撃状態に陥っている。

深刻なのはスマートフォンだけでなく、半導体においても同じことが起こり始めている。半導体ビジネスは、常に需給に不安定な要素があり価格変動幅が大きいだけでなく、ここにも中国企業の追撃が始まろうとしている。中国政府も半導体の輸入から国産に代替することと情報化時代の進展に向けて、2017年まで半導体産業を集中的に育成するという計画を発表した。

またサムスン電子が NAND フラッシュの独走に勢力を割いている間に、世界企業は NAND フラッシュよりも高速処理能力を有する半導体開発に乗り出している。半導体ビジネスは生き馬の目を抜く領域であり、半導体事業に巨額投資をしても数年先に稼働したとき、安泰な状況にあるかどうか、分からないのである。

サムスン電子も効率性と競争力という事業領域では、中国企業に勝ち目はないことを明日にも認識すべきである。ここを打開するのは開発に少し時間はかかるが、創造性という中国企業に水を開ける要素に深く踏み込んでいく必要がある。

第3章 サムスン電子の打開策

はしがき

スマートフォンに代替する柱が見当たらないからといって、サムスン電子は手をこまねいているわけではない。まず、サムスン電子が手を打ったのは、スマートフォンの生産体制をベトナムに集中して、価格競争力を維持することである。スマートフォンの生産拠点をベトナムに集約化していった。

次に斬新な新製品開発の見通しは立たなくとも、B2B やモノのインターネット (IoT) 事業を促進するために、関連する企業の買収を促進すると同時に、事業化に即効性のある組織改革を断行している。M&A の海外拠点としては、2015年7月に完成したシリコンバレー R&D センターである。ここは韓国内のオープンイノベーションセンター (OIC) と連携しながら、技術情報収集と攻撃的な M&A を推し進めており、最近それらの動きが活発化している。

本章ではスマートフォンに代替する新製品が直近では望めない現在、サムスン電子が生産体制や R&D 組織の集約化に拍車をかけている実態を把握することで、当面の成長軌道を足元から検証する。

生産拠点をベトナムに集約することは、とくに中国拠点との生産調整が避

けられないし、また、R&D 組織を商品化に直結する現場主義に転換すれば、創造的な最先端製品を生み出すパワーが弱まるであろう。ここでは積極的に再跳躍を図ろうともがいているサムスン電子の実態を把握する。

1. 生産拠点の集約化

サムスン電子の携帯電話の生産拠点は、韓国内の他、海外ではベトナム、中国、インド、ブラジル、インドネシアなど5ヶ所を含む計6ヶ所である。中でもベトナムの生産基地はギャラクシー S6、ギャラクシー エッジなどの最新機種を生産する重要拠点である。

サムスン電子のベトナム進出経緯を振り返ってみると、ベトナムは1980年代後半に「ドイモイ政策」といわれる経済開放と民主化政策へと転換し、1992年12月、韓国とベトナムの修交を契機として、1990年代半ばから韓国企業のベトナム進出が本格化していった（第3表）。当初サムスン電子は、カラー TV、VCR、モニター、オーディオなどの家電製品を生産し、ベトナム市場とともに中東やアフリカなどへの輸出拠点として位置づけていた。

ベトナムが生産拠点としての性格が大きく変化したのは、2008年10月にサムスン電子はベトナムで1億台規模の携帯電話工場建設を発表し、その1年後にはベトナムハノイに携帯電話工場を竣工したことに始まる。中国の人件

第3表 ベトナム進出の経緯

年月	内 容
1986.12	開放化推進のための‘ドイモイ’政策を採択
92.12	韓国とベトナムの修交
96.09	ホーチミン市に年産25万台規模のカラー TV 工場竣工
2009.10	ベトナムハノイに携帯電話工場竣工、年産1億2000万台
13.03	携帯電話第2工場建設着工20億ドル、1年後稼働
14.06	ベトナムを東南アジア研究開発のハブに位置付け
14.12	韓国とベトナムの自由貿易協定（FTA）交渉が実質妥結
15.05	サイゴン ハイテクパーク-消費者家電複合団地着工、2016年下半年に稼働見込み

資料：現地報道より筆者作成

費が上昇し生産コストが上がってきたことと、中国での生産は合弁の運営形態であるため、自主的な動きが取りにくいとの判断も加わり、ベトナム拠点の構築へと大きく舵を切っていった。

ちなみに2015年の中国の最低賃金は280ドル/月であるのに対し、ベトナムは145ドル/月と約半分である。

ベトナムの地理的な優位性は、アセアン（6億人）、中国（13億人）、インド（12億人）のハブに位置していることと、中東、アフリカ、欧州に至るまで輸出拠点としての機能も併せ持つることにある。

2013年3月には、20億ドルを投じて携帯電話第2工場の建設に着手した。ここにサムスン電子は、ベトナムをスマートフォン世界最大の生産基地にするという戦略が明瞭となった。

2015年に入り30億ドルの追加投資を決定し、年末までにベトナムでの携帯電話生産能力を最大2億7000万台まで増やすことになり、サムスン電子が世界で生産する携帯電話の半分以上は Made in Vietnam ということになる。

サムスン電子の狙いは、ベトナムをグローバル輸出拠点として位置づけただけではない。東南アジア全体を視野に入れた研究開発拠点としての役割も浮かび上がっている。

2012年にハノイに大規模 R&D センターを建設することを決定し、2015年までに修・博士学位 IT 専門人材2000人規模の R&D センター設立を推し進めている。R&D センターはスマートフォン用のソフトウェア開発拠点としての役割も備える。

さらに2015年5月、ホーチミン近隣の‘サイゴン ハイテクパーク’(70万㎡)に消費者家電複合団地を作ることに着手した。第一次投資規模は5.6億ドルであるが、最終的には10億ドルを超すとみられている（第5図）。2016年上半期に TV・生活家電工場がこの団地に入居する予定である。

第5図 サムスン電子のベトナム工場



資料：MK ニュース（2014.12.15）を筆者加筆修正

2. R&D 組織の改編と集約化

サムスン電子のR&D組織は、過去30年間、3つの段階を経て変化を遂げてきた。まず1980年に各事業部別の研究開発チームをまとめて、総合研究所を設立したのが第一段階である。第二段階は、1987年に基礎技術の不足を痛感していた創業者故李秉喆会長が、電子産業を本格化するために、総合技術院を設立した時である。当初総合技術院はサムスングループに所属していたが、二代目李健熙会長が2008年にサムスン電子傘下に編入した。

2013年から動き始めている第三段階といえるR&D組織改革は、李会長が謳う「マッハ経営」の実現に邁進する体制である。2013年12月の組織変更と2014年1月の組織の構造改革、とくにR&D部門の配置転換が進んでいる。具体的には、総合技術院や生産技術研究所の多くの研究員が即戦力を期待さ

れて配置転換、並行して組織改編では、3つのチーム、2つの開発室、1つのセンターを新設し、さらにサムスン電子の指令塔である全社経営支援室の機能拡充が図られた（第4表）。

こうした組織改革を経てサムスン電子の研究開発費は2014年15兆3255億ウォン（前年比3.7%増）に達し、売上高に占める研究開発費は7.4%に上昇した。R&Dスタッフも2011年5万5,320人から2013年6万9,230人に急増し、サムスン電子R&D部門内の博士クラスの人材が2014年時点ですでに6000人を超えている。

もうひとつ大きな組織改革は、R&D拠点集約化である（第5表）。

まず韓国内の動きでは、その代表的な研究開発組織が牛眠（ウミョン）R&Dセンターである。2012年7月に着工し、15年10月に完成する。このセンターには約7000人の研究員が集結し、デザイン・ソフトウェア分野も含め

第4表 R&D部門の組織再編と新設

R&D部門	主な役割
総合技術院	2008年、サムスングループからサムスン電子に編入、2013年9月、研究スタッフの多くがモバイル研究所・電子素材研究団地などに配属され、商用化できる技術を研究する部署に配置転換
生産技術研究所	研究スタッフ800人のうち200人を半導体(DS)部門内事業部と部門内の研究所に移動、残った600人の研究スタッフは生産技術を生み出すための戦略スタッフ
製造技術センター	中長期技術を研究していた研究員をCE、IM部門に配置転換
先行技術開発チーム	1-2年先の製品化を目指す(変更なし)
消費者家電(CE)部門に次世代戦略チームを新設	消費者家電(CE)部門の映像ディスプレイ事業部傘下に新設し、具体的には、スマートTVの次の製品開発
IM(IT・モバイル)部門に2つのチームを新設	無線事業部傘下に次世代製品開発チームとイメージング事業チームの2つを新設、次世代製品開発チームは、スマホに続く次世代の製品開発が使命
IT-モバイル(IM)部門にセンターを新設	メディアソリューションセンターの傘下にビッグデータセンターを新設
部品(DS)部門に2つの開発室を新設	メモリー事業部にソリューション開発室、システムLSI事業部の傘下にモデル開発室をそれぞれ新設
全社経営支援室の拡充	全社経営支援室傘下のコミュニケーションチームをグローバルコミュニケーションチーム、B2BセンターをグローバルB2Bセンターに名称変更・拡充

資料：現地報道より筆者作成

るとほぼ1万人に達する。

一方海外ではシリコンバレーの動きが活発化している。

米国シリコンバレーに建設中のR&Dセンターは、3億ドル投資して2015年7月に完成し、米国内に散在している研究機能を統合することで効率化を狙う。李副会長は昨年「シリコンバレー発技術革命」を強調しており、この具体化に向けて第一歩が踏み出されたわけである。

サムスン電子の役員クラスの認識は、追撃者（fast follower）から先導者（first mover）に変貌する必要を強く感じており、3年ほど前からシリコンバレーの革新文化を組織に移植する試みが本格化していた。

シリコンバレーに勤めるサムスン電子役職員数は、すでに500人を越えている。毎年20～30%のテンポで研究員の増員を図り、博士レベルの人材だけでも2000人を補強する計画である。

第5表 R&D 拠点の集約化

R&D 部門	再編の内容
水原(スウォン)デジタルシティ	R&D 人材を中心に3万3千人余り(2013年末現在)、代表理事直属のR1(現デジタルシティ本館)、DMC 研究所(R2)、情報通信研究所(R3)、デジタル研究所(R4)、モバイル研究所(R5)を含む合計5ヶ所の研究センター
モバイル研究所(R5)	2013年6月に開設、携帯電話分野で第2の革新・創造の役割、分散していた携帯電話分野R&D 人材1万人が集結して、次世代モバイル機器の開発業務
電子素材研究団地	2013年11月設立、サムスン電子とサムスン SDI、第一毛織、サムスン精密化学などが持つ素材技術のシナジー効果を狙う。系列会社の研究員3000人を結集し、素材分野のR&D活動を本格化する方針。総合技術院も2014年6月までに電子素材研究団地への移動を完了する見込み
部品研究棟(DSRタワー)	2014年3月、サムスン電子は京畿道(キョンギド)・華城市(ファソンシ)に部品研究棟(DSRタワー)を完成。メモリー事業部、システム LSI 事業部、LED 事業部など分散していた8000人余りの研究員が集結
牛眠(ウミョン)研究開発(R&D)センター	2012年7月に着工し、15年10月完成予定、約7000人の研究員が入居。デザイン・ソフトウェア(SW)の研究員1万人以上の中核拠点。延面積33万㎡規模、約1兆ウォンの投資規模でアジア最大のR&Dセンター
平沢(ピョンテク)、高德(コドク)産業団地に有望事業の団地造成	2015年12月、電子部品、医療機器などの有望事業を対象、長期的に100兆ウォン投資の予定

資料：現地報道より筆者作成

3. 攻撃的 M&A の推進

サムスン電子の M&A が活発化している。サムスン電子の M&A は2010年以前までは半導体分野に力点が置かれていた。非メモリーなど脆弱な事業の競争力を補強するために設計専門会社などを買収する戦略であった。しかし2010年以降、医療機器、ヘルスケア、電子素材、ディスプレイパネルなどの M&A が目立ち、2014年に入るとウェブサービス、モバイルエンターテインメント、スマートコンテンツなどソフト開発に関連した M&A 戦略を展開している（第6表）。

サムスン電子の M&A を主導しているのは企画チームである。企画チームの主要な役割の一つは、全世界多様な企業の中から M&A 対象を探し出し、選定することである。次に財務チームが選定企業を評価分析して価値を算定し、それを受けて戦略 TF（タスクフォース）を主とした交渉チームを編成し、当該企業に送り込むのが通常のパターンである。交渉の結果、M&A の金額が妥当かつ将来性があると判断した後、企画チームは関連事業部に提示する。

ここにはひとつの問題がある。各事業部の意向で M&A が遂行される仕組みではないため、事業部のこれまでの蓄積や今後の方針とズレが生じやすく、買収後、有機的に機能するまでには時間がかかることである。つまり短期的には費用に見合った効果が生まれにくい。

一般的にグローバル企業の M&A は、一般的に各事業部が実務の中から対象企業を探し出す。選定された企業が今後の事業展開軸と評価額に見合っていると判断されれば、全社の M&A 統括部署が最終的に承認する。

前述したように、2010年以降、サムスン電子の M&A 活動で目立ったのは、スマホの競争力強化とヘルスケア分野の充実を狙った展開である。スマホの競争力を高めるために、2012年5月 mSpot（米）を買収してクラウドコンテンツサービスの強化、7月にはモバイル無線コネクティビティ技術を保有する CSR（英）などを相次いで取り込んでいった。

2013年もタッチペンの会社であるワコム（日）の株式5%を引き受けて業

務提携を結び、さらにマルチスクリーンプラットホーム開発会社の MOVL（米）の買収、スマートコンテンツ強化のために BOXEE（米）などを M&A や資本提携を実行していった。

ヘルスケア分野では、2009年に Shinwha Intertek の買収を皮切りに、2010年に Ray、Prosonic 等を相次いで買収した。2011年に入ってから Nexus DX、2013年には Neurologica を吸収して、ヘルスケア部門を着実に強化してきた。サムスン電子はこれらの M&A を通じて、ヘルスケア関連特許を800件余り確保した。

5大有望事業のひとつ医療機器分野では、2010年歯科用 CT 会社である Ray、2011年には医療機器事業の強化を狙いとした Medison、アメリカ心臓疾患診断ソリューション会社である Nexus DX などを買収した。

しかし2014年に入ってからポートフォリオは大きく変化した。M&A で目立つのは、ソフトウェア、モノのインターネット (Internet of Things:IoT)、B2B の3分野である。これらの M&A は企画チームではない。米国で推進している組織は、2013年に設置したオープンイノベーションセンター (OIC) であり、ここがベンチャーインキュベーションと M&A を活発化している。ハードウェアとソフトウェアを統合した新技術を確保することで、世界の IT 産業を主導するという戦略だ。

買収した企業の管理の仕方も大きく変わった。サムスン電子は 2014年8月、2億ドルで買収した SmartThings（米）に対して、買収後も創業者兼最高経営者 (CEO) である Alex Hawkinson 氏の指揮のもと、独立事業として運営を継続することを認めた。

Alex Hawkinson 氏は経営権、人事権、予算権も保証される。Hawkinson CEO はサムスン電子本社から完全に独立して運営し、特別な事案に対してのみアメリカのサムスン電子副社長に報告すれば良い。ここにはサムスン電子の M&A がこれまで無理な統合によって、買収した会社の有能な人材が流出し、シナジー効果を生まなかったという反省が色濃く滲んでいる。

同じく8月に買収した Quietside（米）は、北米のシステムエアコン流通会

第6表 最近のM&A

企業名	年月	M&Aの目的と範囲、期待される効果
① Transchip (イスラエル)	2007. 1	非メモリ (CIS) 半導体競争力強化
② Amiac (ポーランド)	2009.12	ヨーロッパ生活家電生産拠点の確保
③ Ray (アメリカ)	2010. 2	レントゲン技術確保、歯科用 CT企業
④ Medison (アメリカ)	2011. 4	医療機器事業の強化
⑤ Grandis (アメリカ)	2011. 7	次世代半導体研究開発
⑥ Nexus (アメリカ)	2011.11	ヘルスケア分野の強化
⑦ mSpot (アメリカ)	2012. 5	クラウドコンテンツサービスの強化
⑧ Nanoradio (スウェーデン)	2012. 6	次世代半導体研究
⑨ CSR (イギリス)	2012. 7	モバイル用無線コネクティビティ技術の確保
⑩ ASML (オランダ)	2012. 8	次世代半導体開発
⑪ Nvelo (アメリカ)	2012.12	SSD ソリューション競争力の強化
⑫ ニューロロジカ (アメリカ)	2013. 1	医療機器事業の競争力早期確保
⑬ Wacom (日本)	2013. 1	電子ペン (S-Pen) 技術で資本業務提携
⑭ シャープ (日本)	2013. 3	発行済み株式の約3%に当たる104億円を出資
⑮ MOVL (アメリカ)	2013. 4	マルチスクリーンエコシステムの強化
⑯ ファンテック	2013. 6	部品分野主要取引先の保護
⑰ BOXEE (アメリカ)	2013. 7	スマートコンテンツの強化
⑱ Novaled (ドイツ)	2013. 9	OLED 共通素材の核心技術及び特許多数保有
⑲ SELBY (アメリカ)	2014. 5	ウェブサービスの競争力強化
⑳ SmartThings (アメリカ)	2014. 8	IoT 開放型プラットフォーム開発の強化、買収額2億ドル
㉑ QuietSide (アメリカ)	2014. 8	北米空調製品市場攻略及びスマートホームなど B2B 事業の育成
㉒ PrinterOn (カナダ)	2014. 9	モバイルクラウドソリューション専門企業、B2B 事業の強化
㉓ Proximal Data (アメリカ)	2014.11	サーバー用 SSD (Solid State Drive) 事業の
㉔ シムプレス コメルシウ (ブラジル)	2015. 1	ブラジル第1位のプリンタ流通会社
㉕ ルーブベイ (アメリカ)	2015. 2	スマホ決済 (磁気セキュリティ転送特許) のベンチャー企業
㉖ YESCO Electronics (アメリカ)	2015. 3	LED 商業用ディスプレイ専門企業
㉗ ウエルダク (アメリカ)	2015.12	スマホで糖尿病患者を管理、2200万ドルの共同出資
㉘ バオバフ スタジオ (アメリカ)	2015.12	コンテンツ企業

資料：現地報道より筆者

社であり、この地域のシステムエアコン市場の攻略及びスマートホームなど新産業の育成にある。9月のPrinterOn（カナダ）の買収は、B2Bの強化に活用するための布石である。

さらに11月には次世代コンピュータの記憶装置であるSSD（Solid State Drive）事業を強化するために、キャッシング・ソリューションのコア技術を持つProximal Data（アメリカ）を買収した。

このようにサムスンはM&Aの過去の失敗を反省し、次世代の事業を一刻も早く立ち上げるべく加速している。半導体の韓国内への大規模投資や自社に不足した経営資源を補う攻撃的M&Aが、スマホに代わる収益源となるかどうかであり、サムスン電子の存続がかかっている。M&Aを主導している三代目李在鎔副会長の経営能力を社内外に示せるかどうか、重大な試金石になっている。

なお2007年から過去8年間に28件のM&Aを行ったが、そのうち半分以上の17件は2013年以降である。

第4章 サムスン電子の減益と韓国経済社会への影響

はしがき

サムスン電子は韓国を代表するトップ企業である。韓国の顔である。そのためサムスン電子の減益は韓国経済に与える影響が大きい。順調に成長拡大していた時期のサムスン電子であれば、ただ韓国GDPに大いに貢献しているプラスの姿であるが、この拙稿のテーマとしている、売上に陰りが見え始め、収益の柱であったスマートフォンが急降下しつつある現在、マクロ経済、地方経済から社会全般に至るまで、深刻な影を落とし始めている事実である。

本章ではサムスン電子という韓国の巨象が、売上は頭打ちが続き収益が減少し続ける事態になれば、韓国経済への直接的影響にとどまらず、国家財政から地方財政の収入不足という事態を生むことなどを可能な限り定量的に分析する。さらにサムスンが韓国の格差社会の象徴として与えてきた負の影響などを定性的に把握する。サムスンと韓国経済社会の関わり方の濃密さが、サムスンの業績不振に伴い、負のスパイラルとなって拡散している。

1. 韓国経済を直撃

サムスン財閥は韓国最大の企業グループである。2014年のサムスングループ全体の売上高は348兆3722億²⁾であり、このうちサムスン電子はグ

ループの59.2%、206兆2060億^ㄴであった。昨年の韓国 GDP は名目で1491.6兆^ㄴであるから、サムスン グループは実に韓国 GDP の23.4%を占め、サムスン電子1社でみても13.8%に達した（第7表）。

第7表 韓国経済に占めるサムスン グループとサムスン電子の位置（兆^ㄴ）

	2013年 (%)	2014年 (%)
韓国 GDP(名目)	1428.2947(100.0)	1491.5854(100.0)
サムスン グループ	353.1694(24.7)	348.3722(23.4)
サムスン電子	228.6927(16.0)	206.206(13.8)

資料：韓国銀行月次報告及びサムスン電子「四半期営業報告書」（2015.7.30）から作成

GDP は企業の売上高から最終財・サービスに使った中間財・サービス価格を引いたものの付加価値の合計であるから、単純に韓国 GDP とサムスン グループの売上高合計を比較することはできない。CEO スコアによれば（2015.10.21）、2014年のサムスン電子の付加価値は、前年対比6兆3,612億^ㄴ少ない38兆4,967億^ㄴであった。これは2014年韓国の GDP 1,426兆5,403億^ㄴの0.42%を占めていたことから、GDP を0.42%押し下げていたことになる。2014年の韓国の GDP 実質成長率は3.3%であったので、サムスン電子が2013年と同じ付加価値額を計上できていれば、3.7%の成長を達成できた筈であった。

サムスン電子の不振が今後さらに拡大する事態に至れば、サムスン電気、サムスン SDI など過度にサムスン電子に依存している企業を直撃するだけでなく、韓国国内だけでも約5000社の協力企業を抱えており、協力企業はグループ内よりも早くドミノ式に深刻な経営に陥る。

サムスン電子の1社の不振が続けば、1997年のIMF危機、2008年のリーマンショックほどではないにせよ、韓国経済に占める位置を考えれば、甚大なダメージが韓国経済全体に及んでいく。

2. 間接的な影響

サムスン電子の不振は、グループ、協力企業などに直接的な負の連鎖をもたらすだけではなく、間接的な影響も無視できない。韓国政府は法人税収の16%をサムスン電子に依存していることから、同社の不振は韓国政府に収める法人税の減少となって表れ、政府の財政を直撃することになるのである。サムスン電子の連結監査報告書によれば、2014年法人税差し引き前純利益は27兆8,750億^ㄴ、韓国政府に支払った法人税は4兆4,810億^ㄴで、2013年7兆8,900億^ㄴに比べて43.2%も減少した（第8表）。

第8表 最近5年間、サムスン電子連結基準売上額および法人税の推移
(単位：百万^ㄴ)

	売上高	法人税差し引き前純利益	法人税
2010	154,630,000	19,329,000	3,182,000
2011	165,002,000	17,192,000	3,433,000
2012	201,104,000	29,915,000	6,070,000
2013	228,693,000	38,364,000	7,890,000
2014	206,206,000	27,875,000	4,481,000

資料：サムスン電子「四半期営業報告書」(2015.7.30) から作成

これは中央政府にとどまらない。光州（クァンジュ）市を例にとると、2014年に最も多く地方税を納付した企業の1位はサムスン電子であり、納付額293億^ㄴは全体の25.6%に達する。亀尾（グミ）市の場合も、年間の地方税収3401億^ㄴの29%を占めているのがサムスン電子であり、亀尾市民の約3分の1がサムスン電子の恩恵に浴している勘定になる。

光州や亀尾にあるサムスン事業所が、海外移転により閉鎖することになれば、地方税収が激減し、地方経済は成り立たなくなるであろう。

韓国の法人税率は、平均24.2%と日本の40%に比較してもかなり低い水準である。サムスン電子の法人税率は16.1%（2014年）と韓国の平均と比べても低く、優遇されている。

この低い水準の法人税率にありながら、業績不振でサムスン電子の純利益

が減少し、企業連関からグループ企業や協力企業の減収にも反映して、国と地方の法人税収が大きく減ることになる。

このことはさらに一般国民にも直接の影響が及ぶことが想定される。韓国政府は、減少した法人税収を所得税や付加価値税のアップにより補填するする必要に迫られよう。このことは大企業を優遇し、国民生活を苦しめる構図を浮かび上がらせ、韓国にとって重大な問題のひとつとなっている格差社会に、重大な試練を与える事になる。

3. 格差社会の象徴

雇用労働部のデータによると、2014年2月の平均月収は従業員300人未満の企業で272万^{ウォン}、300人以上の企業で432万^{ウォン}である。韓国の中小企業の社員は大企業のほぼ6割の給与水準になっている。これを単純に12倍した数値を年収とすると、中小企業は1人あたり平均年収が3264万^{ウォン}、大企業が5184万^{ウォン}となる。

サムスン電子の社員平均は年俸1億200万^{ウォン}（2014年）であり、先の中小企業の3.1倍、大企業平均の2.0倍の水準なのである。非正規雇用者からみれば、10倍に達するであろう。

サムスン電子の登記役員（経営責任を有する役員）の2014年平均年俸は83億3000万^{ウォン}であった。この年俸はサムスン電子社員平均と比べても81.7倍、中小企業の年収と比較すれば、実に255倍という天文学的な数字に跳ね上がる。

さらに財閥のオーナー一族の懐具合を垣間見てみよう。

李健熙サムスングループ会長一族が、サムスングループ系列社から受けた2014年決算配当金額が総額2186億^{ウォン}であった（第9表）。2013年の1353億ウォンに比べて833億^{ウォン}増えた。

韓国政府の配当拡大要求と海外株主への融和政策で配当金を増やしたため、オーナー一家も配当金増額の恩恵に浴した格好である。李会長はサムスン電子から975億^{ウォン}、サムスン生命とサムスン物産からそれぞれ747億^{ウォン}、11億

第9表 2014年、サムスングループからオーナー一族が受け取る配当金額

	サムスン電子	サムスン生命	サムスン物産	サムスン火災	サムスン SDS	合計
李健熙	975億₩	747億₩	11億₩			1733億₩
洪羅喜	211億₩					211億₩
李在鎔	164億₩	2億₩		2億₩	44億₩	212億₩
李富真					15億₩	15億₩
李紋顯					15億₩	15億₩
合計	1350億₩	749億₩	11億₩	2億₩	74億₩	2186億₩

資料：サムスン電子「四半期営業報告書」（2015.7.30）から作成

₩など合計1733億₩規模の配当金を受けた。

李会長は給与を受け取っていないから、この配当金が年収のほぼすべてである。これはサムスン電子の登記役員の平均年俸と比較しても20.8倍、社員平均の1699倍である。計算するまでもないが、中小企業社員の年収の5309倍である。

こうした構造的な格差社会の象徴が財閥の社員、とりわけそのトップに君臨するサムスン財閥のオーナー一族なのである。

年収における大企業と中小企業の格差、これに財閥、財閥オーナーとの格差を織り込むと、深刻な格差社会になっていることは明らかとなる。これに非正規雇用者の問題が加わり、富める者と貧しい者との差は埋まりようもない。

4. 雇用への影響

格差社会は雇用に影響を落とす

韓国は大学の数も多く、大学への進学率は80%を超す。大学を卒業する者は、高収入とプライドを満たすために、財閥の採用試験に殺到する。ただ直近では大学生の人気企業が、サムスンから「ネイバー」などネット企業に移っている。

年俸で明らかに通り、財閥トップのサムスンは年俸でも他の財閥を引き離

している。人生の成功者を目指して、サムスンの採用試験を受ける大学生は多い。

韓国の大卒者はほぼ50万人の水準であるが、サムスン電子の年2回の採用試験に各10万人、計20万人が受ける。重複して入社試験を受ける者もいるだろうが、単純計算すれば、韓国大卒者の4割がサムスン電子の入社に挑戦している。

サムスン電子に採用された大学生は、収入とプライドを手に入れる。しかし大半の不採用となった大学生は、低収入に甘んじ、プライドが傷つけられたまま、次善を選択する。日本社会と異なり、韓国では大学を卒業してある程度親の期待に応え、自身のプライドを保てる企業・職場が少ない。トップ企業に就職できなければ、再チャレンジする機会を待つ者も多い。これが失業率を高める一因となっている。

財閥、大企業に就職できなければ中小企業という選択は残されているが、韓国で大学卒業生が最初からそれを選ぶことはプライドを捨てたことに等しい屈辱である。プライドを持ったまま、就職しない若者が増えている。

2015年6月に発表された統計庁の資料では、失業率は3.9%と先進国の中でも低水準を維持している。ところが15~29歳の失業率は10.2%と高く、統計には表れない実際の若年層失業率は20%前後に達するといわれている。

こうした中でサムスン電子は韓国内の生産を縮小し、急な海外展開をしている。

韓国内の亀尾工場でも2007年時点までは年間8400万台の携帯電話を生産していたが、2015年は月平均250万台ペースであり、年間3000万台前後まで落ち込んでいる。サムスン電子のギャラクシー S6、ギャラクシー S6 エッジともにベトナムで生産されている。

2012年にハノイに大規模 R&D センターを建設することを決定し、2015年までに修・博士学位 IT 専門人材2000人規模の R&D センター設立を推し進めている。R&D センターはスマートフォン用のソフトウェア開発拠点としての役割も備える。

ベトナムへの生産移転とR&D機能の構築は、韓国内の雇用問題をより深刻化する。一方のベトナムで創出される雇用は10万人を越すのである。

一人あたり所得が2万ドルを超えた現在、韓国内の雇用機会の減少は、生産現場にとどまらず研究開発という知的業務にも及ぶことから、さらに失業問題を深刻化させ、前述した格差社会が後戻りできないほど拡大し、社会に亀裂が走る危機をつねに内包している。

5. 国民の誇りと格差社会の元凶を併せ持つ分裂症

現在の韓国政府とサムスン財閥は連動している。国策に沿った事業展開をサムスン電子は推進している。

韓国民にすればサムスン財閥、中でもサムスン電子に韓国から世界を席卷する企業が生まれたことを誇りとする。世界のどの空港に行ってもサムスンかLGの旗がひらめき看板が立ち並び、ホテルに着けば家電製品は韓国製で埋め尽くされている。韓国人に自信と誇りをもたらしたのは、これら国際的に認知度を高めた財閥の貢献である。

サムスンが世界に誇れる企業に飛躍した一方、大韓航空やロッテに起こった問題は、一部の富裕層・成功者の一般庶民に対する根深い差別意識が基底にあり、これに対する一般庶民の不満という、押さえ込まれていたマグマが爆発したのである。

大半の韓国人は、財閥の躍進に誇りと強い関心を持つが、生まれながらにして将来が保証されている財閥の血縁者や親戚筋に対して、永遠に埋まることのない溝を感じており、格差社会の元凶にも映るのである。

世界に飛躍したサムスンを誇りに思うと同時に、多くの韓国人は縮まらない格差への怒りのはけ口としてのサムスンの姿もあり、韓国社会全体が精神分裂を引き起こしているといっても過言ではない。

以上

韓国における日本商社のステータス変遷

藤田 徹

The Evolving Status of Japanese Sogo-shosha
(General Trading Companies) in Korea

Toru FUJITA

はしがき

「ステータス (Status)」とは、一般には、「社会的地位や身分、またはそれを表すもの」あるいは、「状態」という意味である。日本の総合商社が世界各国に設置している海外店舗の場合、情報収集等を目的とした駐在員事務所から、取引の仲介手数料だけを得ることができる支店や、自ら輸出入取引や国内取引の契約・決済の当事者になれる支店や現地法人などさまざまな形態がある。このような海外店舗の形態や活動内容のことを「ステータス」と呼んでいる。

日本と同じように天然資源等に恵まれない韓国では、1970年代の高度成長期から、輸出の拡大によって経済発展を実現させてきた。日本では、韓国のように輸出入取引を行なうための政府の資格は特にない。しかし、韓国はGDP（国内総生産）に対する貿易依存度が非常に高いこともあり、政府が輸出入活動をコントロールするために、頻繁に貿易関連制度を変更するなど、複雑な許認可制度や制限措置が継続していた。このため、1960年代に韓国に進出した日本商社も、長い間、日本あるいは第三国からの輸入、韓国製品の日本あるいは第三国向けの輸出などを自由に行なうことはできず、また、韓

国国内で仕入れて、国内で販売する国内取引は認められなかった。

日本企業、特に総合商社は、日本と韓国の民間経済会議などで韓国側に制度の改善や自由化を訴え、日本政府や駐韓日本大使館等を通じて、韓国政府に改善を要求して来た。そして、ようやく、1990年代前半に制限付きながら貿易業を営む現地法人の設立が認められるなど、徐々に資格を拡大して、1997年になって初めて、制限なく輸出入取引が可能な貿易業の資格を得ることができた。

日本の総合商社各社は、韓国の法制度の変更に合わせて、各社がほぼ同時に現地の登録等のステータス変更を行ってきたので、代表的な総合商社の実例をもとに、年代を追って、韓国に於ける日本商社のステータスを振り返ると同時に、これまで克服して来たいくつかの課題を検証した。

近年になって、韓国の財閥系企業の躍進が目覚ましく、これまでお手本にしていた日本企業を凌ぐメーカーも出現したが、現在の日韓の経済関係を理解するためにも、1965年の日韓国交正常化後、これまで50年間の日本の総合商社によるステータス獲得の歴史を振り返るとともに、年代別に韓国に於ける総合商社を中心とする日本企業のビジネス活動の実態を明らかにしたい。

第1章 1960年代

日本の財閥企業や大手企業は、戦前から韓国でビジネスを展開していたが、1965年6月の日韓国交正常化前後から、多くの日本の総合商社や大手メーカーが韓国に連絡員や長期出張者などを派遣して、本格的に戦後のビジネスを展開するために事務所開設などの準備を開始した。国交正常化後は、日本からの経済協力資金を利用した大型のプロジェクトや韓国の経済発展政策に沿ったビジネスを総合商社が主導した。

第1節 韓国とのビジネス始動

1962年1月から朴正熙（パク・チョンヒ）政権が第一次経済開発5ヶ年計画を開

始して、本格的な経済復興に踏み出した。更には、十数年に亘って続いていた日韓国交正常化交渉に目途が付き始めた1960年代入って、日本企業、特に総合商社は韓国に長期出張者などを派遣して、本格的に戦後のビジネスを展開するために事務所開設の準備を開始した。

総合商社のうちの1社は、1963年5月にソウル連絡員を派遣して、本格的取引を開始するための準備を始め、1966年8月には、韓国の貿易商社を「物品売渡確約書発行業（Offer 商）」として起用して、取引の斡旋を始めた。更に、1967年1月に現地商法上の「日本法人の支店」としてソウル民事地方法院に登録した。なお、「Offer 商」というのは、海外のメーカーに代わって、韓国の需要家に対してオファー（物品売渡確約書）を発行する輸入仲介者のことであり、輸出仲介業者であり、また、「Buying Office」とは、輸出するための韓国製品を買い付けることから「輸出物品購買業者」のことを言う。

ソウル支店登録の条件として、日本国内に於いて商法に基づく支店登録が義務付けられていたが、現地に駐在している各商社員の集まりである韓国商社会は、まだ設立していない韓国支店を日本で登記できないとして駐韓日本大使館を経由して、韓国政府に改善を要求した。しかし、当局は、「支店登記した登記簿謄本を提出しなければ、支店登記と Offer 商登録を認めない」と通知して来たため、日本本社の登記簿上、他の日本国内支店と同様にソウル支店を登記した。海外の支店登録の際に、本社での登記が義務付けられたのはソウル支店だけであった。

同年4月に、ソウル事務所が現地貿易去来（取引）法上の Offer 商登録をしたことにより、海外からの輸入取引の仲介、連絡業務が可能となったが、自ら売買契約の当事者にはなれず、仲介して口銭（仲介手数料）を受け取ることもできなかった。

1965年6月の国交正常化にともない、日本から韓国に対して経済協力資金が提供され、韓国の産業の近代化に貢献した製鉄業、地下鉄など日本からのこれら資金を利用した大型のプロジェクトにも総合商社が関与した。更には、家電、電子、機械類など、様々な分野において日本から技術、設備機械、部

品等を導入するビジネスを日本の総合商社が主導して来た。

第2章 1970年代

韓国に進出した日本商社が本格的な活動を始めた1970年代に入ると、韓国政府は日本商社が設置した駐在員事務所に対して韓国産品の輸出義務付けを行なったほか、その後、長年にわたり最も克服困難な課題のひとつとなる日本商社に対する課税問題が発生した。更に、韓国支店が取引を仲介して口銭（仲介料）を受け取る資格が付与されていないにも拘わらず、不当な外為法違反容疑が掛けられて多額の罰金が課せられるなど、本格的なビジネスを開始しようとする日本商社の活動を阻害するような事態が次々に発生した。

第1節 中国の「周四原則」

1970年4月に、中国（中華人民共和国）の周恩来首相が「周四原則（条件）」を発表し、台湾の大陸反攻、韓国の北侵（北朝鮮への侵攻）を援助する企業とは商売しない、台湾・韓国に多額の投資を行っている企業とは往来しない、などの条件を示し、日本企業の中国との取引に非常に厳しい条件を課した。このため、日本の商社、メーカーの中には、周四原則の受入を表明すると同時に、韓国、台湾とのビジネスを縮小したり、消極的になったところもあり、一時的にはあるが、韓国との取引が停滞した。

例えば、トヨタ自動車の場合、1965年にセナラ自動車を買収して設立された新進自動車が、それまでの日産自動車との提携（ブルーバードのノックダウン生産）を解消して、トヨタ自動車と提携して、クラウン、コロナ、パブリカ、トヨエースのノックダウン生産を開始した。しかし、トヨタ自動車は1972年に新進自動車との提携を解消して韓国から撤退し、同時に台湾六和自動車との提携も解消して台湾からも撤退したので、当時、中国への参入を模索していたため、「周四原則」への配慮が原因と言われた。

第2節 税金問題

日本商社は、韓国でのビジネス活動を支える基盤となるステータスの改善や現地店舗の運営上の様々な課題を克服して来たが、このうち、長年にわたり最も克服困難な課題として抱えていたのが税金問題と労働組合問題であった。

1970年3月に日韓両国政府が韓国としては初めてとなる日韓租税条約に署名し、同年10月に発効した。この日韓租税条約こそが、日本企業、特に日本商社にとって全くの不平等条約であり、1999年11月に新しい日韓租税条約が発効するまでの約30年に亘り、日本商社が韓国でビジネスを展開する際の最も克服困難な大きな障害となるのである。

韓国は、いわゆる先進国クラブと呼ばれる経済協力開発機構（OECD）に加盟する1996年末以前に、30数カ国と「帰属主義」に基づく租税条約（OECDモデル）を締結した。この帰属主義とは、韓国に支店や事務所を持つ外国企業に対して、韓国支店が出した利益、つまり現地事務所に「帰属する」利益に対してのみ課税するものである。

しかし、韓国が初めて租税条約を締結した日本とだけは、「総合主義（全所得主義）」に基づく租税条約を締結していた。このため、日本企業は、韓国支店の利益の有無に拘わらず、日本の本社が行なった韓国との取引の全所得を合算して課税された。更に、取引形態により、実際の口銭額ではなく、韓国当局が設定した不当に高率な認定口銭率により利益を算出して、高額な税金を課したのである。このため、従業員が数十人から百人程度しかいない日本商社のソウル支店が、従業員を何万人も抱える韓国の大企業と同規模の納税を行っていたことから、当時、日本商社の中で、韓国との取引で、本当に利益をあげた会社は全くなかったと言われていた。

更に、納税申告の手間も膨大で、年間何万件もある案件を形態ごとに分類した一覧表を作成した上、船積みごとに契約書や Invoice 等の船積書類など、様々な書類の写しを全て揃えて納税申告する必要がある。このため、このような複雑な納税制度を嫌って、日本の大手機械メーカーなどが、商社へ商

権を譲り渡して韓国から事務所を次々に撤退させる事例もあった。

加えて、各支店に当局による税務調査が入るたびに、各社ともに巨額の追徴課税が行なわれた。これは日本商社が脱税や所得隠しなどをしたのが原因ではなく、租税条約の条文が曖昧なため、税務当局が多額の税金を徴取するように条文を解釈して課税してきたためである。

この旧日韓租税条約は、韓国が OECD に加盟する際の条件として、このような不平等条約の解消が求められたため、ようやく OECD モデルによる新しい日韓租税条約が1999年11月に発効した。

新しい租税条約では、旧条約のような不合理な徴税は行なわれないが、移転価格制度への対応が大きな課題となった。韓国の移転価格制度は、1996年1月に制定された「国際租税調整に関する法律」の中に設けられ、2010年に改正された。

移転価格税制とは、韓国企業や韓国にある外国企業（日本商社の韓国現地法人等）が、海外の特殊関連人と呼ばれる販売子会社や、議決権のある株式を過半数保有しているか、経営を事実上支配している企業等へ輸出版売した場合、通常取引先に対する販売価格より低い価格で販売すれば、国内企業で計上される売上高が低くなり、韓国内での課税所得及び税金の支払額は小さくなる。一方、海外の販売子会社などでは、仕入原価が低く計上されるため、課税所得及び税金の支払額は大きくなり、結果的に韓国での所得が海外に移転されたことになる。こうした所得の海外移転を防ぐために、海外子会社などへの販売価格が通常取引先に対する価格（独立企業間価格）と異なる場合には、独立企業間価格に置き換えて課税所得を再計算する制度である。

第3節 韓国製品の輸出義務

1970年代には、まだ韓国製品の国際競争力が非常に低かったため、韓国に設置した日本企業の支店などが仲介する取引の大半は、韓国の高度成長を推進するために日本から輸入する設備・機械や部品・原材料などであり、日本や第三国向けの韓国製品の輸出はほとんどなかった。

このため、1976年から韓国政府は、ソウルに事務所を置いた日本商社のソウル支店に対して、韓国製品の輸出拡大を義務付けた。毎年、韓国製品の輸出目標金額を策定させて、その結果を韓国政府（商工部。当時の日本の通商産業省に相当）が厳しく管理する措置を取った。毎月、輸出実績を報告し、毎年年末には1年間の輸出実績を報告するとともに、次年度の韓国製品輸出目標額を政府に提出するのだが、年間の輸出実績が目標に未達だったり、次年度の目標額が前年度の実績を下回る場合には、目標額の修正を要求したり、政府から「駐在員の滞在査証発給の際に考慮する」と駐在員ビザ発給数の削減や、滞在期間の短縮を臭わす警告があった。このため、各総合商社では、社内で韓国製品輸出拡大のための対策会議を毎年開催するなどの対策を取り、時には採算を度外視して、輸出することもあった。

当時、日本企業の監督官庁である商工部の内規で、日本人駐在員1人に対して韓国人職員を最低3名（当初は最低5名）雇用するように義務付けていた。韓国人職員との人数比率は、駐在員査証の新規発給の際や、駐在員を増員するときに厳しくチェックされ、韓国人職員の退職などで人数が不足する場合は増員が要求された。このため、通常は、日本人駐在員1人に対して韓国人の男性職員1名、女性のアシスタント・秘書が1名と運転手1名の計3人を雇った。必ず運転手を雇ったのは、日本に比べて韓国は交通事故の危険性が高いとして、大半の日本企業が現在でも駐在員の運転を禁止しているためである。

第4節 準支店制度

日本商社が海外市場を開拓する際には、まず、市場調査のために長期出張者を派遣して、ビジネスの可能性を探ると共に、事務所の開設条件などの調査を行なう。その結果に基づいて、駐在員事務所を設立して、情報収集活動を行ない、徐々にビジネスを拡大して来た。駐在員事務所の規模が拡大して、現地の法制上で可能であれば、商取引を行なえる支店に格上げして、独立採算制の支店経営に移り、更に、現地の投資自由化政策などによって、現地法

人が認められると「法人化」するのが普通であった。

しかし、国によっては、外国企業に支店や現地法人の設立を認めないところも多数あり、簡単には事務所を支店や現地法人に昇格させることができなかった。このため、大型の駐在員事務所が、本当に経費に見合った活動を行っているのか、社内的に判断する客観的な基準を作るために1970年代に考案されたのが、社内限りの準独立採算店舗である「準支店（会社により呼称は異なる）制度」であり、社内の会計上だけで採算性を見るための制度である。

韓国では、1970年代からの朴正熙大統領の高度成長政策によって日本との取引が拡大し、ソウル事務所の駐在員の数も徐々に増加してきた。日本本社と準支店であるソウル事務所との間では、架空の口銭（仲介手数料）の配分などについてテレックスやファックスでやり取りするが、実際にソウル事務所が口銭を受領することはなく、本社内のソウル事務所の口座に計上されるだけであった。

ところが、1977年12月から1978年初めにかけて、韓国検察庁長から総合商社各社のソウル支店長に対して、外為法違反容疑で出頭命令が出た。まず、総合商社1社のソウル支店長に対して外為法違反容疑による検察庁の調査があり、その後日本商社全体に波及して、各社のソウル支店長が事情聴取された。各社の事務所に立入り調査をした税務当局は、事務所と本社や取引先とのテレックスや手紙などの文書を押収して調査した結果、ソウル事務所は本社との間で実現した取引ごとに口銭の配分について交渉していることを発見した。これを税務当局は、本来、ソウル事務所が本社から配分されるべき口銭を受け取らなかったとして、外貨口銭の回収義務違反として告発したのである。つまり、韓国企業の「Offer 商」や「Buying Office」としての役割を果たしながら、日本商社のソウル事務所が口銭を受け取っていないのは外為法違反であるとされたのである。

しかし、日本商社は口銭を受け取って独立採算店舗となる「支店」として現地で許可されていないため、口銭を受け取ることはできない。税務当局

は、日本商社が支店の許可が取れないことを全く無視して、社内制度の準支店に基づく口銭が回収されていないことだけを問題にしたのである。この措置に対して日本商社は、海外から口銭を受け取る資格がないため、外貨の回収義務はないと反論し、当局と交渉した。しかし、税務当局は、日本商社に課税することだけが目的であって、他の法制上の資格などには全く関知せず、結局、各商社に対して多額の罰金を課した。

1978年6月には、外国為替管理規程（第11-21条2）に基づき、韓国銀行に対して「支店設置許可申告書」を申請して受理されたが、実際にできる活動は駐在員事務所と同じく連絡業務に限定されていた。日本商社は各社ともソウル事務所の業容が拡大したため、駐在員事務所のままで社内限りの「準支店制度」を作ったものであるが、この制度自体が多額の課徴金を支払う原因となった。このため各商社は、再び同じ問題を惹起しないために、ソウル事務所を現地法制上も、日本の外為法（外国為替及び外国貿易法）上も支店登録に変更して対応することにした。

第3章 1980年代

1980年代初めに、貿易業に関する新しい法律である「対外貿易法」が施行されたが、政府の所管官庁の内規によって、日本商社の韓国支店に対してだけは、自由に貿易活動ができる資格（甲類貿易業）が許可されないなどの制限が続き、日本商社に対する貿易の自由化は実現できず、また日本製品だけを対象とする輸入制限措置なども実施された。その後、日本商社のソウル支店にとって、税金問題と並んで最も克服困難な課題のひとつとなる韓国人で組織する労働組合との問題が大きな障害として浮上した。

第1節 新しく対外貿易法制定

1981年7月に現地外国為替管理規程に基づき、韓国銀行から支店設置許可を取得した。これにより口銭の受領など独立採算店舗としての運営が可能にな

り、営業収益等の国外送金が可能になった。また、1987年5月に、貿易取引法施行令に基づく「輸物品購買業者（通称 Buying Office）」として韓国輸物品購買業者協会に登録して、韓国からの輸出取引の仲介もできるようになった。

1987年7月に、それまでの「対外去来法」が廃止され、新しく「対外貿易法」が施行されて、従来の物品売渡確約書発行業（Offer 商）が「甲種貿易代理業」に、輸物品購買業者（Buying Office）が「乙種貿易代理業」に変更された。「甲種貿易代理業」は、外国人の場合は商工部長官へ登録し、登録証は韓国貿易代理店協会が発行するが、登録の際には、代理する外国企業を登録する必要があり、ソウル支店が仲介できるのは、特定の日本本社の海外法人のうち、米国人や英国法人など主要な数社に限定されていた。このため、メーカーなどが行なう直接取引を仲介することはできず、実際の取引は非常に少なかった。

一方、甲類貿易業は、輸出と輸入を制限なしに営むことができ、輸出、輸入の代行も可能な貿易業で、輸出入取引の契約、決済の当事者となることができる。乙類貿易業は、一定の設備と資格を持つ者が、自家で生産した物品の輸出または自家生産に必要な原料、機材の輸入に限るが、商工部長官が事業目的の遂行のために特に必要と認定することにより、輸入・輸入の範囲が限定された貿易業で、主に製造業を対象としている。

対外貿易法施行令第7条第2項には、『甲類貿易業の許可を受けようとするものが、外国人の場合には、商工部長官が定めるところにより許可し、必要な場合には条件を付けることができる』と規定されていた。しかし現実には、日本以外の外国人投資企業や日本企業のうちメーカーについては、『外資導入法によって外国人投資認可を受けた範囲内の輸出入に限る』との条件を付して許可されることはあったが、日本商社の韓国支店に対しては、甲類貿易業が許可されなかった。その後、日本商社が現地法人設立のために商工部と交渉した際に、「日本の大手商社には甲類貿易業を許可しない」という内規が商工部内に存在することが明らかになった。

日本商社は、日韓間で最も大きな民間会議である「日韓民間合同経済委員会」（その後、「日韓経済人会議」に改称）等の会議の場を通じて、日本商社が輸出入の当事者として貿易業を行なうことができるよう、ステータス改善要求を会議の議題に出して、韓国側に対して韓国政府に改善を働き掛けるようにたびたび要請を行なった。日本商社の主張は、韓国の企業は日本国内において、現地法人を設立し、日本では貿易を行なう特別の資格は不要なため、自由に貿易、投資活動を行なっており、相互主義の原則から、韓国内での日本商社の貿易活動を認めるべきである。更に、韓国の法制上は商工部長官が許可できるようになっており、他国の企業や日本の製造業には許可しているのに拘わらず、日本商社にだけ許可しないのは不当である、というものであった。

第2節 労働組合問題

朴正熙大統領の長期政権下では、労働組合運動が制限されており、労働組合は争議行為等ができなかったが、全斗煥（チョン・ドゥファン）大統領時代の1987年6月に、与党民主正義党（民正党）の盧泰愚（ノ・テウ）代表委員（後の大統領）が行なった「民主化宣言」を機に労働運動が急激に先鋭化した。

1960年代に韓国に事務所を設立して進出した日本企業では、韓国人職員を雇用する必要があるのだが、当時は反日感情が強かったため、一般の韓国企業より相当に高い給与でなければ、雇用することができなかった。その後、毎年、物価上昇率を大幅に上回る賃上げを行ってきた結果、韓国の超一流企業に比べても非常に高い賃金水準となった。

総合商社は世界各国に事務所や現地法人を持っているが、これら海外店舗の中で、現地職員の給与が一番高いのは、1980年代半ばに調査したときも、1994年に調査したときも、ニューヨークなどではなくソウルであった。

日本商社のソウル支店労働組合との団体協約には、賃金引上げを要求する根拠が規定されているが、「物価上昇率、世間相場、会社の業績、同業者との比較」などのほかに、「会社の特殊性」というものがあつた。これは、「日

本企業に勤めていることは、恥ずかしくて親戚にも言えないため、引け目を感じていることについて、金銭で補償をする」ということである。

韓国に進出した日本企業にアンケートを取ると、韓国で事業会社などを運営する上で最も苦勞するのは何かという質問に対して、いつの時代も大多数の日本企業が、「労働組合問題」と回答した。これは、韓国での日本企業における労働紛争が、韓国に進出した他国の企業にはない、日韓の歴史問題や複雑な国民感情が根底にある特別な労使問題で、使用者である日本人と労働組合員である韓国人との対立を根底に抱えていたからである。組合との交渉で話がこじれると、「日帝36年（日本の植民地時代の意味）」や「過去の不幸な歴史」などの問題が持ち出され、純粋な労使問題から、ひとつの会社では解決できない「日韓問題」に発展してしまうのであった。

日韓の二国間会議で韓国の投資環境が話題になると、必ず労働組合問題が取り上げられたが、韓国側はそれを韓国企業内での労働争議であると理解し、日本側は日系企業内での会社側の日本人と韓国人労働組合との対立を問題にしていたので、議論が全く噛み合わなかった。

後述するが、1990年代に、韓国政府が貿易業の資格を付与する際に、現地法人設立を条件にしたため、支店ではなく現地法人という新しい組織を作ることになった。どのような形で現地法人を作るべきか、ソウル日本商工会の商社部会で検討したところ、支店の労働組合と手を切るためにも、現地法人は、支店とは全く別な組織にして、新しい就業規則で運営することを決めた。実際に、各社が設立した現地法人では新しい就業規則を制定し、その後、現地法人にも結成された労働組合とは、支店時代の団体協約とは全く異なる新しい労働協約が締結された。

第3節 輸入先多辺化品目

国交正常化後の50年間、日本と韓国との貿易構造は基本的には全く変わっておらず、韓国からの輸出が拡大すると、日本からの部品、設備等の輸入が拡大して対日貿易赤字が増大した。韓国政府は、貿易赤字は日本の責任であ

るとして、日本からの輸入を制限するために制定したのが「輸入先多辺化品目制度」である。この制度の目的は、「前年の貿易赤字が最も大きい国」から特定の品目の輸入を制限して、輸入先を「多辺化」、つまり多角化することである。日本という国名は明記していないが、最大の貿易赤字を計上していたのは常に日本であり、事実上、日本だけを狙ったものである。ところがある年に、原油の輸入が多いサウジアラビアが最大の貿易赤字国になったことがあり、韓国政府は慌てて、対象国を「過去5年間の貿易赤字幅が最も大きい国」に変更した。

この制度は、1977年から非公式に実施され、1980年に制度が法制化されたが、当時のGATT（関税及び貿易に関する一般協定、現在の世界貿易機関、WTO）に違反した輸入制限措置であるとして、日本政府は韓国政府に撤廃するよう要求をしていた。1978年には対象品目が1千数百品目あったが、その後、対象品目の増減が頻繁に行なわれた。駆け込み輸入を防止するために、新たに指定される制限対象品目は突然発表され、即時に実施する。例えば、土曜日に発表して、翌週の月曜日から実施するなどである。このため、それまで日本商社が築き上げて来た取引が1日になってなくなってしまうという事態がたびたび発生した。

しかし、この制度にも例外規定があり、韓国企業が海外から輸入しようとする製品が、韓国で国産化しておらず、日本でしか生産していない場合や、海外の複数の国で生産しているが、入札などを実施して日本製品が最も競争力があることが証明された場合などは、韓国の関連の経済団体、工業会などが、日本から輸入することが適当である、あるいは輸入せざるを得ないとの認定書を発行すれば、輸入が可能であった。実際に筆者は、輸入先多辺化品目に該当する製品を日本から輸入していた。それら製品は、韓国で製造していないか、製造していても品質、価格等で日本製品より劣ることや、日本製品が他国の製品より価格や納期等の面で有利であることを立証する書類を韓国の関連業界団体に提出して、多辺化品目の例外扱いする推薦状を発行してもらい、これを税関に提出すれば輸入通関が可能であった。

韓国は、1996年末に OECD に加盟するが、加盟交渉の過程で、日本が WTO 規範に合わない輸入先多角化品目制度の撤廃を要求し、これに米国、カナダなども同調したため、韓国政府は1999年末までにこの制度を廃止することを確約し、実際には1999年6月末に撤廃した。

第4章 1990年代

1990年代に入ると、日本政府と韓国政府との協議により、日本商社のステータス改善問題が進展し、韓国政府から日本商社に対する貿易業の許可方針が出されるなど、具体的な動きが出て来た。そして、1993年から日本商社が順次現地法人を設立し、韓国に本格的に進出してから約30年経った1997年3月に、ようやく条件の付かない貿易業の資格を取得した。また、1993年7月には、金泳三政権が、従来への対日政策は政治的論理と感情に偏っていたことを認め、今後は、経済論理に立脚して、相互の信頼関係を固め、同伴者的関係を築いていくという基本認識を示すなど、これまでの対日政策を転換させる画期的なものであった。

第1節 輸出貿易業務許可問題

1990年5月に、朴弼秀（ハク・ピルス）商工部長官が日本経済新聞記者との会見で、「在韓日本商社に対する資格制限の緩和について、段階的に韓国商社と同様の待遇を与える方向で検討中である」ことを表明した。

同年8月31日に、日韓文化交流財団訪韓団（団長：花村仁八郎会長）とソウル日本商工会との朝食会で、ソウル日本商工会会長が、日本商社のステータス問題を提起し、「せめて輸出業務を認めて欲しい」旨を表明した。それまで日本商社は、日本本社、ソウル支店側双方で本件を議論する際に、輸出入を含む全ての貿易業を認めることを前提にして来たが、「輸出業務」だけに限定したのは、この時の会長の発言が初めてである。会長は、個人的立場で発言したものだが、ソウル日本商工会会長の発言として、その後大きな意

味を持つことになった。

9月21日には、商社の経済団体である(株)日本貿易会のアジア部会が、業界として現状を確認するとともに、通商産業省（以下通産省、現経済産業省）に対して善処を要求することを決議した。10月12日、日本貿易会アジア部会の会合で、通産省北アジア課長に対して、具体的な問題点を説明し、今後の対応策などを協議した。また、部会員各社の現状を調査するためにアンケートを実施した。10月19日、通産省が派遣した「訪韓輸入促進ミッション」（団長：松尾泰一郎丸紅相談役）が韓国政府に対して善処方を改めて要請し、商工部長官から、「日本商社の意向は十分了解している。政府として種々検討中である」との回答があった。

同年11月には、第15回日韓定期閣僚会議で、武藤通産大臣が朴弼秀商工部長官に対して、「輸出業務だけでも自己勘定で取引ができる貿易業を認めてもらえば、在韓日本商社の輸出活動が活発化し、韓国の輸出不振の改善に役立つ。」と改善を要請し、朴長官からは、「輸出業を近いうちに許可する方向を検討する。」旨の回答があった。

それまでは、一貫して、日本商社のソウル支店に自己の名義で輸出及び輸入取引を同時に行なえる貿易業を認めることを要求していたが、前述のように、同年8月にソウル日本商工会会長が、「せめて輸出業務を認めて欲しい」旨を表明したこともあって、通産省では、初めから完全な貿易業を要求するのではなく、まず輸出から認めるように要求したものである。

日本国内で、日本貿易会のアジア部会が通産省と協議を行なうのと並行して、1991年初めから、ソウル日本商工会の商社部会でも、駐韓日本大使館の支援も受け、各商社の現状を整理し、弁護士事務所に現行法制上の問題点を整理したレポート作成を依頼するなど、本格的な活動を開始した。当時ソウルに駐在していた筆者は、商社部会の幹事として、商社部会内での意見の調整や大使館や商工部との交渉に当たった。

1991年1月10日、海部首相の訪韓時に行なわれた韓国経済4団体主催の午餐会で、海部首相が「日本商社の業務範囲の規制緩和に期待する」と表明し

た。1月17日、日本貿易会アジア部会会合で、通産省北アジア課長と懇談した際に、課長から、「1月に韓国で内閣改造があったが、本件に対する商工部の方針に変化がないことを同部に確認した」との発言があった。2月14日、日本貿易会常任理事会に参加した中尾通産大臣に対して、三村日本貿易会会長が、韓国の商社活動に対する通産省の尽力に対して謝意を表明した。

同年6月に、ソウル日本商工会会長が商工部事務次官と面談した際に、次官から、「本年中に何とかしたいが、国内業界の反対が強いので板挟みだ。問題点を十分検討したい。」との発言があった。7月に駐韓日本大使館商務官が、商工部担当官と面談し、今後は、商工部事務局と日本商社の実務者などが協議することに合意した。同じ月に行われた第1回打合せ会で商工部側からは、現行法を変更しない範囲で、対外貿易法上の貿易業のみを条件付きで許可し、商工部以外の省庁が所管する事項には関知しない。また、貿易代理業の登録基準には、「個人または法人」および「外国企業の国内支店」が明記されているので支店が対象になっているが、貿易業には「個人または法人」のみが明記されているため、支店をどのように取り扱うか商工部内で検討する、との回答があった。

同年9月にはソウル日本商工会商社部会内に「ステータス問題分科会」が正式に発足して、筆者は副会長に就任した。更に、同年9月には、ソウル日本商工会の臨時商社支店長会議を開催し、各社が足並みを揃えて本件に対応することを確認し、早急に貿易業申請準備を進め、商工部の許可方針が出次第、一斉に申請書を提出することを申し合わせ、貿易業申請のための書類の準備を始めた。

貿易業申請書には、申請人の現住所から会社の概要や個人の資産、営業品目等の通常記入する項目以外に、「これまで北韓（注：北朝鮮）を訪問したことがあるか」「共産党の活動に関与したことがあるか」など、韓国特有の質問項目もあった。

添付書類のうち、最も入手が困難な書類は、申請する個人や法人の全役員が、破産や禁治産者宣告を受けていないことを証明するため、本籍地の役所

が発行する「身分証明書」であった。身分証明書を入手するには、日本本社にいる何十人も役員全員が個人的にすべて手続きする必要がある、大変な手間が掛かる作業であった。このため、ステータス問題分科会では、商工部に対して、外国企業である日本企業については、身分証明書添付を免除するか、韓国支店を管轄する組織の役員に限定するなど、例外を認めるように要請した。しかし、商工部は、日本にも身分証明書制度があることを知っていたため、この要求は受け入れられず、各社が大変な手間を掛けて、役員全員の身分証明書を入手した。大手商社のうちの1社には、本社に米国籍の役員がいて、日本人のように身分証明書が入手できないため、本人が証明書を自筆で書き、サイン証明を添付することで代用した。このように、貿易業の申請規程自体が韓国人だけを対象として、外国人が申請することを予定していないものであった。

第2節 「ACTION PLAN」

1992年1月に宮沢首相が訪韓し、日韓貿易不均衡是正のための具体的実践計画（ACTION PLAN）の協議対象項目として、商社のステータス問題が取り上げられ、計画が全体確定する1992年6月末までに結論を出すことになった。同年1月末に、ステータス問題分科会と日本大使館関係者が協議をして、商工部の許可条件が確定する前に、各社の貿易業申請書を提出すべきとの結論に達し、2月末には商社21社全社の申請書類が大使館に預けられ、商工部への提出は大使館に一任した。

その後、しばらくは進展がなかったが、同年5月に、通産省の担当課長が訪韓し、商工部関係者と協議した結果、商工部側からは、輸出許可対象地域は、日本向けかあるいは全世界向けのどちらかにするか検討中で、許可対象は現地法人のみで支店は対象外とし、許可する商社を制限するとの方針が示された。このため日本側は、輸出の地域を限定せず、支店のままで許可し、会社数を制限すべきでない」と反論した。その後、商工部から駐韓日本大使館に対して、「外国企業の国内支店は甲類貿易業の許可対象にならない」旨の

書信が届いたため、商社部会では、日本大使館に対して、商工部の方針に抗議するよう要請した。しかし結果的に、日本商社のソウル支店は、貿易業を申請するために、各社が大変苦勞して申請書類を準備したが、商工部の方針が変わらない限り、申請自体ができなくなった。

1992年7月1日に、日韓両国政府間で、正式に「日韓貿易不均衡是正のための具体的実践計画（ACTION PLAN）」が合意され、この中で、日本商社に対して現地法人設立を前提に貿易業を許可することが決定された。具体的には、全世界向けの輸出を許可するが、支店には許可せず、現地法人のみに資格を与える、客観的基準により許可する会社数を制限するとの内容であった。

その後、韓国の新聞が、許可対象は日本商社21社のうち下位商社から先に行なうなどの報道を繰り返したため、日本の通産大臣が韓国の商工部長官に対して、「下位商社のみには許可するのであれば、ACTION PLANの精神に反し、日本政府としては全く容認できない。」との抗議文を出状した。これに対して商工部は、「許可基準は決定しておらず、8月初旬までに決める方針である」との回答があった。8月上旬に韓国の新聞が、韓国政府内部で意見の相違があるため、結論が出せないと報道した。更に9月には、ソウル日本商工会会長から駐韓日本大使館に対して、「貿易業を順次許可する場合は、許可時期を明確にし、現地法人に貿易業とともに貿易代理業も認めるよう」、商工部に要請して欲しい旨の要請書を提出した。

第3節 貿易業許可方針

1992年10月になって、商工部が、「現地法人設立を前提に、取扱高が少ない日本の中小商社12社に対しては同年10月1日から、残りの総合商社9社は翌年1993年7月1日から、輸出に限り貿易業を許可する」と発表した。これにより、外資導入法に基づいて現地法人を設置すれば、輸出に限り貿易業が行なえることになった。同年11月1日には、外資導入法の施行に必要な事項を定めた「外国人投資に関する規程」が改訂されて、これまで、商工部長官

が許可の可否を決定する「制限業種」となっていた貿易仲介業（貿易代理業の資格）が、自由業種に変更となり、外国人投資企業が貿易業の許可を取得すれば、自動的に貿易代理業も許可されることになった。

日本政府は、日本商社に対する貿易業問題について韓国政府当局と交渉するに当って、互惠主義に基づいて、韓国にある日本商社にも韓国商社と同じ資格を与えることを要求してきたが、韓国側は、「日本の商社と韓国の商社との実力に大きな差があり、時期尚早である」として拒否した。

韓国政府による日本商社に対する制限緩和の動きに対して、日本商社に対する過度の警戒感から、韓国の総合商社(注)の団体である韓国総合商社協議会などが強く反発した。これに、マスコミも同調して、「圧倒的な情報力や巨大な金融力を持つ日本商社が韓国に上陸すれば、日本商社は日本の安い金利の資金を大量に導入し、韓国の中小企業などに融資、あるいは前渡金として提供することにより、韓国企業、特に中小企業が日本商社に隷属するようになる」というような論調で危機感を煽った。しかし、これらのほとんどが根拠のない中傷であった。例えば、日本の金利が韓国に比べていかに安くても、日本から韓国に資金導入する場合には、韓国銀行の許可が必要であるが、この許可はほとんど下りないことから、現実には日本商社による融資は全く不可能であった。

日本商社に貿易業を認めることは、韓国政府の中で所管する商工部自身が決定しただけで、特段の法律改正などは必要なかった。従来から法制上は日本商社にも貿易業を許可するようになっていたが、商工部の内規で禁止していたため、内規を修正するだけで、許可されるようになったのである。つまり、行政指導によって日本商社だけが差別を受けていたことになる。

注：韓国では「総合商社」と表記。朴正熙政権下の1975年に、輸出振興を目的に日本の総合商社をモデルとして、対外貿易法に総合貿易商社制度が制定された。1978年2月には13社が総合商社に指定され、1983年には韓国の輸出全体に占める総合商社全社の取扱高シェアが51.1%とピークを迎えた。しかし、その後、メーカーの直接輸出が拡大したなどから、総合商社の役割が大きく低下して、2009年10月に制度が廃止された。現在でも総合商社を自称したり、業界として総合商社は使われている。

第4節 総合商社の現地法人設立

1993年2月に、中小商社として初めてイトマンが「韓国イトマン」を設立し、3月に営業開始した。しかし、同年4月に本社が住金物産と合併したため、韓国住金物産に社名変更した。その後、1993年12月に、総合商社として初めて三井物産が現地法人「韓国三井物産」を設立し、営業開始した。1994年には三菱商事、住友商事、伊藤忠が現地法人を設立し、1995年に日商岩井（その後の双日株）と丸紅が現地法人を設立して、大手商社の現地法人が出揃った。

いずれも、ソウル支店と併存する形で設立され、従来からの仲介取引はソウル支店で継続して行なう体制となり、現地法人では、支店時代とは異なる独自の就業規則を制定した。1995年以降、各社は、ソウル支店労働組合との協議により、支店の従業員を現地法人に移籍させ、順次、支店と現地法人を一本化した。

各社の現地法人設立時には、仲介貿易業（仲介貿易商品の国内搬入は禁止）、貿易業（輸出業に限定）、甲類貿易代理業、乙類貿易代理業の登録の登録を行ない、その後、外国人投資企業の資格を取得して、定款の事業目的に卸売業、小売業、製造業を追加した。そして、1997年3月に、現地法人に対する貿易業許可条件（輸入の仕切取引禁止等）が撤廃され、ようやく付帯条件の付かない「貿易業」の資格を取得した。

このように、1960年代に韓国に進出した日本商社は、約30年後の1997年になって初めて、他の東アジア諸国にある現地法人と同じようなビジネス活動ができるようになったのである。

第5節 画期的な対日経済政策の変更

1993年7月23日、韓国商工部は金泳三（キム・ヨンサム）政権下の「新経済五カ年計画」（1993年～98年）に基づく対日逆調改善実行計画を発表した。逆調とは、貿易不均衡、貿易赤字のことである。この時、筆者はソウル支店に駐在しており、日本の経済誌である週刊「エコノミスト」（毎日新聞社発行）に「ソ

ウル発」というレポートを定期的に投稿していた。本件についてのレポート（1993月9月、週刊エコノミスト、「ソウル発—画期的な対日通商政策の転換」）の概要は次の通りである。

「従来、政治的論理と感情に偏っていた対日政策を精算し、経済論理に立脚して、相互の信頼関係を固めつつ、同伴者的関係を築いていく」という基本認識を提示し、これまでの対日政策が「感情的」であったことを明確に認めるなど画期的な政策転換であった。具体的政策としては、従来の不均衡改善策は輸入の縮小に力点を置いたが、今後は韓国からの輸出促進により不均衡是正を図る。

日本市場は品質に特に厳しく、少量多品種の市場で、長期的観点から供給者との人間的信頼性を重要視する特殊な市場であることを認識する。対日赤字の主要因である機械・電子部品の輸入削減のため、国産品開発を促進する。日本の対韓投資の促進・人材の交流などを推進する。日本の地方経済圏・中小企業との協力関係の多角化を計る、などである。

この政策は、これまでの「貿易赤字の責任は日本にある」という日本製品輸入抑制策から脱却し、貿易赤字は韓国経済の構造的要因としている。過去の対日政策が「政治的、感情的」であったことを率直に認めて反省し、今後は経済理論を踏まえた施策を実行するとしたことは画期的なものであった。具体的な現状認識と方針として、対日貿易逆調は構造的要因に起因するところが大きいので、全体の産業競争力の向上対策と調和させ、詳細な総合対策を中・長期的に根気よく、そして一貫性をもって推進する。日本市場での成功は、世界市場の制覇という認識のもと、マーケティング対策など総合的な対日本市場戦略を推進するという、それまでの韓国政府の対日経済政策を大幅に見直す内容となった。

おわりに

韓国政府の日本商社に対するステータスや投資政策は、非常に閉鎖的で、

政府の担当部署の内規によって、日本企業にだけ許可されない案件があるなど、隣国である日本は差別的な扱いを受けて来た。これに対して日本商社は、日韓間の民間会議等を通して韓国政府に改善を要求し、駐韓日本大使館や日本政府の通産省から総理大臣までの協力を得て、非常に長い時間を掛けて韓国政府を動かした結果、ようやく一步一步、改善して来たのである。つまり、韓国政府が自主的に、短期間に自由化政策を進めて、現地法人による自由な輸出入や投資などを認めたのではなく、韓国内の反対勢力などの動向を見ながら徐々に改善したものである。

筆者は、総合商社での40年にわたる業務経験の中で、主にアジア大洋州地域を担当し、アジア各国に於ける海外店舗のステータ改善等も担当して来た。各国における駐在員事務所の設置や改廃、支店への格上げ、現地法人の設立などのほとんどに関与した。更には、1985年9月のプラザ合意以降の急激な円高により、日本企業が東南アジア諸国に生産基地を移す動きが活発になると、総合商社の取引先に対する投資のコンサルティング業務を担当して、アジア各国の貿易投資制度に精通するようになった。筆者はソウル支店と大手財閥企業への出向を含めて通算約10年間、韓国に駐在したが、1990年代前半には、ソウル支店で何件もの合弁会社設立等の投資案件や現地法人設立などを手掛けたのはじめ、帰国後も韓国への投資案件に協力して来た。

このような経験をもとに、それまでの韓国の外資導入制度を評価すると、東南アジア諸国が積極的に外資を導入し、域内の投資を自由化しようと積極的な投資政策を展開していたのに比して、韓国政府の政策は、先端技術以外は不要であるとして、非常に消極的、制限的で、投資手続きなども合理的ではなかった。しかし、このような韓国の貿易、投資制度も、1996年のOECDへの加盟条件及び1997年の経済危機によるIMF（国際通貨基金）からの融資条件によって、一挙に自由化、国際化された。同時に韓国の企業活動のグローバル化が進展することにより、企業経営もグローバルスタンダードに基づき大きく改善した。例えば、それまで、オーナーのいる財閥企業等では全く考慮されなかった企業のコーポレートガバナンスが確立して来るなど韓国の企

業活動が大きく改革された。

過去には、韓国の貿易相手国は日本と米国が大半であったが、近年は韓国の最大の貿易相手国は中国に代わり、日本と韓国との経済関係も、従来の垂直分業型から、両国が対等な水平分業型に変化して、韓国の財閥企業などのグローバル企業と日本企業とは完全に競合関係にある。しかし、これまで韓国経済を牽引して来た一部の財閥企業に依存する構造は改善されていないなど、様々な課題を抱えている。これまでのように、韓国経済が日本に一方的に依存する関係から、それぞれの特徴を生かした共存、共栄の関係になることが望まれる。

参考文献

安倍誠・金都亨編（2015）『日韓関係史1965－2015 II 経済』（第17章「日本の総合商社の韓国ビジネス変遷」藤田徹）東京大学出版会

国家元首に対する名誉毀損の刑事責任

～韓国における産経新聞事件を中心に～

田中 俊光

Criminal Liability for Defamation against the Head of State

Toshimitsu TANAKA

はしがき

言論の自由という近代民主主義の根幹をなす権利と、個人の名誉やプライバシーといった人格権の保護という対立をいかに調和させるべきかという議論は、現代の民主主義国家における重要な問題である。

韓国では、憲法10条で人格権を保護する規定を設け、同法21条1項で言論の自由を保障する一方、同条4項で言論による他人の名誉・権利の侵害を禁止し、刑法307条ないし309条で名誉毀損罪の構成要件と法定刑を規定するとともに、特別法として情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（法律第13014号。以下、情報通信網法）でインターネットにおける表現の自由に対する一定の制限および名誉毀損の罰則を定めている。一方、民事上は、名誉毀損という不法行為に対し、民法750条および751条1項で損害賠償責任を定め、同法764条で名誉回復処分について規定している。

近年、韓国では名誉毀損をめぐるトラブルが蔓延し、社会的な問題となっている。韓国の犯罪白書によると、情報通信網法違反（名誉毀損）の件数および人数は毎年増加の一途にあり、2003年から2013年までの10年間で件数は約6.5倍、人数は約7倍にのぼっている（第1表）。その多くは、悪意のある

【第1表】情報通信網法違反（名誉毀損）件数および人数

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
件数	837	1040	1569	1931	2106	2145	2884	3255	3608	4809	5439
人数	1091	1420	2257	3404	3862	3201	4199	4645	4834	6348	7813

（出所）「犯罪白書2008」 p.102、「犯罪白書2009」 p.106および「犯罪白書2014」 p.124.

ネット書き込みによる誹謗中傷であるが、報道機関に対して番組制作関係者や記者の処罰を求める刑事訴訟のほか、損害賠償や訂正報道を請求する民事訴訟も増加している。

韓国における名誉毀損訴訟の増加について、1990年以降の韓国の政治と社会の民主化が権威主義を緩和させ、基本権の積極的行使に対する国民意識が向上したことを理由に挙げる見方もある。しかし、報道機関を相手とする名誉毀損訴訟では、一般人よりもむしろ公人（韓国では、大統領や国会議員など公務に従事する者のみならず、芸能人やスポーツ選手など社会的に広く知られている有名人も含む）による訴訟率が高いことを踏まえれば¹、一般国民の権利意識とは別の理由もあるように思われる。

軍事独裁政権下にあった1980年代後半までの韓国では、治安維持の名目の下で露骨な言論弾圧が繰り返されてきた経緯があり、政権による言論への圧力に国民は強く反発してきた。1990年代以降の文民政権においても、弾圧の程度に差こそあれ、依然として政権による言論機関への圧力や介入は後を絶たない。李明博政権（2008～13年）は、狂牛病（BSE）関連報道で韓国文化放送（MBC）のテレビ番組を名誉毀損で起訴し、大手放送局の経営陣の人事に介入して政策を批判する報道を封鎖したほか、選挙期間に諜報機関である国家情報院や韓国軍のサイバー司令部を国民の意見になりすませ、政府方針を批判する国民を北朝鮮シンパだと指弾する文章をネット上に書き込んで世論操作を試みさせるなど、政治的中立を無視して政治に介入した。一方、朴槿恵政権（2013～現在。任期は2018年まで）も同様に、対北朝鮮心理戦を

¹ 朴容淑（2011），144頁。

担う韓国軍サイバー司令部が、政府を批判する自国民に対し、北朝鮮シンパとみなして心理戦を展開すべきだと声明を出すなど、表現の自由の程度は悪化の一途をたどっている²。近年の公職者による報道機関への訴訟提起の濫発は、報道機関の萎縮を招き、韓国の民主化の動きを後退させる恐れがある。国際的な非政府組織「国境なき記者団」は、報道機関が報道によって政治家の行動を糺すのは当然だとし、報道機関の活動に対する制約を撤廃するよう要求している。そのほか、国連やアムネスティ・インターナショナルなどの人権団体からも、名誉毀損罪の適用改正を求める要望が繰り返し出されている。

このように韓国では、公人による報道機関を相手取った名誉毀損訴訟が多いが、公職に従事する公人の名誉は、私人と同等程度に保護されるべきものなのだろうか。民主主義国家において、高度な政治権力を有する国家元首をはじめとする公人は、絶えず国民から監視され、その政治運営に対して一定程度の批判を受忍する立場にあるべきである。とくに、国家元首の政治的能力に対する言論機関の批判や風刺表現の許容範囲と、元首個人の社会的評価である名誉保護の範囲の境界は、国によって異なるであろうが、その限界線をどこに引くのが、その国の民主主義の度合いや、政治の透明性を示すように思われる。

そこで本稿では、韓国で近年急増している公人による報道機関に対する名誉毀損訴訟のなかでも、とくに現在でも議論的となっている朴槿恵大統領を被害者とする産経新聞記者に対する名誉毀損訴訟を取り上げ、韓国における言論の自由の程度と、刑事訴追が行われた背景について、米国と日本の事例との比較を通じて考察することで、朴槿恵政権と韓国司法の性格について論じてみたい。

² 장주영 (2013), 180~181頁。

第1節 事件の経緯と裁判の状況

1. 旅客船事故当時の大統領の所在をめぐる疑惑報道と韓国市民団体の告発

2014年4月16日午前9時頃、韓国の大型旅客船セウォル号が全羅南道珍島沖の海上で転覆沈没し、修学旅行中の高校生を含む300人余りが犠牲になるという大惨事が起きたことは、今なお記憶に新しい。当時、この大規模な海難事故の救助活動において、初動陣頭指揮を取るべき朴槿恵大統領の危機管理能力の低さに韓国世論は強く憤慨した。大統領の支持率は、4月半ばの時点では71%だったが、この事件を機に急落し、6月には50%を下回る事態となった³。

朴大統領の政権運営に対する批判が韓国社会に渦巻くなか、韓国の新聞業界最大手の朝鮮日報は、事件から3カ月が経過した7月18日付の記者コラムで、朴大統領の人間関係に関する記事を掲載した。「大統領をめぐる風聞」と題された同記事⁴は、米ジョージ・ワシントン大学客員研究員の肩書も持つ崔普植前任記者（シニア記者）の執筆である。記事は、事件当日の転覆から約1時間経過した午前10時頃に青瓦台（大統領府）秘書から書面で事故発生の報告を受けてから、午後5時に中央災難安全対策本部に姿を現すまでの7時間にわたる朴大統領の所在について、事件後に至っても青瓦台秘書室長が知らないと不自然な答弁しているのは大統領を庇っているのだろうとした上で、「これは秘書室長にも隠すような大統領のスケジュールがあるという意味に解釈できる」とし、証券街の情報誌⁵や大衆紙など、世間で囁かれている風聞と関連付けた。それは、朴大統領が国会議員だった当時に7年間に

³ 朝鮮ドットコム2014年6月16日（http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2014/06/16/2014061602042.html、最終閲覧2015年9月19日）。

⁴ 「대통령을 둘러싼 風聞」朝鮮日報2014年7月18日、A30面。

⁵ 証券街のチャリが出回った経緯と作成者については、朝鮮日報デジタルニュース本部の金阿斯記者のコラム（http://premium.chosun.com/site/data/html_dir/2014/10/28/2014102804365.html、最終閲覧2015年9月26日）参照。

わたって秘書室長を務めた鄭ユンフェ氏と密会していたのではないかというものであった。そして、このような疑惑の風聞が世間で囁かれるのも、取りも直さず相次ぐ国政運営の迷走、大統領周辺の人事ミスなどによる支持率低下が原因にあると指摘した。

一方、産経新聞は、「産経ニュース」8月3日に加藤達也ソウル支局長（当時）のレポートとして、「【追跡～ソウル発】朴槿恵大統領が旅客船沈没当日、行方不明に…誰と会っていた？」と題する記事⁶を掲載し、朝鮮日報の同コラム記事の内容を「真偽不明のウワサ」として紹介した。そして、朴大統領個人に対する韓国国民の信頼が崩れている状況で、大統領をめぐる下品な風聞が取り沙汰されていることを指摘する朝鮮日報コラムを引用し、大統領任期の3分の1も経っていない早期段階で既に朴政権のレームダック化が進行していると述べた。

これに対して、同月6日および7日、韓国の保守市民団体「自由守護青年団」および「社団法人領土チキミ独島サラン会（領土の守り神 独島愛の会）」が、「根拠のない虚偽事実で国家元首の名誉を毀損し、国家を紊乱した」として、加藤氏および同記事を韓国語訳した「ニュースプロ」に対する告発状を検察に提出した。米国に拠点を置く韓国関連ニュース翻訳サイト「ニュースプロ」で韓国語訳された記事（翻訳・監修：閔ソン Chol）は、「産経、朴消えた7時間、私生活の相手は鄭ユンフェ？」というタイトルで、冒頭で「不正当選、殺人政権、無能政権という嘲弄を超越し、男関係云々の噂で外信を賑わしてきっちりと韓国の品格を失墜させる朴槿恵。国民の前でみずから7時間の行方を明らかにせねばならないのでは」などと朴政権に関する記者本人の批判的な論評を掲げた後、産経記事の翻訳文を掲載した⁷。青瓦台

⁶ 産経ニュース2014年8月3日 (<http://www.sankei.com/world/news/140803/wor1408030034-n1.html>、最終閲覧2015年9月19日)。

⁷ 「산케이,朴 사라진 7 시간, 사생활 상대는 정윤희?」TheNewsPro 2014年8月4日 (<https://thenewspro.org/?p=5987>、最終閲覧2015年9月19日)。当記事は当初、産経記事にある「政界筋」を「政界の力」と誤訳し、読者にコメント欄で指摘されて修正して

広報官は同日、この問題に最後まで厳しく最後まで対処していくとし、民事および刑事双方の法的責任を追及する考えを示すとともに、産経の記事を引用して悪意的に報道した韓国内のメディアも訴訟の対象とすると述べた。

2. 韓国検察による公訴提起と加藤前支局長の出国停止処分

市民団体らの告発を受け、ソウル中央地方検察庁刑事1部は8月10日、加藤氏の出国停止処分を下した。地検での3度にわたる事情聴取で加藤氏は、「旅客船の沈没事故当日に大統領がどこでどう対処したのかを伝えるのは、公益にかなうニュースであるし、記事を書いた当時に噂は真実であると思った」と弁明し、産経新聞も「当該記事に韓国大統領を中傷誹謗する意図は全くなかった」とコメントしたが、地検は9月15日、事故当日に朴大統領は青瓦台の敷地内にいた事実、および鄭ユンフェ氏は青瓦台への出入り記録もなく、携帯電話の電波発信先を追跡した結果、午前11時から午後3時まで青瓦台から離れた場所に他人といた事実を確認したと明らかにし、記事内容を虚偽と判断した。

加藤氏に対する出国停止処分や取り調べは言論・表現の自由を侵害するものであるとして、産経新聞本社のみならず、日本ペンクラブや国境なき記者団、ソウル外信記者クラブなどが相次いで批判声明を出すなか、地検は10月8日、情報通信網法違反（虚偽事実の摘示による名誉毀損）で加藤氏を在宅起訴した。地検は起訴状で、「被告人は、朝鮮日報コラムに掲載された旅客船沈没当日の朴大統領の所在に関する噂について、当該噂の真偽に対して当事者や関係者を対象に事実関係を確認する努力をせず同コラムを一部抜粋引用し、事故当日に朴大統領が男性と密会していたという証券界関係者や政界消息筋の事実無根な噂をあたかも事実であるかのように報道する記事を掲載した。しかし、事故当日に朴大統領は青瓦台の敷地内におり、鄭ユンフェ氏に青瓦台への出入りの事実はなく、彼は知人と外で昼食した後に帰宅して

いることから、翻訳した閔ソンチョルの日本語読解能力はさほど高いとはいえない。

いて、朴・鄭両氏は一緒にいなかったばかりか、そもそも両氏の間には緊密な男女関係がないにも拘わらず、加藤氏は両氏を批判する目的で情報通信網を通して公然と虚偽の事実を摘示し、両氏の名誉を毀損した」と起訴理由を述べた⁸。起訴により、加藤氏に対して3カ月の出国停止を追加する処分が下されたことから、韓国内の外信記者は、韓国における報道の自由の問題のみならず、長期にわたる出国禁止という事実上の軟禁措置に対する人道上の問題を提起した。結局、加藤氏は翌年の4月中旬に処分が解除されるまでの約8カ月間、本国の本社社会部へ異動となったにもかかわらず、韓国から出ることが許されなかった。

検察の起訴を受けて加藤氏は、日本のメディアに対し、「10月2日の取り調べで、旅客船沈没当時の朴大統領の所在は韓国内でタブー視されているのに、それを記事にしたことをどう考えているのかと検事から聞かれ、強い違和感を覚えた。最高権力者は報道機関の論評や批判を受忍すべきであるのに、禁忌に触れた者は一切許さないという朴大統領の特異な受忍限度の狭さと、政権の意向を忖度する韓国検察の態度が、今回の起訴に繋がった」と述べた⁹。

11月27日の公判前整理手続で被告人弁護人は、①問題の記事は、旅客船沈没事件によって朴大統領の支持率が低下していることを日本に報じる目的で書いただけで、朴大統領を誹謗する目的で書いたものではない、②独身女性である朴大統領の男女関係についての報道が名誉毀損に当たるのか疑問である、③公訴提起にあたって被害者である朴大統領に対する調査が行われていない、と指摘したのに対し、検察は、虚偽の事実を報道したことは名誉毀損罪で処罰し得るとし、③について、被害者が処罰を求めない意思を明示していない以上は起訴できると反論した¹⁰。

⁸ 産経新聞14版2014年10月9日、14面。

⁹ 朝鮮ドットコム2014年10月11日 (http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2014/10/11/2014101101104.html、最終閲覧2015年9月26日)。

¹⁰ 産経ニュース2014年12月10日 (<http://www.sankei.com/world/news/141210/wor141210>)

韓国刑法の名誉に関する罪（名誉毀損罪および侮辱罪）の規定は、日本刑法と若干異なる。日本では232条2項で定める例外を除き、名誉に対する罪はすべて親告罪（日本刑法232条1項）であるのに対し、韓国では侮辱罪と死者への名誉毀損罪のみ親告罪とし（韓国刑法312条1項）、生きている人に対する一般の名誉毀損罪および出版物等による名誉毀損罪を「反意思不罰罪」としている（同条2項）。この反意思不罰罪とは、被害者が加害者に対する処罰を求めない意思を明示している場合、告発によって検察が公訴提起しても被告人を処罰しないというものであり、換言すれば、被害者が処罰を求めない意思を明示しない限り、検察は起訴をすることができ、公判は維持される。そして、情報通信網法違反としての名誉毀損罪は、摘示事実が真実（70条1項）か虚偽（同条2項）かを問わず、いずれも反意思不罰罪である（同条3項）。

3. 公判の経緯

12月15日の初公判（ソウル中央地方法院）では、告発した保守団体の代表2名が検察側証人として出廷し、「ニュースプロで韓国語訳された記事を読んで知った。朴大統領と鄭ユンフェ氏とは個人的に面識はないが、韓国大統領に対する加藤氏の虚偽報道は一般人の常識から韓国国民を嘲弄するものであって怒りを覚えたので、韓国社会を混乱に陥らせたことに対し警鐘を鳴らすために告発した。朝鮮日報の記事は閣僚や青瓦台関係者との意思疎通の大切さを強調する意図で忠告的に作成されたのに対し、極右で反韓の産経新聞の加藤氏の記事は、独自の事実関係の確認もなしに朴大統領を誹謗・セクハラする目的で書かれ、日本国内での反韓感情を煽るものだと思った」と証言した。団体代表は、ニュースプロ関係者に対しても同様に告発したという¹¹。

0001-n1.html、最終閲覧2015年9月19日）。

¹¹ 産経ニュース2014年12月25日（<http://www.sankei.com/premium/news/141225/prm1412250007-n1.html>、最終閲覧2015年9月19日）。なお、「ニュースプロ」の実態の詳細は不明で、代表者や翻訳した関ソン Cholらの所在も分からず、現在のところ検察から起訴

団体代表の1人は、加藤氏の記事のもととなった崔普植記者のコラムも読んでいたが、崔記者の記事は世間で囁かれている噂に適切に対応して国政運営を行うよう忠告するもので、証券街のチラシを引用するような加藤氏の低レベルな記事とは異なるとして、崔記者に対しては同罪で告発していない。

2015年1月19日の公判には、鄭ユンフェ氏が証人として出席した。鄭氏は、事件当日の自身の所在について、自発的に携帯電話の通話記録を検察に提出し、アリバイとして通話位置を追跡するよう求めたと証言し、2007年以降の朴大統領との関係について一切否定した。また、朝鮮日報の崔記者のコラムと加藤氏の記事は報道の姿勢が異なるもので、崔記者が噂のような事実はあってはならないとするのに対し、加藤氏は、噂の事実が確実にあったと断定していると意見を述べた。さらに、「根も葉もない話で名誉を深刻に毀損され、法廷にまで立たされて迷惑している。国籍や職業を問わず、ミスや誤解があったら良心に基づいて過ちを認め反省すべきなのに、加藤氏にはそれがない。法を犯したのならば当然しかるべき処罰を受けるべきだ」と加藤氏に対する処罰を求める意思を表明した。

3月9日の公判（事件当日に鄭氏と一緒にいたという知人の証言）に続き、同月30日の公判で担当判事の李東根裁判長は、①事件当時に朴大統領と鄭氏が会っていたという噂は、合理的疑いがない程度に虚偽であることが証明された点、②加藤氏は事実関係の裏付けを取らなかった点を事実認定した。そして、今後は加藤氏が公的な関心から誹謗の意図なく韓国の政治状況を伝えるため、風聞を事実と信じて報道したのか、その相当性や公益性を争点とすべきだと述べた¹²。これに対して加藤氏は異議を唱えず、記事で扱った風聞が社会的な関心と呼び、検察の捜査によって明確になったことは、結果的に意味があったと手記でコメントした。検察は、加藤氏が裁判所の争点整理に異議を唱えず、思いもよらず事件が日韓の外交問題にまで拡大したことに遣

されていない。

¹² 「법원, “일간케이 ‘朴대통령 행적’ 보도는 허위”」朝鮮日報2015年3月31日、A 1, 12面。

憾の意を表明している点や、加藤氏の高齢の母が病中にありながら8カ月間家族にも会えず単身で韓国にいたことなどを理由に、「人道上の配慮」から、出国停止処分の解除を法務部に申請した。日本に帰国した加藤氏は、羽田空港で50人余りの日本人記者に囲まれ、また、首相官邸で安倍晋三首相からねぎらいを受けるなど、一躍「時の人」となった。

4月20日に予定されていた公判は、朝鮮日報のコラムを書いた崔普植記者が証人として出廷する予定であったが、崔記者の日本出張などで都合がつかないとして6月1日に延期された。しかし、崔記者は公判直前の5月29日夜、会社業務と地方出張を理由に裁判所へ欠席事由書を提出し、事実上証人出廷を拒否した¹³。崔記者はその後も裁判所からの出廷要請に応じず、結局、法廷の場で自身のコラムと産経記事のことについて弁明することはなかった。

6月29日の公判には、1970年代から韓国で長く取材活動に当たっている米国人フリージャーナリストのドナルド・カーク氏が証人台に立ち、「外国特派員が参加できない記者会見や政府ブリーフィングなど、直接取材が制限されている場合、韓国のメディアから情報を得て引用する頻度は高い。本件の風聞の内容について、記者が大統領本人や青瓦台に事実確認をすることは不可能である。加藤氏の記事は、朴大統領を誹謗する目的で書かれたとは考えられない。米国でも大統領をめぐる疑惑がたくさん持ち上がるが、表現が失礼だからといって訴追されることはない」と述べたのに対し、李東根裁判長が「米合衆国憲法では表現の自由が重視されているが、ドイツ憲法では人間の尊厳不可侵が強調されている。言論の自由とプライバシー保護という、相反する利害があるなかで、証人が本件は名誉を毀損しないと断定するのは、米国的な価値観に基づく独善的判断である」との意見を米国人である証人に対して展開した¹⁴。

¹³ 産経ニュース2015年6月1日 (<http://www.sankei.com/world/news/150601/wor1506010033-n1.html>、最終閲覧2015年9月28日)。

¹⁴ 産経ニュース2015年7月8日 (<http://www.sankei.com/premium/news/150708/prm1507080004-n1.html>、最終閲覧2015年9月28日)。

7月27日の公判では、コラムの公益性について、西日本新聞の植田祐一ソウル支局長が証人として出廷し、「加藤氏の記事は、真偽不明の噂が朝鮮日報という大きなメディアに公然と載るといふ、朴政権と韓国社会の関係について、朝鮮日報を引用しながら分析する記事で、公益性はある。朝鮮日報がコラムを書いていなければ、産経記事はなかったであろう。刑事訴追は行き過ぎだ」と述べるとともに、反意思不罰罪の被害当事者である朴大統領の口から処罰を求めない意思を示してほしいと語った¹⁵。

8月17日の公判では、情報メディア法の専門家で言論の自由に詳しい田島泰彦上智大教授が言論報道の自由の観点から証言すべく出廷したが、検察側は冒頭から田島教授への証人尋問の必要性を問題視し、争点である本件報道趣旨の公益性について、加藤氏が報じた朴大統領の男女関係に公益性があるのかと質問した。田島教授は、「加藤氏の記事の趣旨は、旅客船沈没事件が起きた当日の大統領の動静についてであり、朴大統領の男女関係の風聞にスポットを当てたものではない」と述べた。

9月21日に行われる予定の公判は、検察側証人として韓国のメディア専門家を尋問し、被告人尋問と最終弁論のほか、検察側の論告求刑が行われて結審するはずであったが、検察側の要請により、10月19日に延期された。そして、同日の公判での論告で検察は、「朝鮮日報のコラム掲載から加藤氏が記事を執筆するまでの約1カ月間に風聞についての追加取材を行う十分な時間があつたにも拘わらず、青瓦台の広報担当に電話などで確認する努力すら怠り、噂の真实性を立証する証拠を1つも提示できていない。産経新聞は、加藤氏の記事掲載の12日前に別の報道が原因で青瓦台を出入り禁止とされたことから、これに抗議する意味で朴大統領に対する悪意的報道を行ったと考えられる。被告人に反省の色も見られない」と論告し、加藤氏に対し、情報通信網法の名誉毀損罪で懲役1年6月を求刑して結審した¹⁶。1審判決は11月

¹⁵ 産経ニュース2015年8月11日 (<http://www.sankei.com/premium/news/150811/prm1508110009-n1.html>、最終閲覧2015年9月28日)。

¹⁶ 産経新聞15版2015年10月20日、3面。

26日に下される予定である。

第2節 産経新聞事件の争点と海外における裁判の状況

1. 産経新聞事件の争点

上述の経緯を踏まえ、本事件の争点を改めて整理しておきたい。認定された事実について確認すると、まず、旅客船沈没事件発生当時、救助活動の陣頭指揮を執るべき朴大統領が、公務そっちのけで鄭ユンフェ氏と密会していたという噂は、いまだに朴大統領の当時の具体的な動静は明確でないものの、鄭氏とその知人の証言から虚偽であるということ、次に、加藤氏は、当該疑惑について記事を書く際に、その事実関係の真偽をみずから当事者らに確認する作業をしなかったということである。また、検察が起訴状で示した罰条と罪名は、情報通信網法70条2項の虚偽事実摘示による名誉毀損で、構成要件は「人を誹謗する目的で情報通信網を通じて公然と虚偽の事実を摘示し、人の名誉を毀損」であり、法定刑は「7年以下の懲役、10年以下の資格停止又は5千万ウォン以下の罰金」である。

事件の争点として、次の3点が挙げられる。まず第1に、誹謗目的の有無についてである。加藤氏は、地検での取り調べ当初から、大統領を誹謗中傷する意図はまったくないと主張していた。誹謗を目的として悪意を持って作成したのか否かについて、どのように立証するのか。問題の記事の趣旨は、朴槿恵政権が就任1年あまりで混迷するなか、大統領個人への信頼が崩れ始め、さまざまな真偽不明の噂が出るなど、既にレームダック化の徴候が見えることを指摘するものと読めるが、朴大統領および鄭ユンフェ氏の社会的評価を低下させる目的で書かれた記事といえるのかという点である。

第2に、虚偽事実摘示の認識についてである。加藤氏は、引用した朝鮮日報のコラムの風聞の内容が虚偽事実であることを知りながら、故意に報道したのか、あるいは虚偽であるという認識はなく、真実と信じて報道したのだろうか。また、記事作成当時は虚偽事実であることを認識しなくても、みず

から事実の確認を行わなかった場合は、朝鮮日報コラムからの引用であっても違法性は阻却されないのかという点である。

第3に、公人に対する名誉毀損罪該当性である。加藤氏が報道した事実に公共性が認められる場合、大統領の個人的な名誉保護に一定の制限が加えられないのかという点である。

以上の問題を踏まえ、米国と日本の名誉毀損事件の事例を紹介した上で、韓国の名誉毀損事件における産経事件の特異性について、次節で考察したい。

2. 日米の事例との比較

1) 米国

米国の名誉毀損法は、英国のコモン・ローの上に展開した。英国の名誉毀損法は、17世紀初め以降から、口頭による名誉毀損のスランダーと、文書で国王や政府高官の名誉を傷つけ、教会を批判した者を処罰するライバルに区分されたが、後者は治安維持的性格を有し、毀損事実が真実か否かを問わずに被告人は責任を問われた。これが米国内の植民地にも当初は継受されたが、ゼンガー事件（1735年）を契機に真実であればライバルの責任を問われなくなり、さらに連邦最高裁判所が連邦裁判所のコモン・ロー刑事裁判管轄権を否定したことにより、米国の名誉毀損法は、州の民事上の法として形成されていった¹⁷。当時、名誉毀損的な表現は表現の自由の保護を受けないものとされ、名誉権の保護に重点が置かれた。原告は名誉毀損的な言説があったことを示すだけでよく、言説の真実性の立証責任は被告に課せられた¹⁸。

米国において表現の自由を重視した名誉毀損法が展開された転換点は、1964年のニューヨーク・タイムズ事件（1964年）である。当事件で連邦最高裁判所は、政府と公職者に対する批判的言論は抑圧・萎縮されるべきではないという理由から、公職者および公的人物がその公的な職務に関して名誉を

¹⁷ 松井（2013），43～46頁。

¹⁸ 山田（2008），33頁。

毀損された場合、現実的悪意、すなわち被告に虚偽であることを認識する故意、または虚偽か否かを不遜にも無視する重過失があったことを公人である原告が証明しない限り、民事裁判で損害賠償を得ることができないという「現実的悪意」(actual malice)の法理を採用した¹⁹。公人のうち公職者に対して現実的悪意の法理を適用することは、学説でもほぼ異論は見られない。

一方、刑事事件としての名誉毀損については、現在、連邦での刑事上の名誉毀損事案はなく、州法の下での名誉毀損に対する刑事訴追も非常に少ない²⁰。名誉毀損の結果として生じる治安の破壊などの具体的な危険性が明白でないにも拘わらず、名誉毀損に該当することだけを理由に刑罰を科すことが疑問視され、同罪による処罰はほとんど不可能とされている²¹。現実的悪意の法理は、刑事上の名誉毀損事件にも妥当するであろうが、合衆国憲法修正第1条の下でどのような理由で刑罰を科すことが認められるのかについては、議論に主だった展開は見られていない²²。

2) 日本

日本の名誉毀損事件では、刑事と民事双方の責任が問われる。近年は民事の損害賠償が争われることが多くなっているが、伝統的には刑事を中心に組み立てられてきた。名誉毀損罪を定める刑法230条の淵源は、明治期の高まる自由民権運動で治安を維持し、政府批判を封じるために1875年に制定された讒謗律であり、英米法のライバルと同様に、当初は社会的法益を保護する意図で規定された。戦後の日本国憲法制定にともない、個人的法益としての名誉の保護と民主主義に不可欠な表現の自由という、相反する目的の均衡を調整すべく、刑法に名誉毀損罪の阻却事由の特則が設けられた(230条の2)。阻却事由の要件には以下が挙げられる。

¹⁹ 山田(2008), 33~35頁。

²⁰ 松井(2013), 58頁。

²¹ 松井(2014), 221~222頁。

²² 松井(2013), 138~140頁。

① 摘示事実が公共の利害に関する事実であること（事実の公共性）

人の社会的評価を害し得る事実の公表は、公を益するために必要な限度内であることが必要であり、噂や風聞を単に「かくかくの噂あり」といった、公共の興味・好奇心の対象に過ぎない事実として報じた場合は、公を益するためと認めがたいとする。創価学会会長と同婦人会幹部女性らの異性関係の報道が名誉毀損に問われた月刊ペン事件（1980年）で最高裁は、創価学会における絶対的指導者としての地位と絶大な政治的影響力を持つ公的人物といえる池田大作氏と元国会議員でもあった婦人部幹部の男女関係に公共性を認め、「公共の利害に関する事実」に該当するかどうかは、その表現自体の内容や性質から客観的に判断すべきで、表現方法や事実調査の程度は、公益目的の有無の認定で考慮されるべき問題」と判示した²³。

② その主な目的が公益を図るためであること（目的の公益性）

事実摘示の主な動機が公益のためであれば、動機に多少私益目的が混入していても公益性があるものと考えられている。

③ 摘示事実が真実であることの証明があったこと（真実性の証明）

公職者に関する事実について、当該事実が真実であることが証明されたときは、処罰されないとする。その根拠は、公職者を選定・罷免することは国民固有の権利であり、国民全体への奉仕者である公職者の行動は、国民の監視下に置かれるべきだという思想にある²⁴。但し、それが公務と関係のない全く私生活の秘密に属する事実に至るまで真実性の証明を許すことについては、批判もある²⁵。噂や風評のかたちで事実摘示した場合も、当該事実に対する真実性の証明は加害者である被告人に求められ、真偽不明の場合、被告人は処罰を免れない。

一方、真実であるとの認識のもとで公共の事実を公益目的で摘示したが、真実性を証明できない場合について、民事判例は、報道内容が完全に真実で

²³ 最1小判昭和56年4月16日刑集35巻3号84頁。

²⁴ 林幹人（1989）、139頁。

²⁵ 小野清一郎（1965）、41頁。

あると証明できない場合であっても、事実を真実として信じるに足る相当の理由があれば、不法行為としての名誉毀損に対する損害賠償を求める民事上の責任を免除する「相当性理論」を適用している²⁶。また、刑事においても、夕刊和歌山時事事件（1969年）で最高裁は、「行為者がその行為を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由（誤信相当性）があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損罪は成立しないと解するのが相当」と判断した²⁷。但し、刑事訴訟法上の例外として挙証責任が被告人側に課されているため、容易に相当性を認定しない傾向がある。

誤信相当性について、一般的に定評のある通信社から配信された記事に基づいて記事を掲載した場合、配信された記事が事実を真実と信ずるについての相当の理由となり得るのが問題となる。誤信相当性は、アメリカの州で採用されている「配信サービスの抗弁」（wire service defense）によって新聞社の免責を認めるべきであるとの考え方であり、これを日本で採用すべきかの判断は分かれていた²⁸。従来判例は、私人の犯罪行為やスキャンダルに関する事実を扱うものなど、一定の場合にこれを認めないとし、採用に否定的であったが²⁹、最近、最高裁は、「通信社から配信された記事内容の掲載は、通信社とその配信を受けた新聞社との一体性から、通常は新聞社が通信社から配信された記事の内容について裏付け取材を行うことは予定されていないため、これを行うことは現実には困難であり、当該配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くような事実があるのに新聞社がこれを漫然と掲載したなどの特段の事情がない限り、当該記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるというべき」³⁰と相当性の判断の仕方に修正

²⁶ 最1小判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁。

²⁷ 最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁。

²⁸ 大塚直（2012）、42～45頁。

²⁹ 例えば、最3小判平成14年1月29日民集56巻1号185頁。

³⁰ 最1小判平成23年4月28日民集65巻3号1499頁。

を加えた。

一方、公職者に対する名誉毀損事件の取り扱い方については、『噂の真相』事件（2000年）が代表的な例としてあげられる。これは、『噂の真相』2000年6月号に、当時内閣総理大臣であった森喜朗（原告）が早稲田大学在学中に売春取締条例違反で検挙された前歴があったことや、女性関係が乱れていることなどを指摘する記事が掲載され、森氏が名誉毀損を理由に謝罪広告と損害賠償を求めたのに対し、被告も記事を事実無根の捏造だとされて名誉を毀損されたとして反訴した民事事件である。裁判で被告は、原告の前歴カードを公表し、他誌も同様の報道をしていることを指摘して、「記事は真実であり、たとえ真実でないとしても真実であると信じるに足りる相当の理由がある」と主張した。さらに被告は、原告の前歴の有無を警視庁に照会することを申し立て、裁判所がこれを認めたが、警視庁は「犯罪経歴は捜査のために収集しているものであるため調査には応じられない」として、照会を拒否した。東京地裁は、「記事の表現は品位を欠くが違法性を帯びているとはいえず、政治家でしかも内閣総理大臣の地位にいる被告は、その資質、能力、品格は、政治的社会的に厳しい批判に晒され、時には揶揄されることは避けがたい立場にあり、この程度の表現は受忍すべき」とし、記事の真実性や相当性についても「記事は現職内閣総理大臣の前歴や女性関係などの事実を指摘し、たとえ40年以上前の学生時代の私行であっても、国民の正当な関心に応えようとした公共性があり、それが公益目的で公表された」として、「前歴カードが確認できないことから本件事実を真実と信じる相当な理由があるとはいえないが、報道された前歴カードの内容が具体的で、なおかつ警視庁が事実の照会を拒否している状況で、立証責任のある被告だけに不利益を課すのは訴訟上の信義則に照らして不適當」として、被告に一部損害賠償を命じたものの、それ以外の原告請求および被告反訴請求をすべて棄却した³¹。

³¹ 松井（2002），101～105頁。

第3節 韓国での名誉毀損事例とその特徴

1. 韓国の刑事名誉毀損法

名誉毀損を民事上の不法行為とのみ把握する傾向がある英米法系とは異なり、韓国はむしろ刑事上の名誉毀損罪に関する規定が母体となり、さらに民事上の名誉毀損による不法行為責任を問うという両面的な対応をしている。つまり、民事上の名誉毀損行為の成立や免責に関する理論は、刑事上の名誉毀損罪を土台としている点で、日本と類似している。

韓国刑法では、第307条1項で「事実」摘示の単純名誉毀損罪、同条2項で「虚偽事実」摘示による名誉毀損罪に対する加重処罰、第309条で出版物等による誹謗目的での事実摘示（第1項）および虚偽事実摘示（第2項）の名誉毀損罪に対する加重処罰が定められている。

事実摘示とは具体的事実をいうのであって、価値判断による意見の表明は該当しない点や、自身の実体験を公表しようが伝聞内容を公表しようが無関係な点など、大部分の法理論は日本と同様である。虚偽の事実を真実と誤認して摘示した錯誤の場合も、刑法第15条1項により単純名誉毀損罪が成立する³²。

個人の名誉保護と国民の表現の自由および知る権利を充足させる妥協点として設定されている刑法310条では、単純名誉毀損罪に対する違法性阻却事由の要件に①事実の公共性、②目的の公益性、③真実性の証明があることも日本刑法と同様である。

一方、TV、インターネットやSNSを用いた利用した名誉毀損罪については、特別法である情報通信網法第70条で「誹謗目的」での事実摘示による名誉毀損（第1項）と、「誹謗目的」での虚偽事実摘示による名誉毀損（第2項）を定めている。

³² 呉英根（2014），159～171頁。

2. 名誉毀損事件の事例

1989年から2008年にかけて、韓国の政治家や高位公職者が原告となって言論機関を相手に提起した名誉毀損訴訟を統計分析した研究によると、訴訟件数は1996年から増加を見せ始め、そのほとんどが民事訴訟（97.11%）で、刑事訴訟は極めて稀であることが分かる。また、裁判は原告が勝訴する確立が高い（68.26%）ことが特徴といえる³³。

2008年4月、韓国文化放送のTV番組「PD 수첩」が、米国の食肉処理システムの問題によって狂牛病感染の可能性がある牛が不法に食肉処理されているにもかかわらず、韓国が同月から米国産牛肉の輸入を再開したことに強く問題提起して報じたことに対し、農林水産部長官や牛肉輸入交渉団代表らの名誉を毀損したとして、番組制作陣が起訴されたが、下級審は、摘示内容は虚偽といえず、公職者の私的な事案でもなく、悪意的内容や相当性を明確に失った攻撃でもないとして、一審および二審ともに無罪を宣告した³⁴。検察の上告に対し、大法院はこれを棄却し、無罪判決が確定した³⁵。

2012年5月、インターネット上のPodcastによる時事番組「나는 꿈수다」が、朴槿恵当時セヌリ党非常対策委員長を落選させる目的で、朴槿恵氏の実弟の朴志晩氏が殺人事件に関与したかのような発言をし、また、出版記念会で朴正熙前大統領が1964年に西ドイツを訪問した際にハインリヒ・リュプケ大統領に会えずに終わったかのように述べたことについて、公職選挙法の虚偽事実公表罪、朴志晩氏に対する名誉毀損罪、朴正熙氏への死者名誉毀損罪などの容疑で番組関係者が起訴された。ソウル中央地方法院は、国民参与裁判を通じて、無罪を宣告した。陪審は、「一部誇張された表現が用いられたが、おおよそ真実に合うか、真実として真実に値する相当の理由がある」と判断したが³⁶、一方で民事裁判では、朴正熙氏に対する言説は正確でなく、

³³ 朴容淑（2011），154～159頁。

³⁴ ソウル中央地方法院2010年1月20日宣告2009 고단 3458判決およびソウル中央地方法院2010年12月2日宣告2010 노 380判決。

³⁵ 大法院2011年9月2日宣告2010 도 17237判決。

³⁶ ソウル中央地方法院2013年10月23日2013 고평 569判決。

真実であるか真実と信じるに値する相当の理由がないとして違法性が認定されて損害賠償責任が認められ³⁷、国民が参与した刑事裁判と裁判官の裁いた民事裁判で真実性の判断に差異が出たかたちとなった³⁸。

韓国の憲法裁判所は、公的人物の公的活動に関する名誉毀損的表現について、①名誉毀損的表現が真実の事実であるとい明証がなくても、行為者が真実であると誤認した場合は、その誤認に正当な理由があれば名誉毀損罪は成立しない。②刑法第310条にいう「専ら公共の利益に関するとき」とは、言論の自由を保障する観点からその適用範囲を広くしなければならない。③刑法第309条にいう「誹謗する目的」とは、その幅を狭める制限された解釈が必要である、という基準を提示している³⁹。また、大法院は前述のPD 李習事件の上告審で、「政府および国家機関の政策決定または業務に関することを主な内容とする言論報道により、公職者個人の社会的評価が多少低下し得るとしても、その報道の内容が公職者個人に対する悪意的または極めて軽率な攻撃で、相当性を欠いていることが明確であると評価できない限り、当該報道によって直ちに公職者個人に対する名誉毀損罪が成立するとはいえない」と判示している⁴⁰。大法院はこれまで何度かアメリカの現実的悪意の法理について、①名誉に関する観念が異なる点、②公人に対する名誉毀損訴訟の歴史が異なる点、③憲法上保障される言論の自由の程度が異なる点、④民事訴訟手続上の証拠開示制度が異なる点、⑤同法理がアメリカ本国でも批判されており、アメリカ以外の多くの国で採用されていない点を指摘して、その採用を明示的に否定してきたが⁴¹、上記の憲法裁判所と大法院の判断基準は、アメリカの現実的悪意の法理を連想させるものである⁴²。

以上を踏まえ、本稿の主題である産経新聞事件を考察してみたい。

³⁷ ソウル中央地方法院2013年10月16日2011 가합 122171判決。

³⁸ 장주영 (2013), 189~191頁。

³⁹ 憲法裁判所1999年6月24日宣告97 헌마 265全員裁判部決定。

⁴⁰ 김남희 (2011), 513~517頁。

⁴¹ 朴容淑 (2011), 150~151頁。

⁴² 장주영 (2013), 191頁。

第1に、加藤氏の記事は、情報通信網法第70条でいう「誹謗目的」に該当するのだろうか。加藤氏は、取り調べ当初から、大統領を誹謗中傷する意図はまったくないと主張していた。誹謗目的ではなかったことは被告人に立証責任があるが、公判でも述べられているように、加藤氏の記事の趣旨は、朴槿恵政権が就任1年あまりで混迷するなか、旅客船沈没事件によって大統領個人の信頼も崩れ始め、さまざまな真偽不明の噂が出るなど、既にレームダック化の徴候が見えることを指摘するものと読める。朴大統領および鄭ユンフェ氏の関係についての言及部分の本旨ではなく、社会的評価を低下させる目的で書かれた記事といえない。また、事件を告発した保守団体代表は、加藤氏の記事を直接読んだのではなく、ニュースプロで韓国語訳された記事を通じて間接的に内容を知ったのであって、訳文の表現方法によっては、加藤氏の記事の趣旨が転化したかたちで読まれた可能性も否定できない⁴³。

第2に、加藤氏は、引用した朝鮮日報のコラムの風聞の内容が虚偽事実であることを知りながら故意に報道したのか、あるいは虚偽であるという認識はなく、真実と信じて報道したのかという点である。また、崔普植記者の執筆した朝鮮日報コラム⁴⁴の名誉毀損罪構成要件該当性、違法性および有責性

⁴³ 東京都市大学メディア情報学部の李洪千准教授は、2014年に自身が講師を務める慶應義塾大学総合政策学部の授業を履修する日本の学生に対し、崔普植記者のコラムと加藤氏の記事を読んでその趣旨が同一か比較する課題を出したという。学生の判断に影響を与えないように、それぞれのコラムについての予備知識や出典を明かさずに資料を比較させたところ、47人のうち35人（74%）が異なると判断したことを理由に、加藤氏の記事は崔記者のコラムをそのまま引用したものだとする産経新聞の主張に日本中のメディアが同調の態度を見せていることを批判した（プレミアム朝鮮2014年11月14日 [http://premium.chosun.com/site/data/html_dir/2014/11/13/2014111303015.html、最終閲覧2015年9月30日]）。だが、優秀な慶應大の学部生であったとしても、彼ら47人が韓国語で書かれた崔記者の長文コラムの趣旨をどれだけ正確に読解できたのか疑問である。彼らが翻訳サイトなどを利用したのなら、加藤氏の記事をニュースプロの韓国語訳で読んだ告発者と理解の程度は変わらない可能性がある。

⁴⁴ 崔普植記者のコラムは、朝鮮日報日本語版サイト「朝鮮オンライン」（http://www.chosunonline.com/svc/auth/index_login.html?contid=2014081000868）で公式に日本語訳されて公開されている。

については、現に起訴されていないため言及を避けるが、加藤氏が朝鮮日報コラムを引用して記事を作成した当時は虚偽事実であることを認識していなくても、みずから別途事実の真実確認を行わなかった場合は誤信相当性が認められないのか、という点である。朝鮮日報と産経新聞は、通信社とその配信を受ける新聞社の一体性を有する関係ではないため、風聞を真偽不明の疑惑として掲載したことに真実と信ずる誤信相当性は認められず、疑惑の事実に対して裏付け取材が必要と解してよいだろうが、実際に当該事実の真実確認を外信記者がみずから行うのは至難の業であり、誤信相当性を厳格に適用すると、独自に取材して入手した事実でない限り、常に虚偽事実を報道してしまうリスクを抱え、報道の萎縮を招くことになる。時に韓国人にとって耳の痛い論説を繰り出す外信を韓国から駆逐することが、韓国の民主主義にとって本当に利益になるのか疑問である。

第3に、加藤氏が報道した事実に公共性が認められる場合、大統領の個人的な名誉保護に一定の制限が加えられないのかという点である。前述の通り、韓国の司法は現実的悪意の法理の採用に否定的な態度を取ってきたが、2000年代以降は制限的ではあるが公人の名誉毀損の成立を制限する趣旨の判決が下されており⁴⁵、加藤氏の朴大統領に対する報道が悪意的または極めて軽率な攻撃で明確に相当性を欠いていると評価できない限り、名誉毀損の違法性が阻却される可能性があるが、今回の産経事件に関しても裁判所で同様の判断がなされるのか、判決の行方は不透明である。

今回の産経事件における検察の強硬な対応には、被害者である大統領自身の感情を超えて、自国の大統領の醜聞を日本人記者に書き立てられたことに対する韓国人としての不快感が見え隠れする。そして、その圧迫は、現大統領の父、朴正熙がかつて維新政権の1975年に新設した「国家冒涇罪」（刑法第104条の2）による処罰を想起させる。

⁴⁵ 김남희 (2011), 518頁。

3. 軍事独裁下における大統領批判取締と国家冒瀆罪

1988年に刑法から削除された国家冒瀆罪の第104条の2第1項は、当時海外で反韓運動をしていた団体や人物、亡命政治家などを外国に阿る事大的行為者と批判し、大統領の維新や独裁を非難する彼らを処罰する目的で制定された。構成要件は、「韓国人が国外で韓国または憲法によって設置された国家機関を侮辱もしくは誹謗し、またはその事実を歪曲もしくは虚偽事実として流布するなどの方法で、韓国の安全、利益もしくは威信を害し、または害するおそれがあるとき」であり、外国の言論機関を対象に含めた場合の国家威信の損傷をおそれ、外国人は除外されていた。法定刑は「7年以下の懲役または禁錮」であった。一方、同条の2第2項の構成要件は、「韓国人が外国人や外国団体などを利用して国内で前項行為をしたとき」で、法定刑は前項と同じである⁴⁶。

この国家冒瀆罪の「憲法によって設置された国家機関」には国家元首である大統領も該当するとされ、公人である大統領を批判できないような法的根拠が設けられた。大法院で下された国家冒瀆罪事件の確定判決は3件（1978年、1983年、1986年）で、いずれも政府とともに大統領を批判したという点が主な公訴事実として示されている⁴⁷。国家冒瀆罪が実際に適用された事例は少なかったが、1987年5月に誕生した統一民主党創党大会で金泳三当時総裁が就任挨拶の際に大統領選挙を北朝鮮の選挙に喩え、ソウル五輪をナチスのベルリン五輪に喩えた発言と、金総裁の海外旅行時の発言などに対し、国務総理と検察が国家冒瀆罪の適用意思を示すなど⁴⁸、言論弾圧や政権批判封じの悪法として、当時の韓国人に強いインパクトを与えた。1988年7月、韓国国会の「民主発展のための法律改廃特別委員会」において、悪名高かった国家冒瀆罪を廃止することが決議され、同年12月に刑法から削除された。

国家冒瀆罪の構成要件が産経事件にそのまま該当するわけではないが、本

⁴⁶ 南宮鎬卿（1992），181～197頁。

⁴⁷ 고시면（2014），5～7頁。

⁴⁸ 南宮鎬卿（1992），180～181頁。

事件を通じて、情報通信サービスを利用する者の個人情報保護を目的で制定された情報通信網法が、国家元首をはじめとする公職者に対する名誉毀損の刑事責任を問うかたちで言論を抑圧する手段として濫用され得ることが浮彫になった⁴⁹。

近年、韓国では公職者や青瓦台が言論機関を相手に名誉毀損で民事提訴または告訴する事例が急増している。2012年の大統領選挙前、インターネット新聞「ソウルの声」が、朴槿恵大統領と某牧師（故人）の間に私生児がいるという風聞を2度掲載した件で編集者が告訴され、ソウル中央地方法院が2015年1月、罰金刑500万ウォンの有罪判決を言渡した事件⁵⁰や、青瓦台の秘書と大統領の実弟朴志晩氏が対立しているという記事を掲載した時事ジャーナルや日曜新聞に対し、報道によって名誉が毀損されたとして、それぞれ8000万ウォンと4000万ウォンの損害賠償を求めて提訴している事件などのほか、産経事件の発端となった2014年4月の旅客船沈没事故に関連して、同月17日に事故現場に近い全羅南道珍島の体育館を訪問した朴大統領が面会した幼児は、面会を演出した「ヤラセ」ではないかと報じたハンギョレ新聞に対し、青瓦台秘書室がソウル中央地方法院に8000万ウォンの損害賠償を請求した件や、合同焼香所を朴大統領が訪問した際に大統領に言葉を掛けた高齢女性は、青瓦台が依頼した人であると報じた韓国基督教放送（CBS）に対して、同様に8000万ウォンの損害賠償を求める訴訟を起こした件など、枚挙にいとまがない。このような韓国での状況から見れば、本稿で扱った産経事件は、韓国国内の「名誉毀損訴訟ブーム」に加藤氏が巻き込まれた恰好ともいえる。

⁴⁹ 情報通信網法第70条1項の法定刑は、2008年6月13日の一部改正（法律第9119号）までは「3年以下の懲役もしくは禁錮または2千万ウォン以下の罰金」であったが、2014年5月28日の一部改正（法律第12681号）では「3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金」へと引き上げられていることも注目に値する。

⁵⁰ 法律新聞2015年1月28日（<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Print-News?serial=90647>、最終閲覧2015年9月30日）。

韓国において、公職者による報道機関を相手とした刑事名誉毀損事件は、2000年以降、公職者の社会的評価の保護よりも公共性および公益性を帯びた言論報道の自由に重点を置く傾向が徐々に現れてきている。また、刑事事件として起訴される件数も多くない。その意味で産経事件は、被告人が日本の報道機関で、さらに論調が反韓的だとして韓国人が疎ましく感じている産経新聞が書いた記事であるからこそ起こった極めて稀有な事件ともいえるが、大統領にとって都合の悪いことを耳痛く批判する者に対し、見懲らしを加える手段として、政府や公職者が名誉毀損を刑事告訴し、また、莫大な額の損害賠償を民事訴訟で請求することは、公論を萎縮・硬直化させ、韓国の民主化を後退させる危険が非常に高い。朴槿恵政権の民主的な言論政策と司法のあり方を評価する試金石として、今後の産経事件裁判の行方が注目される。

参考文献

〔韓国語〕

『犯罪白書2008』(2008), 『犯罪白書2009』(2009) および 『犯罪白書2014』(2015), (韓国) 法務研修院。

김남희 (2011), 「PD수첩 광우병 보도 관련 형사판결 (대법원 2011. 9. 2. 선고 2010도17237 판결) 에 대한 평석—공인에 대한 명예훼손의 면책법리와 국가기관의 명예훼손 성립여부에 관한 분석, 평가를 중심으로」 『언론과 법』 10-2, 韓国言論法学会。

고시면 (2014), 「‘대통령학’의 관점에서 바라본 ‘국가모독죄’와 2014년 외 국가자의 대통령에 관한 특정기사로 인한 정통방법 제70조 (명예훼손) 의 성립 여부」 『司法行政』 55-12, 韓国司法行政学会。

南宮鎬卿 (1992), 「国家冒瀆罪에 대한 考察」 『서울대학교 法学』 33-2, ソウル大学校法学研究所。

呉英根 (2014), 『형법각론 제3판』, 博英社。

이용식 (2010), 「명예훼손행위의 위법성조각사유로서의 공익성 판단과 공적인물 이론」 『경찰학논총』 5-2, 円光大学校警察学研究所。

장주영 (2013), 「박근혜 정부 출범 이후 표현의 자유 현황」『刑事政策』 25-3, 韓国刑事政策学会。

〔日本語〕

大塚直 (2012), 「通信社から配信され新聞に掲載された記事による名誉毀損と新聞社の不法行為責任」『平成23年度重要判例解説』, 有斐閣。

小野清一郎 (1965), 「名誉の保護と表現の自由 (1) — 名誉毀損の罪における真実性の証明」『法律時報』 37-9, 日本評論社。

林幹人 (1989), 「名誉毀損罪における「公共ノ利害ニ関スル事実」の意義」『法学セミナー』 413, 日本評論社。

朴容淑 (2011), 「韓国におけるメディアによる名誉毀損に関する研究—政治家及び高位公職者に関する名誉毀損訴訟を中心に」『九大法学』 103, 九大法学会。

松井茂記 (2002), 「内閣総理大臣の犯歴報道と名誉毀損—『噂の真相』訴訟」『法律時報』 916, 日本評論社。

松井茂記 (2013), 『表現の自由と名誉毀損』, 有斐閣。

松井茂記 (2014), 『インターネットの憲法学 新版』, 岩波書店。

山田隆司 (2008), 『公人とマス・メディア—憲法的名誉毀損法を考える』, 信山社。

執筆者紹介（掲載順）

奥田 聡	亜細亜大学アジア研究所教授
鈴置 高史	日本経済新聞社編集委員
野副 伸一	亜細亜大学アジア研究所嘱託研究員
石田 賢	国土舘大学経営学部講師
藤田 徹	藤田東アジア研究所代表
田中 俊光	亜細亜大学非常勤講師

（アジア研究所・アジア研究シリーズNo88）
韓国新政権の中間評価と朝鮮半島情勢

2016年1月31日 発行

編集者 亜細亜大学アジア研究所

発行者 〒180-8629 東京都武蔵野市境5-24-10 ☎0422(54)3111

e-mail:ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所 (株)松井ピ・テ・オ・印刷

〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東5-9-21 ☎028(662)2511

IAS Asian Research Paper No.88

The Institute for Asian Studies

ASIA UNIVERSITY

TOKYO JAPAN